



AR-11J

年報 2007

財団法人
ディフェンス・リサーチ・センター

は し が き

「DRC年報」は今年で11回目の発刊となりますが、本年度からは和文版のみを刊行することと致しました。

各テーマは、執筆者の自主的選択によりそれぞれ別個に選定され、内容は全て個人の意見に基づくもので本財団としての統一見解ではないことをお断りしておきます。

皆様のさらなる御討議をお待ちしております。

平成19年11月30日

財団法人ディフェンス リサーチ センター 会長 塩 田 章

DRC 年報 2007

目 次

最近のわが国の公共調達政策と仕組みの改善に対する考察	1
発注仕様書内容を明確にしづらい場合の発注先選定の仕組みへの提案	
(財)DRC 研究委員 稲垣連也	
防衛努力を実効あるものとするために	11
(財)DRC 理事長 上田愛彦	
中台紛争と日本の岐路	17
(財)DRC 研究委員 江口博保	
北東アジア情勢に関する一考察 中長期的展望からの分析	27
(財)DRC 研究委員 岡本智博	
朝鮮半島の核兵器	37
(財)DRC 研究委員 大島紘二	
空想と戦訓のあいだ シーレーン防衛史論	41
(財)DRC 研究委員 菊田慎典	
日本の核武装について	49
(財)DRC 研究委員 五味睦佳	
中国空軍の現状と将来	59
(財)DRC 研究委員 新治毅	
国連平和維持活動の動向に関する考察	69
(財)DRC 研究委員 鈴木健	
核抑止力についての一考察	77
(財)DRC 研究委員 高山雅司	
核兵器・核テロの脅威とわが国の対応について	91
(財)DRC 研究委員 田上昭夫	
アーミテージ・レポート	101
(財)DRC 研究委員 安村勇徳	
わが国の防衛を正す3つの観点	111
(財)DRC 研究委員 吉田曉路	
いわゆる護憲平和論の主張について	119
(財)DRC 研究委員 玉真哲雄	
(事務局便り)	
財団法人ディフェンス リサーチ センター の概要	127

最近のわが国の公共調達政策と仕組みの改善に対する考察

発注仕様書内容を明確にしづらい場合の発注先選定の仕組みへの提案

(財)DRC 研究委員

稲垣連也

「概要」

公共調達の国際化及び(官製)談合の是正等を背景として、政府調達を主体に最近各種の公共調達政策改変、特に発注先選定の仕組み等の改善が行われてきている。しかし不祥事対策もさることながら国の公共調達政策として重要なことは、国際化時代におけるわが国産業界の健全なる発展と国際競争力の強化、及び公共調達における国民への説明責任を果たすことであろう。

その意味では調達品/システムの複雑化が進み発注先検討時に発注製品/システムの仕様(要求性能等)が決めづらくなってきている現在において、カタログ品等と同じ公共調達政策/発注先選定の仕組み(具体的には一回入札による低価格応札の原則優先制度)をとってきているところに最大の問題があると考えられる。そして最もその歪の影響を受ける分野が防衛装備品/システム調達である。従って(防衛庁から防衛省になった機会でもあり)、防衛調達は(政府)公共調達の主要な部分であるがゆえにこそ、その(国際的に共通な)目的は、良いもの(ユーザーの期待に答えるもの)を必要な時期にかつ合理的な価格で入手することであって、そのためには技術進歩にあわせて絶えずその調達組織と仕組みを工夫し改善すべき事を、防衛省が率先して政府内に訴え実行していくことが望まれる。

本稿は、総務省よりの総合評価落札方式の推奨、2006年8月の財務大臣名による各省各庁の長殿宛文書「公共調達の適正化について」、及び2007年3月の各府省情報化統括責任者連絡会議での「情報システムに係わる政府調達の基本指針」決定等の最近の政府各部門への公共調達方式改善の要請に対し、防衛省に最も関係が深い首記問題を中心に防衛省内での積極的な検討と対案提示を期待し、そのための参考資料提供を行おうとするものである。その主要点は下記の通りであり、省内検討の一助となれば幸いである。

- ・ 公共調達においては調達価格の低減のみが目的ではなく、政府職員(及び第3者をも含め)の創意工夫による効率化、及び業者への価格低減と国際的競争力向上への動機付けの工夫をはかり、国力隆盛に寄与する公共調達の仕組みにつき継続的改善を追求すること。
- ・ 仕様が明確化された(規格化された)物品の調達/工事発注等と、そうでない(仕様明確化の困難なもの)物/システム等との発注先選定の仕組みとは別とすべきである。後者では提案書をとることで順次仕様書案を改善し、政府にとって最善応札(Best Value)を選択できるよう、複数回の入札により入札者を絞り込んでいく過程の実施や提案書提出後の提案変更や公平な政府側と応札者側との交渉を容認することを、至急に検討し提案していくべきである(これは総合評価方式による公共調達実施策への解答を兼ねる。)
- ・ 法的及び倫理的な不祥事への対策は、社会ニーズ及び技術進化等の時代の変化に伴う調達制度の疲弊度を考慮して(諸外国の例に倣い)罰則等の強化による防止策をとることを主とし、新たに規則で拘束するのではなく政府職員等のやる気を重視してむしろ裁量権を

付与する方向付けを行うことが望ましい。

- ・巨大システム等の多くの高い納入遂行リスクを抱える場合の公共調達においては、発注者である政府(等)側と受注業者側とでリスクを双方が負担する(及び受注者側のリスク負担に対する補償の)仕組みを検討し採用すべきである。そのことが受注者への動機付けとなり、ひいては政府調達の良いものを廉価に納期通りに取得することに資することを理解すべきであろう。

1. はじめに

最近 2006 年前後の公正取引委員会及び検察庁による公共調達における(官製)談合弊害の摘発と是正勧告を契機に、従来からの課題である総合評価方式による発注先選定問題と併せて、改めて公共調達の仕組みのあり方が論議されてきている^(4,9,13,14)。その結果として談合問題対処については、罰則強化と一部の課徴金減免制度設定等が当初の危惧を払拭するほどの効果を上げてきていることが報道等で明らかにされている。しかし併せて要請されている随意契約原則廃止と一般競争入札奨励及び次善策としての企画競争実施等⁽⁹⁾については、かねて総務省等から要請されている総合評価方式導入問題ともからみ、諸種の問題が絡むことから各省庁ともその具体的実施に苦慮しているように見受けられる。その主たる原因は、仕様が明確化された(規格化された)物品の調達/工事発注等と、そうでない(仕様明確化の困難なもの)物/システム等との発注先選定の仕組みを明確に区別しようとしていないこと、並びに後者に深く関連する総合評価方式導入推奨について概念的な要望のみで背景にある会計法等との整合問題(一回限りの入札で入札者との交渉を認めない等)に踏み込んでいないことにある。さらにいえば、これらの是正要望等では公共調達の価格の低減という一面のみが強調され、納税者たる国民の便宜と納得を得るための公共調達の原則である「良いもの(ユーザーの期待に答えるもの)を必要な時期にかつ合理的な価格で入手すること」という目的に資する改善政策/要請に必ずしも踏み込んでいないのではないかという疑問がある。

本稿ではこれら基本的な公共調達適正化に最も関連が深い防衛調達問題の観点から、最近の政府の代表的な3つの政策要請「総合評価方式導入奨励、随意契約原則廃止と一般競争入札奨励、及び情報システムの政府調達に係わる基本方針」を例にとり、(米国連邦政府調達制度との対比と絡ませて)具体的にどのような問題があるのか、どのようにその問題を解決するのかの具体案作成のためとなる、参考提案を提示しようとするものである。(なお本稿の提案内容等は筆者の個人的意見であり、いずれかの機関の意見を反映するものではない。) これらの具体案検討内容は防衛省のみならず政府各省庁の公共調達に共通の緊急課題であり、政府の共通的な上記の3つの要請に対し最も関連の深い防衛省自らが具体的適正化の方法等を立案し政府内で提言されることを期待するものである。

なお筆者の所属する財団法人ディフェンスリサーチセンターの防衛力基本問題研究会防衛調達問題研究グループでは、過去数年にわたって欧米4カ国での調査・討論を含めて防衛取得調達問題の調査研究を行ってきており、その成果の発表・提言を行っている^(1,10,11,12,15)。本稿は其中でも、調査研究結果を背景に、最近の早急なる対策を要請されている政府各省庁に共通的な公共調達に関する問題に絞って検討し、提案を行うものである。

2. 随意契約の原則廃止/一般競争入札の奨励と総合評価方式導入推奨の問題点

談合の弊害を排除するために公共調達においては特別な場合を除き原則として一般競争入札を行うとする財計第 2017 号文書では、競争入札には、大別して仕様を詳細に提示し価格だけについての入札を行うものと、価格以外の要素についての提案を受けてそれらの評価を価格に加える方式との、2 方式の差があることについては明確に述べられていない。暫定的処置としての企画競争の容認が記述されているが、基本的には現会計法の趣旨に添う一回限りの一般競争入札による最低価格入札者への受注決定方式の徹底を奨励している。

この方式は調達案件の仕様が明確にでき品質的にも大きな問題がない場合は、(談合対策は別に取りられるとして)極めて優れた公共調達/入札方式である。しかしながら入札時に調達案件の仕様が(発注者側だけでは)明確にできない場合や品質が重要な案件である場合は、提案書を応札者から求めさらにできれば発注者側との性能や契約の条件交渉をからめて総合的な評価の後に受注者を決定したいはずであるが、我が国における現行の公共調達方式においてはこれを極めて困難にしている。すなわち現行の日本の公共調達制度の問題は、交渉による提案修正を認めておらずかつ一般的に入札者からの提案を変更できないものとして評価しているために、価格以外の要因を入れた入札についてはうまく対応できるようになっていないことである。そして問題はそのような公共調達の場が情報化時代を迎えてますます増大していることにある。

米国の連邦政府調達規則(FAR)によれば、発注者側は原則として提案要求書(RFP)により応札者から提案書を求め、かつそれを評価(価格や技術内容及び過去の実績等を総合評価)してある基準に合致する応札者を選別する(競争範囲 competitive range の決定)。多くの場合選別された応札者は複数であり、提案書審査の過程を通じ、選別された応札者との質疑応答等による交渉を経て、改良点の取り組みあるいは妥協の採用により新たな修正提案要求書(RFP)が作成される。それに基づき選別された応札者は最終提案書(BAFO: best and final offer)の提出を行いさらなる審査が行われる。これらの手続きが FAR で決められている。さらに最終提案後においても、第 1 位の入札者から提案を受けたり、契約内容の交渉を行うことがしばしば行われる。重要な点は、仕様(品質を含む)は発注者と応札者との情報交換により段階的に決められていくのであり、発注者側が全て独自に仕様作成の責任を負うと決めつけてはいない点である。その背景には政府が工場等の組織設備をもっていた時代は別として、行政官である政府等の発注者側に技術及び技術管理の専門家を育成して対処することは困難であり、現代では複雑化する公共調達における品質を確保することを含む仕様の作成には政府にとり(特例を除き)製造経験知識を持つ産業界の協力・協調が不可欠である、という共通認識がある。

日本の場合も価格だけでなくその他の要素をも加味する総合評価方式を導入することが望ましい(総務省)としているが、これまでの日本版総合評価方式は会計法の基本的な手続きにのっとり一回限りの提案書入札を基本とし、その後の変更や交渉は通常認めない(つまり総合評価落札方式である)ことから、米国連邦政府のやり方とは基本的に異なっている。その端的な例は提案要求書(RFP)の解釈の違いにみられ、一回限りの入札では RFP と仕様書は同時に提示され、(米国連邦政府の手順である)RFP による提案書を審査して仕様書を順次確定していくやり方とは異なっている。

その背景として日本の会計法の制約を理由にする説もあるが、参考文献 3 に示す金本教

授の論文によれば、財務省は「総合評価方式の中で複数段階での評価判断と順次絞り込みによる契約相手方選定も可能」及び「(特定の入札者とのみでの交渉や契約内容変更はできないとの留保付きではあるが)評価において契約内容の交渉も可能」との見解を表明していることを紹介している。つまり米国等で行われている多段階提案書要求と評価及び入札者との交渉も、発注者側がその気になれば実施可能である。諸外国の制度にみる基本的な解決策によらず、現行の会計法の慣例に何とか従おうとして問題をはらんでしまった例が、次節に紹介する「情報システムの(日本)政府調達に係わる基本指針」の諸問題である。

3. 情報システムに係わる政府調達の基本指針における諸問題

電子政府構築計画関連の各種情報処理システムの政府調達の増加を契機として、「情報処理システムに係わる政府調達の基本指針」が2007年3月1日付にて各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議で決定され、7月1日より実施されている。これは政府単独で要求や仕様を決定しにくい公共調達の代表例である(大規模な)情報システム関連調達におけるある意味での総合評価方式適用であり、調達計画書の作成公表等従来方式よりの改善点はあるものの、前節で述べた米国連邦政府の2段階案審査及び入札者との交渉実施方式とは大きく異なる特異な指針であり、国民の観点からみて大きな問題点を有していることを指摘したい。(表面的には仕様書を事前に示せる大規模な業務・システム最適化関連システム等調達を対象としているが、近代的防衛システム等は広義には全て政府調達の情報システムに位置づけできるわけで、防衛調達に対する影響は極めて大きいと認識されよう。)

総務省主導で作成されたこの基本指針は、電子政府構築プログラム等で、発注者である政府側担当者が要求・仕様の制定に苦慮し阿吽の呼吸で特定の力のある業者に依存せざるを得なかったこと(ベンダーロックインと称され有力システムインテグレーターである業者に政府が依存せざるを得なくなる状態)を回避したいという悲願が強調されすぎ、国として納税者たる国民への責任を果たす意味での有利さ(全体コストの抑制、納期確保、品質確保)を失いかけているのではないかということが強く危惧されるものである。

基本指針の主要な狙いは、「提案依頼書又は調達仕様書等の作成に係わった業者のシステム設計開発への入札制限」並びに「原則としてシステムを分割発注することによる競争入札の促進」の2点である。この基本指針における主要な問題点を次に指摘する。

- ・ 政府行政機関の内部文書たる調達計画書において仕様書や設計書の内容まで要求しており、非現実的である。仕様や設計基本指針は時間と共に変化するのであり、入札直前までに生じる変化や、業者等の改善提案等を織り込むことが難しい。
- ・ 基本的な仕様書があってその上で提案要求書(RFP)により改善等の提案を要求する仕組み(仕様書とRFPがほぼ同一内容となる)であり、米国連邦政府調達等で意図するRFPによる提案書から(提案修正を重ねて)仕様書案を改善していく方式とは大きく異なる。一般的には(業務・システム最適化等の場合は別として)仕様書が最初に政府側(及びその支援者)のみで(システム設計・開発業者との協調なく)作成できるか疑問である。
- ・ 仕様書等の作成業務に関与した業者は、製造に応札できないとしているが、仕様書等の作成はシステム設計の一部であり製造と完全に分離することは困難のはずである。特に最近多用されるスパイラル開発志向の場合においては、両者は一体化すると見るべきであろう。さらに分離入札でのもうひとつの問題は、仕様書等作成支援契約における競争

入札の方法が明確にされていないことである。そのまた仕様書はどうやって作成するのかが問題である。このことは次のシステム統合責任問題に絡み深刻である。

- ・システムを分割発注することは（政府支援業者への支援契約やシステム構築会議の構成をとるにしても）政府がシステム全体構築（統合）責任を負うことであり、行政官である政府側担当者には極めて酷な任務である。特にシステム統合業務は、既存の他システムとの統合業務が増えてきていることと合わせ、政府側あるいは政府側の一員となるコンサルタントや技術支援業者には経験その他からきわめてリスクが高い。（諸外国特に米国防省ではプライム発注方式が主体であり、最近では巨大システムの場合に仕様書作成業務をも合わせて一括プライム発注を行う LSI (Lead System Integrator) 契約方式まで出てきており、今回の指針とは逆の方向である。その背景には政府組織を巨大化させない、技術や管理の専門家を政府でかかえることは合理的ではない、産業界との協調 (collaboration)こそが効率的な公共調達鍵である、とする思想が貫かれている。
- ・分割発注することは責任の所在を難しくし、かつ一般的にオーバーヘッド業務を増加させ、けっして競争による全体コスト低減にはならず、むしろ全体コストの増加を引き起こす可能性が高い。またこれらを総合するシステム統合業務はリスクが大きく、リスクは大きな受注先が全体を負うことで始めて全体として低減可能となるものである。分割発注さらにはシステム統合業務のみを(共通基盤作成者等に)別発注することは、リスクを増やすことはあれ（政府側に有利なように）全体価格の低減を行い問題解決に資することはないと見るべきである。それでも大企業依存を忌諱したいとすれば、これは中小企業優遇の政策問題であり、国民への最善となる公共調達策とは別問題なのではないか。

4．具体的な公共調達の仕組み改善

公共調達の入札時にその調達要求内容/仕様を明確にしにくい（さらには入札後の設計開始後あるいは納入後の運用時になって初めて明確となり変化していく）案件（特に巨額予算案件）が増大している中で、これまで政府側で打ち出した方針は、国民への説明責任を重視した随意契約の原則廃止を主点とした公共調達の適正化、並びに総合評価方式導入の奨励が主なもので基本的な解決の具体化手段を明確にはしていない。一方最近制定された情報システムに係わる政府調達の基本的指針は、逆に極端に具体化された公共調達方式を示しており、（日本中の）有識者の英知を結集して事前にシステム設計を行うことが可能な特殊な場合にのみ適用できると考えられ、仕様書を決めてから実現手段にのみしかも分割して競争入札を行おうとするもので、前節に述べたごとく多くの問題点をかかえている。

この総合評価方式等の必要度合いが我が国で最も大きいとみられる防衛調達においては、これまで実質的に次の様な方式が行われてきた。大規模で複雑なシステム調達においては、（政府側のみで仕様書を作成することは困難との前提で）運用要求を主体に要求内容をまとめた提案要求書（RFP）を作成し広く提案書を求め、その評価及び関連質疑応答をふまえて仕様書の骨格作りが行われる。大型案件については提案書の評価に基づき防衛庁（当時）長官指示のかたちで機種選定を行い（実質的に発注先選定が行われことになるが）、以降交渉による仕様書及び契約条件の確定につながっていく。（従ってこの場合は競争が行われたにもかかわらず調達の統計上は随意契約扱いとされた）。また特定の中規模案件については、RFPにより提案書を求めそれを審査して望ましい仕様を検討し仕様の骨格を固める

ことがしばしば行われてきたが、正式には（提案書審査内容を考慮した）仕様提示による一回限りの競争入札形式（支担当判定）により選定が行われている。しかしその他の多くの場合は（正式な）提案書競争審査はなく、不明確な仕様書による一回限りの価格優先調達方式（カタログ品等購入との同一一般競争入札方式）が行われてきており、複雑なシステム調達では歪みが出てきている。

上記の二つの審査判定制度は「随意契約原則廃止の公共調達の適正化指針」の文書面から見れば必ずしも趣旨に沿うものではないかもしれないが、必要に迫られたもので実質的に総合評価方式の精神そのものを取り入れたものである。筆者の調査研究によれば、このやり方は米国連邦政府調達規則による提案書要求による審査と交渉による細部の確定過程に実質的に極めて類似しているといえる。現会計法の制約下で考え得る合理的な業者選択方式をとってきたのであり、それゆえにその方式や結果に多くの場合業界も納得して従ってきたと考えられる。これに対して「公共調達の適正化」を総合評価方式の具体的制度化なしにそのまま実施することは、これまでの防衛省のとってきた入札時に官側で仕様を決定しがたい場合の一回限りの価格優先入札方式への実質代替方法の利点を否定することになる。さらに「情報システムに係わる政府調達の基本指針」をそのまま適用することは、防衛省の総合評価方式によるプライム社選定とプライム社との協調開発取得(最大受注者によるシステム統合リスク負担)のこれまでの利点を否定することにつながる。これらの混乱を避けるには、これまで防衛省で実施してきた実質的な総合評価方式の良い点を整理し、説明責任を果たすためのさらなる改善事項をも追加して、総務省等にも納得できる新しい総合評価方式として早急に制度化し提案することが重要であろう。

新しい総合評価方式の設定としては、米国連邦政府の調達規定の関連部分をそのまま導入する方法も考えられ、かつその主旨の導入の現会計法等との整合については財務省見解でも問題ないことが指摘されている⁽³⁾。米国連邦政府の調達規則(FAR)という格好の参考手続きがあるにもかかわらずその主旨が導入できない理由は、歴史的な契約社会としての文化の違い、背景にある政府調達関連法律の違い、独立な政策評価機関としての（米国版会計検査院である）GAO (Government Accountability Office)の存在等が指摘できるが、基本的には発注先である各府省庁の取り組み姿勢の問題ではなからうか。特に具体的には提案要求書において発注先選定基準を明示する（米国版RFPのセクションM規定として有名である）ことの困難性があると考えられる。これらの問題点を考慮した一つの新総合評価方式のたたき台を次節に示す。省内での検討の参考となれば幸いである。

5．具体的な公共調達方式改善の提案例

公共調達方式を、発注側で各種の情報収集や調査研究依頼等に基づき仕様書を入札時までに提示できるものと、発注側で提案要求書を提示し応札希望者から提案書を取りそれに基づき調達仕様書を段階的に策定していく必要がある調達案件とに、分けることが議論の前提である。前者の場合は「公共調達の適正化」の適用及び入札時の提案書同時提出要求による（これまで試みられてきた）総合評価方式の適用はいずれも問題は少ない。後者の場合にはその方式では、良い物をタイムリーに適切なる価格で購入するという公共調達の本来の主旨を達成するには多くの問題があり、以下にその具体例（新しい総合評価方式による調達）を提示するものである。

調達仕様を確定するために、調査契約や技術支援契約を本体調達と別に行うことはこれまでも行われているが、複雑な(システム)案件については、提案要求書 RFP を作成し応札希望業者からの提案書をとって審査し段階的に仕様を確定していく方式が本来の方式として望ましい。そしてこの RFP を作成すること自体が技術的な力を要求されるために、別な技術支援契約を競争により行うことも考えられる。中でも大切なことは、RFP の草案段階で公表し業界その他からの意見を入れて修正していくことであろう。

応札側による提案書の作成及び発注者側の評価には相当な努力と費用がかかるため、最初は概略的な提案書を提出させ徐々に絞り込んで最終的な詳細な提案書を提出させる方が合理的であろう。調達者と絞り込まれた応札者との質疑応答交渉により RFP を変更し、それにより再度絞り込まれた応札者から最終提案書を受け改めて審査する(最終応札者各社には共通の情報提供が競争の公平さを保つために必要である)ことを可能とすることが両者にとり重要となる。さらに最終案提出後も第 1 位と評価された入札者からの提案変更や契約内容の交渉を行うことも制度化することが考えられる。

この提案書提出の評価は、価格のみならず、技術内容、受注後の政策管理体制等、提案者の過去実績等の信頼度などを対象とした総合評価方式で行う。そしてその評価尺度は(米国連邦政府の RFP の記述内容セクション M のように)事前に規定しておく必要がある。明らかにこうした総合評価制度では、予算設定時の官側価格推定は別として、現行入札制度に規定される(官側の)予定価格設定あるいは最低応札価格設定は困難であり意味を持ちにくい。しかし問題は基準となる評価尺度が事前に完全に規定できうるのかである。どのように規定してもダンピング的な価格提案を正確に事前評価し排除することは極めて困難であろう。その背景にはわが国には米国連邦政府の規定にみられるようなコスト実現性解析(cost realism analysis)を行う仕組みもなく、またそれによる入札者への価格提案修正要請もできないため、定量的な評価が難しいことが上げられる。この点が具体的に総合評価方式を導入する際の最大の困難性のひとつであった。これに対する対案としては、RFP においてできる限りの提案書評価要因(価格だけの評価ではないことの明確化)を規定し、さらには修正 RFP にてさらに改善するにしても、最終的には評価側における提案書比較評価に対してある程度の裁量権を容認することである。(かつての防衛庁の審査は選定検討チームによる公平な評価を行い最終的に責任者が決定する体制であったと考えられる。)

わが国の現行制度のもとでの総合評価方式導入の障害は、提案書提出が入札と同時にあり提出後の交渉や変更が認められていないことである。これは入札時に政府側で仕様書がほぼ確定されていなくてはならないことに他ならない。そしてそれが複雑なシステム調達ではきわめて困難であることと、あわせて意図的なダンピングに近い価格提案排除の事前尺度決定方式の困難さとが、総合評価方式採用を躊躇させてきたと考えられる。前述の RFP の 2 段階設定と絞り込まれた応札者同士の再度の提案競争に加え、評価チームに裁量権を付与することは、この困難改善策の一案となるはずである。そしてこれは、国の背景条件等との違いからわが国にそのまま導入することは難しいと考えられてきた、米国連邦政府調達規定にある「政府及び国民に取り Best Value での公共調達を可能とする Competitive range 及び BAFO 要請審査方式」の利点に相似した効果をもたらす。

ここで問題になるのは国民や議会に対するその決定の説明責任であろう。しかし説明責任は、事前に評価尺度をすべて決定せずとも、評価結果内容を文書として残すことで確保

されるはずであり(この点が従来はやや問題であったと考えられる) そうすれば各プロジェクトに固有の評価における裁量権が担当者/意志決定者に付与されても問題はないはずである。このことがまさに総合評価制度の神髄にあたるはずである。評価内容文書の作成困難性を恐れ、事前に規定した内容による評価しか認めないとして、評価チームへの裁量権を認めないあるいは極小化するのは、公共調達の本来的の目的を見誤っているはずである。

この評価検討チームには、計画段階より調達納入段階まで責任を持って発注側プロジェクト遂行にあたるいわゆるプロジェクトマネージャ(米国連邦政府ではプログラムマネージャと呼ばれる)を専任させ権限を付与する(かつその支援体制を作る)ことが重要であり、その判断によりライフサイクル管理をも考慮して仕様書をどのように確定していくか及び発注者側としてプログラムを分割発注することが有利なのかどうか等が決定されるべきであろう。既存システムとの統合をも含むシステム統合業務を発注側(技術支援業務の別発注を含む)で実施できるか、プライム社への依存の方がリスクや総合費用を含めて発注者側に有利ではないのかの判断が求められる。要はベンダーロック回避(プライム契約者への依存回避)こそが全体費用の削減と説明責任の遂行に必要、との短絡的判断は公共調達制度の効率性から極めて危険であり、調達システムの性格により判断する必要がある。

総合評価方式の例の要点は上記の通りであるが、その他付随して検討すべきことがあり、そのいくつかの例を以下に述べる。

一つは発注者側の価格算定の仕組みと位置づけである。現行の会計法の要請に基づく予定価格算定は、複雑で仕様を決めがたい物品/システムの公共調達においては、現在の制度仕組みでは発注者側に超能力を要求することに近く、実際には予定応札業者に価格見積もりを依頼して、それらの中の最低値に0.85等のある数値をかけて算出する形をとらざるを得ないことが多い。また総合評価方式を採用すれば予定価格算定そのものが意味を失ってしまうはずである。しかし計画段階や予算要求段階、さらには提案書評価段階においても発注者(政府)側での価格算定(予測)は不可欠であり、そのための仕組みを充実させる必要がある。その仕組みは米国国防省の価格算定の仕組みが参考となろう。米国防省では過去の実績価格データベースの確立(監査とは別の仕組みとして)、政府側(公共調達発注者側)における価格検討チームの設定(恒常的及び臨時的の双方)、第三者機関への価格算定予測業務の別発注等を、入札者からの見積もり情報と併せて判断している。

次に極めて重要であり(欧米諸国と比較して)現在の我が国の公共調達契約方式に欠けているものとして、契約遂行におけるリスク負担の問題がある。原則としては、リスクは受注者側に一方的に押しつけるのではなく発注者側と受注者側で共同してその責任を負うべきであること、及び受注者側のリスク負担に対してはインセンティブとしての補償を契約で考慮すべきであろう。そのことが公共調達の価格低減と性能確保に貢献するはずである。例としてはリスク負担に応じて容認利益率を変更することがあげられる。防衛省の現行方式では、随意契約の場合説明責任を果たすため原価監査受諾の義務づけとそれに基づく予定値以上の利益が発生した場合の返却を契約で義務づけているが、競争入札による確定契約でも、(予定値より利益が出た場合の)超過利益返納特約条項付きの契約となっている場合が多い(ただし損失が出た場合は受注者の責任のまま確定値の増額はしない)。確定契約は受注者側にとり最もリスクが高い契約であり、受注者の努力で価格低減した場合の

利益は、リスク負担の補償として当然容認されるべきであろう。諸外国ではこのような制度の例はほとんどなく、ある場合は（英国の国防省契約のように）逆に受注者側で利益ではなく損失が出た場合も双方で負担する仕組みがとられている。

その他小企業対策、などの社会経済的配慮の必要性もある。これは単にベンチャー企業育成ということだけではなく、そのことで防衛に必要な新技術の育成や装備への早期反映を効率的に行うこと、及び(大企業への)競争を奨励することにおいても有効であろう。ただしこれには政治的な配慮が必要であり簡単には解決はできないが、長期的に取り組むべき課題と考えられる。米国連邦政府契約における社会経済学的配慮（Socioeconomic）はその参考となるものである。具体的には、小企業や弱者に対するある条件下での入札機会の拡大、あるいは受注機会特別枠の設定、さらには（特に工事発注で意味がある）地域的な特別受注枠配慮の設定等が考えられる。わが国の現状では、概念規定はあるものの小企業への受注枠等の配慮規定はなく、むしろ小企業であるが故の入札制限強化が行われている。2001年1月10日官報による「競争参加者資格に関する公示」によれば A~D ランクによる競争入札参加資格が省庁統一基準として改定され(ただしそのため従来より 2 ランク低下して 2,000 万円以上の入札には参加もできなくなった小企業の例すらある)、その後実務上で配慮するようとの通知は出ているものの基本的に改正されていないようである。

6. まとめ

ユーザーの期待にこたえる良いものを必要な時期にかつ合理的な価格で入手するという目的を持つ公共調達、特に防衛調達において、最近の政府内共通指針の「総合評価落札方式推奨」、「公共調達の適正化のための原則随意契約廃止」、及び「情報システムに係わる政府調達の基本指針」等は、使用が明確にしづらい場合には大きな問題をはらんでいる。従ってカタログ品等調達仕様をかなり明確にできる場合と、調達時に仕様を明確にしづらいものとの調達方式（調達先選定手順）を切り分けるべきである。前者の場合は現行方式で問題はないが、後者の場合は、米国連邦政府調達方式あるいは従来防衛庁で実施されてきた業者選定方式の利点を参考にした、提案要求書 RFP による業者等の提案書を参考に仕様書を順次固めていくことによる競争入札(業者選定方式)を採用すべきである。そのためには複数回入札及び入札者との(公平な)交渉を認める方式を取る必要があり、これは工夫により現会計法のもとでも実施可能と考えられる。

そのための具体的な実施方法の案を提示し、それが広義の総合評価方式であることを示した。特に総合評価の尺度として、価格のみならず技術と管理計画問題及び過去の実績等を規定する必要性がある。この場合官側による入札前の予定価格の算定は困難であり意味を持ちづらい。そしてこの総合評価における評価尺度を事前(応札前)にすべて規定することは困難であり(極端な安価応札に対する技術評価等との評価配分要素策定の困難性)、評価チームへの評価のための裁量権付与があわせて必要であることを示した。それによる説明責任は裁量内容の文書化で負うものであり、不祥事等は裁量権を絞るのではなく罰則の強化等で対処すべきと考えられる。

また付随する現行のわが国防衛調達における改善が望まれる例として、予定価格の算定等を含む政府側の価格推定の仕組みと位置づけ、契約遂行におけるリスク負担とリスク負担に対する補償問題、及び小企業への配慮問題を提示した。

「参考文献」

- 1 .「先進諸国における防衛産業政策の動向に関する調査研究」(財)産業研究所、委託先(財)DRC, H15年3月
- 2 .「防衛庁総合取得改革 中間報告(平成17年3月)」
www.jda.go.jp/j/library/archives/sougousyutoku/17.3_b.pdf
- 3 .「公共調達制度の課題」金本良嗣 ファイナンス Vol.41.No.2、2005年5月号
- 4 .「公共調達と競争政策に関する研究会報告書について」公正取引委員会 平成15年11月18日
- 5 .「公共工事における発注者の役割」大野泰資
www.jbaudit.go.jp/kanren/gar/japanese/jartcl21to30/j29d03.pdf
- 6 .「Performance of commercial Activities, Part II chapter1 E. Overhead」Circular No. A-76 Revised Supplemental Handbook, OMB March 1996
- 7 .「How to Share and Manage Risk in Defense Acquisition/Procurement」Renya Inagaki DRC 英文年報2005
- 8 .「Assessment Panel of the Defense Acquisition Performance Assessment Project」Defense Acquisition Performance Assessment Report, January 2006
- 9 .「公共調達の適正化について」財計第2017号(財務大臣谷垣禎一よりの各省各庁の長殿宛文書)平成18年8月25日
- 10 .「防衛装備品の取得調達改革はなぜ進まないのか」庄野凱夫 DRC年報2006
- 11 .「防衛取得調達改革実現のための制度と仕組みに関する基本的考察」稲垣連也 DRC年報2006
- 12 . Japan-U.S. Defense Acquisition Mechanism Comparison -Mainly Focused on Contract Procedures Difference- Renya Inagaki DRC 英文年報2006
- 13 .平成18年1月改正独禁法施行(談合)課徴金減免制度(リニエンシー制度)
- 14 .「情報システムに係わる政府調達の基本指針」制定、各府省情報化統括責任者連絡会議 平成19年3月1日 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301_5.html
- 15 .「防衛装備品取得改革の課題と提言」(財)DRC 限定配布資料 平成19年3月
- 16 .「情報システムに係る政府調達の基本方針実務手引書(第2版) 総務省行政管理局、平成19年9月19日公表 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070919_2.html

防衛努力を実効あるものとするために

(財)DRC理事長
上田愛彦

- 目次
1. まえがき
 2. 国民の信頼をかちとるために
 3. 諸外国の信用を築くために
 4. 防衛努力の効率化を進めるために
 5. 部外との協力連携を深めるために
 6. 情報公開を促進するために
 7. 国家戦略研究を進めるために
 8. あとがき

1. まえがき

世界的に安全保障政策は軍事面のみならず総合的に考え施策することが重要となっている今日、北東アジアにける安全保障情勢は尚、核ミサイル、宇宙の軍事利用をはじめ、直接見えにくい軍事的対立をベースに、領土問題、資源問題等の交渉が進められている。こうした日本周辺的情勢を踏まえ、今、日本の防衛努力に求められているものは何か、そして何ができるかを積極的に考えてみることに重要となってきた。

全般的に今日、防衛省、自衛隊は日々着実な実務、訓練努力を重ねているところであるが、これまで半世紀にわたり同じようなパターンで考え、実行してきたものに加え、新たな角度から見直すことにより更に効果的に実効あるものを実現することができれば問題解決に新たな地歩を築くことになる。

現在、防衛省、自衛隊は多くの部署で、毎日真剣な努力が続けられているなか、敢えて前向きに論を進めようとする所以はこの点にあることを記し本論に入る。

2. 国民の信頼をかちとるために

この1年、防衛関係の不祥事が続くなか、国民の信頼をとりかえし、さらに平成19年1月から省昇格に伴う政策立案、対外活動においても実効あるものを生み出すことが必要である。今日、国民の多くは自衛隊の存在、活動、海外貢献等につき、国家として最小限必要なことを理解し、国益に合致するとの認識であるが、その実効性については実務に携わる経験をもたない場合には、どうしても雲の上の議論になり易い。また折角、努力を重ねても逆の結果を生じ、報われない結末となることも少なくない。実行する者は公務員であれば自らが報われるかどうかではなく国のためにどれほど役に立ったかが問題であり、個人の手柄話をしているわけではない。従ってこれを正當に第三者の立場で評価する仕組みが重要である。評価し、場合により優先順位を付け、実行者に知らせる部内努力は当然必要であるが、一層重要なことは、これ

らを部外、国民に知らせるメカニズムが重要である。

現実には、秘事項にかかわるようなことは部外に出すことができないとの考えが過剰に働くと、何でも部内で実行し、成果が出ればよいとの閉鎖思考により、外への発表は往々にして滞りがちとなる。そこで外部に知らせることの可否を直ちに判断し、促進するためのメカニズムが必要である。

国民の信頼を得るために、防衛に関して説明責任を果たすことが必要であるが、その内容は千差万別であり、また深みも対象により異なる。一般的に日本は現在、決して軍事大国化していないこと、シベリアンコントロールが適切に維持されていること、装備品等の調達にかかわる問題も総合取得改革を進めていることなどを簡潔に説明することが重要である。その一部は防衛白書で取り上げられてはいるが、抽象的な説明に終始している場合が多い。

具体的には広報システムを抜本的に改革し、担当者を大幅に増員するとともに、広報のテクニックのみならず、広報する内容についてよく理解する時間を与え、さらに対象となる人々の階層毎の興味、理解度などにつき考える余裕をもつことが必要である。場合により部外者、特に防衛省を退職して、内を知り、外に通ずる人々の支援を受ける場を作ることが重要である、そもそも部内だけでやることには限界があり、無理であることが認識され実質的増強が実現されなければならない。

3 . 諸外国の信用を築くために

日本は今尚、アジアでは経済大国、技術大国であり、その軍事的動向は、常に周囲から関心をもたれている。これまで、中国、韓国をはじめ、東南アジア諸国を幾度か訪ね、各政府機関、民間研究機関等で討議を交わす間、常に感ぜられてきたことである。日本では半世紀以上前の日本の軍事行動を顧みることが重要とされているが、現地ではそれらは遠い過去の出来事であり、むしろ今、日本が憲法を改正しようとしていることの内容、軍備の増強、場合により直ちに核武装するのではないかといった今後の成り行きに関心が集まっている。日本国内で核抑止、核被害防止策等の論議が低調であり、原子力発電をはじめ核問題はすべてタブー視されている風潮は外国では理解され難いことであり、かえって実状とはかけ離れていることに疑問を呈されることにもなる。

これを要するに、日本国内における国民への周知努力の不足以上に、海外では一般国民へ日本の防衛努力の現状を知らせる機会は殆どなく、逆に日本は経済力、技術力があるのであるから、必ずこうなる筈だという論議が主流を占めることになる。周辺諸国の戦略研究機関、大学研究所、民間団体等において論議することにより、正確な実情を伝えることが過去十数回行なわれ、それなりの成果がその場、その場では感ぜられてきた。

今後、具体的には、海外の防衛広報を一層積極的にとらえ、防衛省で実務を担当してきた退官者等でチームを編成し、自由な立場で諸外国の人々に実際の状況を説明し、どんな質問にも答えられるようなシステムを作り出すことが必要である。現役同志の防衛交流が最近活発になり、大変好ましいことであるが、現役であるが故に論議しにくい面があることも事実であり、これを補完する努力が重要である。

4．防衛努力の効率化を進めるために

今日、防衛力の必要性が高まるにつれ、防衛省、自衛隊の内部での献身的な努力、訓練は 20 年前とは比較にならない活気に溢れたものとなっている。その努力に水をさすつもりは毛頭ないが、行なわれていることの中には古くからこうしてきたから、あるいは法制上こうなっているという理由で 10 年 1 日の如く非効率なやり方で物事が進められているとしたら、やがて国民の目からみて人、モノ、金、時間の無駄使いであるという非難の声が起こり、他の折角努力していることまでが悪者扱いされることはないのか、まだ非効率の割合が小さいうちにこれらを発見し、是正する必要がある。

人間誰しも自分が一所懸命やっていることに効率が悪いなどとケチをつけられたくはない。勝手にしろと言いたくもなるであろう。そもそも自分で効率が悪いことを発見し、改善してゆくことは無理なのである。具体的には第三者が他の事象、あるいは他国のやり方と比較して効率が悪いことを見出し、改善策を提案し実行に結びつけなければ永久に改まる事はないであろう。その第三者とは直接担当者と利害関係のない者、場合によると部外の有識者でなければならない。いわんや何らかの利権に関与したり、特定の者の利益につながるおれのある第三者グループは厳に遠ざけなければならない。反対の意見をもつという理由で第三者グループに入ることを妨げられたり、排除されるようでは真の効率改善など望むべくもない。先進国では反対の意見をもつグループにも資金を出して正しい意見があれば取り入れることが多い。すなわち物事の本質性が高いと見るべきである。日本では往々にして賛成意見の者ばかり第三者グループとして集め審議会などを組織する例が多いが、これをさらに監視するため、部外に第 4 者グループの設置が必要である。

これら第三者、第 4 者とも該当事項について浅くともある程度の知識、経験が必要であり退官者の中から適任者を選んで、総人数の半数以下を指名するなどの方法を考えることが重要である。

効率化の推進に当たり、法制上こうなっているからできないと考えるのは既に思考停止、場合によると効率化と反対の非効率のままいることに何等かの利益を見出すか、面倒くさくて逃避しているか、あるいは全くの無知蒙昧で考えが及ばないかである。法制は所詮、人間が作り実行しているものであり、時間をかけ、理をつくすことにより改めるか、例外事項を設けるなど、やる気になればできることが多いものである。

5．部外との協力連携を深めるために

国家の防衛とはそもそも国民の生命、財産、国土を護ることであるから国民の支持、協力なしにできることではない。国民保護法が施行され、各市町村においても防衛省、自衛隊、とりわけ陸上自衛隊との連携方法が模索されており、中には既に強力な結びつきが実現されているところも多い。防衛省職員、すなわち制服、背広を問わず全自衛隊員は全員が広報マンを兼ねる気概で部外との協力連携に当るべきである。諸外国に比べて、日本では古くから官民関係は常にオカミ優位の考え方が強く、ともすると護ってやっているとの考え方が強すぎ、国民への奉仕、犠牲的精神が軽んぜられる場合がある。部外との協力関係を反発関係に変える要因となるようなことは避けるべ

きである。すなわち各種災害等において積極進出することは勿論であるが、日常の各種行事や国民保護法等の相談事においても気軽に話し合える雰囲気作りが重要である。

具体的には、上級者は依頼があれば積極的に部外講演等を通じて実情を理解してもらう機会を作り、部外者に親しみを持ってもらうことに努力すべきである。何も知らない人、特に女性グループの多くは平時、自衛隊員は遊んでいると思っている人も多いので有事に備えた厳しい訓練、演習の実態を知ってもらう機会を作ることに意を用いるべきである。また有事になった場合、国民保護法により、直接救護活動をしようにも侵攻してくるゲリラやテロ対応が優先し、自衛隊員は誰もいない状態があり得ることなど最悪の事態を認識してもらうことも重要なことである。

これらを上から押しつけるのではなく、起り得る事態を納得できるよう説明責任を果たすことが部外との協力連携確立の第一歩であると考えられる。

6．情報公開を促進するために

いつの時代においても防衛努力は公明正大、堂々に行なわれなければならない。残念ながらわが国においては前の大戦終結後、国防関係のすべての法律、制度はすべて廃止され、米軍による占領政策の最中、米ソ対立を背景に朝鮮戦争が勃発し、警察予備隊が創設され、組織、各称、任務を変えながら今日に至っているという事実があり、国民の総意に基く国軍の創設とは異なるものがある。これら国際情勢の変化に対応して、その都度必要な対応をしてきた日本がここへきて本質的な防衛体制を整えるのであれば過去の考え方との相違、場合によると現在では矛盾する事柄であっても情勢の変化とともに必要な施策であったことを説明し、できるだけ情報の公開、透明性の向上をはかるべきである。日本がいつまでたっても防衛に関して原点に立ち帰るような中身の無い議論に終始する所以はこの問題解決にかっている。さらに防衛、軍事となると確かに何がしかの秘密事項が存在するのは当然であるが、それ以上に当面都合が悪いことを発表したくないという思いが強く、情報公開が十分なされない傾向がある。すなわち、これを発表するとマスコミの質問攻めで言わなくてもいいことにまで問題が波及するのを恐れるあまり、必要最小限の説明で事をすまそうとする場合が多い。するとマスコミは裏に何かあるに違いないと考えて根掘り葉掘りアラ探しに走る。お互いの不信感募る一方で、そのうち些細なことで何か見つかる本質とはかけ離れた議論が行われ時間と労力が空費されることになりかねない。

情報公開は必要に応じて頻繁に行い納得のいく説明責任を果たさなければならない。防衛の任務遂行上、秘密を必要とする事項は非公開であり、最小限にとどめるべきである。この交通整理を誰がどのように行うかが大きな問題であり、責任者を明確に定め、組織的、統一的に、しかも敏速に判断するシステムを作り上げる必要がある。情報とは時間に敏感なものであるから、じっくり考えてからではすべてが後手に廻り十分な説明責任を果たしたことはない。

次に情報内容は刻々変化してゆくものであるから、時には嘘をつくつもりはなかったのに、昨日の説明と食い違うことは間々あり、誠意をもってその間の説明を行うことが重要である。思い違いをされていて面子がつぶれるとか、権威が下がるといった考

え方はそもそも情報公開にはなじまない。

防衛に関する必要な情報の公開の場は何もプレスだけとは限らない。世の中でいう勉強会、セミナー等少し時間をかけて細かい説明をする必要のあるものもあり、今日、世の中を騒がせている防衛装備や防衛研究等の部外との契約事務手続き等についても公明正大な情報公開により、納得される方法が確立されない限り、いつまでたっても不祥事が後を絶たないのではないかと懸念される。

7. 国家戦略研究を進めるために

今後、日本が自らの防衛努力を一層実効あるものとした上で、アジアの総合的安定に貢献してゆくためには、国家として何をなすべきかの戦略的研究が不可欠である。総合的安定とは安全保障を含む、領土、資源問題からテロ活動の防止、経済活動、技術支援、人々の交流に至る幅広い分野で国家間相互の平和と安全を維持してゆくことであり、情報の共有を基本とする。このためどのような方策を進めてゆくかは戦略的研究の成果如何にかかっているが、今日その研究を国家として組織的に行うという体制にはない。国家の戦略研究というと何か悪いイメージでとらえられタブー視されがちであるが、実は今の日本に欠落している大きな課題であり、日本が進むべき筋道が明確にならない一つの要因は、十分な国家戦略研究がなされていないことによるものである。

かつて安倍内閣において論議され、その後立ち消えとなってしまった新しい国家安全保障会議（NSC）が設立されればその下で常時、継続的に進められることになるであろう地域毎の専門的研究と日本の国力、国民の考え方、国際情勢と日本の立場等総合的に検討しこれをベースに最も望ましい日本の生き方を見出すことが求められている。このため経済、技術等の各専門分野に加え軍事に関する専門的研究が必要であり、これらを長期間にわたり継続的に行うためには、どうしても退官者等の活用が必要であると考えられる。

具体的には軍事問題を専門的に研究する研究機関を設立し、適任の防衛省退官者30名程度を夫々の専門分野別に集め、各国と意見交換を行いつつ日本の在り方を導き出す方法をとることが重要である。実際の施策はこれら研究成果を基礎に政府において決定することになる。

8. おわりに

今後、日本の防衛論議が国内外を通じて一層活発化してゆくことは明らかであり、いち早くこれらに備えるため、現在の防衛努力をさらに実効あるものとしてゆくとともに各種の国内問題を克服して、外向きの戦略展開をはかることが重要である。空理空論に終始するのではなく手取り早く実行に移せるものから取り組んでゆく姿勢こそが重要であると考えられる。

問題はどのように実行してゆくかであり、いたずらに組織を先に作ろうとすると、これまでもしばしばその弊害に陥り中身は何もないといった現象、すなわち官僚のポスト争いという全くの愚策を弄することになるのでタックスプレイヤーとしては成り行きを厳しく見守ってゆく必要がある。実効あるものとするためにはむしろ民間を含

む底辺から立ち上げ、一定のレベルに達したものを改編拡張する方法が有効であると
考えられる。最初の底辺での努力こそ、日本国家の行末を憂い、各分野で実力と実行
力を持つ志高きグループによる地道なボランティア活動により掘り起され、世の評価
を仰ぎつつ拡大されるべきものと考えられる。DRC（ディフェンス リサーチ セン
ター）もその一翼を担うことができれば幸いである。

中台紛争と日本の岐路

(財)DRC 研究委員
江口博保

起こり得ないことかもしれないが、起こったときの深刻な影響に鑑み、起こったときの事態を冷静に考察しておくことが、起こったときの対応に役立つばかりか、起こさせないための抑止にも通じる。

中国と台湾の間の兩岸関係は、朝鮮半島の南北関係とともにアメリカのアジア政策が深く関わっており、中台間に紛争が生起するか否かは中台双方の政策のみならずアメリカの政策によるところが大きい。アメリカの対中政策は時の政権あるいは国際情勢によって蛇行を続けてきた感があるが、それでも中台間の緊張が高まればアメリカは抑止力を発揮してきた。しかしながら、中国軍の急速な近代化はアメリカの政策に大きな影響を及ぼしそうである。

中国は武力統一に踏み切るのだろうか、もしそうなったとき我が国の安全保障にどのような影響を及ぼすのだろうか、果たして「対岸の火事」と済まされるのだろうか。

1. 中国は武力で台湾を統一するか

比較的最近までの中台の軍事バランスに関する大方の評価は、兵員・装備ともに数的には中国軍が圧倒的に優勢であるが、兵器の質は台湾軍が一步勝っているというものであった。しかし 1980 年代末から始まった中国の軍近代化の政策により、ごく最近では質的にも伯仲しつつあるという評価に変わっている。しかしそれでも、中国軍は着上陸作戦を実施するだけの十分な揚陸艦艇を保有していないし、アメリカの空母機動部隊が台湾沖に進出すれば台湾海峡における航空優勢を確保することは困難である、とする意見が多数を占めているように感じる。たしかに中国軍の第 4 世代の戦闘機（攻撃機を含む）は約 300 機（表 1 参照）である。台湾も F-16、ミラージュ 2000、経国を併せて約 300 機であるが、それに米空母機動部隊 2～3 個群の艦載戦闘機（攻撃機）約 100～150 機に第 5 空軍が加われば中国が如何に量的に優勢であっても航空優勢を獲得することは不可能である。

ところが台湾軍对中国軍に限れば、近代戦に通用する兵器においてすでに中国が台湾を凌駕しつつある。例えば戦車は台湾がアメリカの M-1 エイブラムスの 1 世代前の M-60 を約 400 台、M-48 を 500 台余りであるのに対し、中国は近代式 Type-88/-96/-99 だけで 2,000 台を保有している。駆逐艦は台湾がアメリカのキッド級駆逐艦 2 隻を購入したが、中国は表 1 のように新鋭艦 7 隻を保有している。航空機はほぼ同数である。中国軍に問題があるとすれば、これらの個々には欧米の水準に同等または近い兵器が、システムとしての能力を発揮し得るかという指揮・統制システムにある。

米軍の増援で最も早いのは空軍であるが、沖縄の嘉手納基地から台湾中央部まで約 700 ㎞の距離にあり、台湾全土へ 300～400 ㎞の距離にいくつもの基地を擁する中国空軍とは大差である。地上部隊の投入は最後の手段と考えれば、軍事バランスを左右するの

は米空母機動部隊の来援ということになる。

中国軍の 80 年代末から始まった軍近代化の状況を詳細に辿っていくと、その狙いは米空母機動部隊の来援阻止の一点に集中しているかのように見えてくる。そこで表 1 に軍近代化による兵器のうち、主として米空母機動部隊の来援阻止に活躍すると思われるものだけを探り上げ、近代兵器の配備の趨勢と旧式兵器を含むその母数の状況を表わしてみた。96 年からの 10 年間の急激な増強に注目して頂きたい。

表 1 近代化が著しい中国の対空母用兵器の状況

兵器区分	兵器名称 (型式)	数量の変化		備 考
		96 年	06 年	
潜水艦	元 (Yuan)	0	2	中国製、静粛性に優れる
	ゴルフ (Golf) 級	0	1	ロシア製 SLBM を試験的に搭載
	宋 (Song) 級	1	9	中国製 対艦ミサイル装備、静粛性に優れる
	キロ (Kilo) 級 Type636	1	8	ロシア製 輸出商品としての価値が高い
	総 計	60	62	明級 / ロメオ級を退役させ新鋭艦を増強
駆逐艦	広州 (Guangzhou)	0	2	中国製 船体がステルス化
	蘭州 (Lanzhou)	0	2	中国製 艦隊防空主任務、長射程対空ミサイル装備
	杭州 (ソブレムノイ)	0	3	ロシア製 対艦ミサイル、サンバーンを装備
	総 計	18	28	数的には旅大型が主力である
要撃 戦闘機	J-10(殲撃 10)	0	62	中国製 イスラエルの「ラビ」に酷似、性能を自賛
	J-11(殲撃 11/Su-27SK)	48	116	ロシア製 飛行性能に優れる
	総 計	3,044	1,525	旧式機を退役、一部は攻撃機に転用?
対地 攻撃機	Su-30MKK		121	ロシア製 飛行性能に極めて優れる
	総 計	440	1,538	要撃戦闘機から転用して数的に増強?
AEW AWACS	A-50 Mainstay	0	4	ロシア製
	Y-8EW (An-12)	0	4	An-12 の中国版輸送機 Y-8 にレドーム搭載
	総 計	0	8	2000 年頃から導入
空中 給油機	I-78M / HY-6	0	18	I-78M は、ロシア製部品をウズベキスタンで組立て
	総 計	0	18	1990 年代末から導入
空対艦 ミサイル	AS-17(クリプトン)	0	数量	(ロシア製 イージス艦等を主な目標とする
	AS-18(カズー)	0	不明	ロシア製 対艦・対陸上目標両用

注 1: ミリタリ・バランスでは確認されていないが、「商級」潜水艦、新鋭駆逐艦「旅州型」の出現が予想されている。

注 2: 要撃戦闘機と対地攻撃機の数は海軍が保有するものを含めている。

注 3: 兵器の機種とその数量はミリタリ・バランスから抜粋して作成、備考は各種資料による

中国海軍は新型 20 隻を含む数十隻の潜水艦を米空母機動部隊の前に幾重にも展開させ、その行方を牽制する。

行動半径約 1,500 ㎞の Su-30MKK は九州の南端付近までを行動範囲に収め、行動半径約 1,000 ㎞の J-8 (MiG-21) は空母が沖縄沖に近づけばその行動範囲に入り、行動半径 650 ㎞の J-7 (MiG-19) は石垣島沖までは行動できる。台湾の対岸 (範囲は不明) には

これら戦闘機、攻撃機合わせて700機程度が配備されているといわれる。日米の水上艦艇が主として装備するスタンダード対空ミサイルの射程は長いもので約150^{*}、中国がロシアから購入した空対艦ミサイルの射程はAS-18は110^{*}、AS-17には射程200^{*}のタイプもある。これらが対空ミサイルの射程の遠端付近から波状攻撃を仕掛けることも考えられる。台湾沖に空母が近づけば対艦ミサイルを装備する水上艦艇が待ち受けるが、中国の水上艦艇は艦隊防空能力に弱点があるとされ、正面から空母機動部隊に立ち塞がるほどの能力はないようである。

しかし潜水艦が10隻、20隻沈んでも、攻撃機が200機、300機落とされても、アメリカの覇権の象徴である空母を1隻でも撃沈できれば、アメリカの世論は一挙に撤退に傾くものと中国は考えているであろう。こうして、もし米空母機動部隊の来援が躊躇われたとき、台湾は軍事的抵抗の意志を喪失するかもしれない。そうすれば中国は大々的な着上陸侵攻をしなくても、台湾政府を屈服させることが出来る。中国は真正面からアメリカと軍事的に対決する気はないであろうが、このようにじわじわと米海軍の太平洋におけるプレゼンス効果の削減を企図しているに違いない。

2. 台湾の戦略的意義

中国がそのように台湾の統一に固執するのは単に政治的な意味だけではなさそうである。ここでは台湾の戦略的な価値を概観する（なお、本誌前年号に新治毅氏が詳細に述べていることをご紹介します）。

台湾島は、面積は約3万6千km²と日本の九州(日本の約10分の1)の大きさである。台湾の北東部で我が国の最西端の与那国島と約110kmの距離で接し、最南端の岬である鶯鑾鼻(がらんび、オ-ラヅル)は、バシー海峡を隔ててフィリピンと国境を接している。この地理的位置が台湾の戦略的重要性を意義付けている。

台湾島の西部は平野、中央部と東部は山地に大別される。台湾最大の都市は北部盆地に位置する首都台北(タイハイ)市であり、西部の平地地域には地方の主要都市として、台湾の東北端に港湾都市である基隆(キルン)市、南に向かって第三の都市である台中(タイツウ)市、古都にして第四の都市である台南(タイナン)市、工業・港湾都市にして第二の都市の高雄(カウシュン)市と主要都市が西部地域に連なっている。台湾の商工業や人口の大部分は、中国に面したこの地域に位置している。東海岸側の主要都市としては花蓮(フアルン)市と台東(タイトウ)市がある。

日本列島 沖縄諸島 台湾 フィリピンと続く一連の島嶼線は、中国が海洋管轄権を主張する渤海から東シナ海、台湾海峡を経て南シナ海の海域を囲む第一島嶼線(列島線ともいう)に相当し、台湾はその中核に位置している。中国にとって戦略的に重要な石油をインド洋から中国の沿岸部の諸都市に運ぶには、台湾の前面の台湾海峡を通過する必要があり、西太平洋から鉄鉱石を運び込むにはバシー海峡か147海里の幅を持つ宮古水道を通過しなければならない。仮に台湾が中国から独立して米国との連携をより深めることになれば、中国は沿岸部から外洋への進出路の全てを日本と台湾によって抑えられたと感じることだろう。

台湾の北端のキールン港、南部の左営港は現在でも軍港として機能しており、太平洋に直接面した側にも花蓮港及び蘇澳(ス-ア)港が存在する。これらの港は東シナ海及び

台湾海峡から太平洋に進出する際の格好の基地となる。空軍の基地も活用できるので、台湾を確保することは中国沿岸部から太平洋あるいはインド洋へ進出するための扉を大きく開くことになる。その結果中国は有効な戦略的縦深を得ることになるばかりか、西太平洋への影響力を拡大し、戦略的視野を第二島嶼線である小笠原諸島、グアム島、マリアナ群島に広げる。米国の西太平洋における戦略的拠点のグアム基地とは、正面から相対することになる。

台湾が中国に組み込まれた場合は、日本や韓国はバシー海峡の通峡に関して中国の影響を無視することができない。中国は台湾の独立を単に政治的な問題としてではなく、戦略的な視点から強い関心を示していると思われるべきであろう。

3 . 台湾に対する武力行使の選択は中国に

戦略的に重要な台湾を手に入れるために、中国は如何なる条件下で武力行使に踏み切るのであろうか。台湾側の見方と中国の立場を概観してみる。

台湾側が、中国が武力行使に踏み切る要件として警戒していたのは、台湾の独立宣言、長期にわたって統一問題交渉を拒絶した場合、核武装に踏み切った場合などである。また台湾の内部事情によって、台湾内部での大規模な動乱の発生、台湾軍の相対的戦力が明確に弱体化した場合などは危ないと考えている。

中国は2005年3月、第10期全人代第3回会議で「反国家分裂法」を採択した。この法律は10個条からなり、「台湾独立」を掲げる分裂勢力による国家分裂への反対・抑制、祖国の平和統一の促進、台湾海峡地域の平和・安定の保護、国家主権と領土保全の保護、中華民族の根本的利益の保護を目的としている。第8条の条文から具体的な事態を類推すると、一つには「台湾の独立宣言」、二つには核兵器の開発や、台湾の独立を意味する憲法改正など、三つには台湾が長期にわたり統一問題交渉を拒絶した場合などが考えられる。

07年9月15日に行われた高雄における「台湾は中国の一部ではなく『一辺一国』(それぞれ一つの国)であり、台湾の名前で国連加盟を目指そう」と訴える民進党の大規模デモ行進(「産経新聞」07年9月16日付け)は、下手をすると中国に口実を与えるおそれがあったと思っている。こうしてみると台湾の予測は的中しているが、台湾が恐れる台湾の内部事情などについては触れられていない。所詮は中国政府による解釈次第ということであらうか。中国が特殊部隊を潜入させ、破壊活動・暗殺などを通じて社会不安を煽り、民衆の暴動を扇動するなどして台湾内部での大規模な動乱を介入の口実にするという可能性がないわけではない。武力行使の決定権は全人代(議会)は事後承認でよいことになっているから、中央軍事委員会の権限が強いことが伺われる。

李登輝総統時代の台湾の対中国経済政策は「戒急用忍(あせらず、我慢強く)」であ

<p>表2 反国家分裂法 第8条の趣旨 (非平和的手段やその他の措置をとる場合) ・「台湾独立」を掲げる分裂勢力がいかなる名目、いかなる形であれ台湾を中国から分裂させるという事実を引き起こした場合 ・台湾の中国からの分裂を引き起こす可能性のある重大な事変を引き起こされた場合 ・平和統一の可能性が完全に失われた場合 (非平和的手段等の決定手続き) 国務院と中央軍事委員会が決定と実施手配を行い、適時に全国人民代表大会常務委員会に報告する</p>
--

ったが、陳水扁総統の時代になってから「積極開放、有効管理」政策に変更され、それに伴い大陸への投資についても積極的になった。こうして 2000 年頃から中台の経済的接近は著しいものとなり、台湾の対中貿易額は年々増加していった。このような台湾企業の中国への進出が、台湾経済の空洞化を招く恐れを指摘する者は少なくない。しかし台湾と比較して格安の賃金で、比較的質のよい大量の労働者を確保できる中国の魅力は台湾企業にとって無視できない。こうした事情を背景に 2005 年 3 月、台湾の大企業である奇美集団の創業者で民進党陣営とも関係の深い許文龍氏が「1つの中国」を支持し、「三通を通じた兩岸資源の相互補完」を訴える「感想」を発表した。中国に進出した台湾企業に対する中国の有形無形の圧力の厳しさを物語っている。

台湾の世論は独立よりも圧倒的に「現状維持」を望んでいる。この根底には「台湾は既に事実上独立している」(民進党所属の王議員発言)、「だから中国と事を構えてまでも現状を変える必要はない」との認識がある(産経新聞 05 年 9 月 9 日)。

しかしこうした世論の動向は、台湾軍の防衛意識にプラスには働かないように感じられる。一方、半世紀以上に亘って別個に存在し続け、一面で猜疑心と憎悪感を持ち続けてきた中台両軍が、偶発的な事件や事故を契機として軍事衝突へエスカレートさせる可能性を否定することはできない。

4 . 米国は台湾への武力行使を抑止できるか

1950-60 年代に形成されたアメリカのアジアにおける行動は、中国の台湾解放を困難にし、蒋介石の大陸反攻も困難にする「二重の抑止(Dual Deterrence)」と表現された。しかし、米国のアジア戦略はその時々的情勢により微妙に揺れ動いている。

冷戦期においては、米国の紛争への介入は同盟国及び敵対国双方への米国の発言に対する信頼性(credibility)の確保に重点が置かれていた。冷戦期において抑止が成立するためには、米国がすべての地域に一貫して強いコミットメントを示すことで共産国側の指導者に対する米国の発言の信頼性を維持することが不可欠であると考えられたからである。しかし信頼性の維持のための介入政策は、紛争の拡大を防止しソ連との直接対決を回避しなければならないという自己抑制との間に、しばしばジレンマを生じさせることになった。アイゼンハワー大統領時代の第一次、第二次台湾海峡危機における米国の対応がそれを表している。特に第二次の危機では、米海軍は国民党軍の金門島への海上輸送を護衛したが、中国軍の国民党軍の艦船への砲撃に対し応戦することなく撤退した。中国軍も米軍艦艇へは砲撃をしなかった。米軍が積極的に介入すれば、逆に国府軍の大陸反攻の意欲を抑えられないという危惧があったかもしれない。

表 3	台湾法の要旨
	台湾を含む西太平洋地域の平和及び安定は米国の安全保障及び経済上の利益であ。
	中国との外交関係の樹立は台湾の将来が平和的に解決されるとの期待に基づいてい。
	台湾に対する武力行使は同地域の平和及び安全への脅威であり、防御的正確の兵器を提供し、米国は武力行使や強制に抵抗する

1978 年のニクソン政権による米国の中華人民共和国(中国)承認の結果として、米国と中華民国(台湾)との国家関係は断絶し、ソ連と同盟関係にあった中国を対象として台湾防衛を義務付けられていた「中華相互防衛条約」は失効した。ソ連と軍事的に対立する中国は米国の東アジア戦略のなかで

台湾より重要な位置を占める、とのクソン政権の判断であった。しかしこの時点でも米国は、台湾に対する中国の主権を“承認”しておらず、台湾との関係を補完するものとして、79年にカーター政権によって「台湾関係法」が米国議会上下院で採択された。

1993年に就任したクリントン政権は、米国経済の再生を掲げて「経済国益」重視の外交を展開し、相互補完的な貿易関係にあり、かつ巨大市場である中国を「戦略的パートナー」と位置付けた。クリントン政権は中国に対して「封じ込め」政策でもなく「宥和」政策でもなく、米国が中国に関与し続けることによって、中国を国際社会に取り込み、国際社会に関与させ、建設的な役割を果たさせようとする「関与」政策をとることになった。ところが95年に、台湾最高指導者李登輝総統の個人的訪米に反発した中国は、台湾への武力行使を国際的に示唆するとともに、台湾を威嚇する軍事演習と台湾南北海域に中距離のミサイルの射撃を行った。このときクリントン政権は、2個空母機動群を派遣して米国の台湾防衛に対する強い意志を表明した。中国軍は撤収せざるを得ず、この屈辱を二度と味わいたくないと心に決めているようである。

次に登場したブッシュ政権は「安全保障」重視の外交路線を打ち出し、「安全保障」の座標軸を設定したことによって中国と日本の位置づけは逆転することになった。こうして東アジアにおいては「日米同盟」を強化し、日米がより対等な役割分担を進めることで安定確保を目指すものであった。しかし9.11テロ事件後、中国は米国と反国際テロ協調体制を構築することができ、2001年前半期の緊張含みの米中関係が後半には予想外の好転をみたのである。もともとブッシュ政権は、クリントン前政権による中台への「あいまい戦略」には否定的であったが、海峡兩岸の平和的な話し合いによる統一を求めるということでは、歴代の政権と同じスタンスである。ブッシュ政権の相違点は中国の台湾に対する武力行使や威嚇について、台湾を支持することを明確に示したことにある。

05年の3月に反国家分裂法制定があり、政治的には友好と批判を繰り返しつつも、この頃から中国の軍備近代化の影響へのアメリカの懸念は増大しつつある。

台湾有事においてアメリカは、軍事的には中国の警告を無視し難い状況にあるが、政治的には結局アメリカは台湾に介入せざるを得ないと思われる。台湾統一による中国が得る戦略的優位性は、そのために払った犠牲よりもはるかに大きく、介入を躊躇ったために米国が失う威信は蒙るであろう損失より遥かに大きいと考える。それはアジアの安全保障環境を一変させるほどのものになるかもしれないからである。

5. 米国の支援要請に揺れる日本の世論

米軍高官は中国軍の脅威に対し余裕の表情を見せてはいるが、たとえ介入したとしても米空母機動部隊が台湾近海に姿を現すには第1項で述べたように慎重にならざるを得ない状況になりつつある。最近におけるわが国の領海を侵しての執拗な海底調査や、米空母の背後に突如姿を現した潜水艦などの事例は、中国の脅威が単に兵器を並べただけのものではなく、明らかに意図を感じさせるものがあるからである。

また、台湾の国民党が政権をとれば親中国的政策たとえば三通政策などに合意して、より台湾経済が深く中国に取り込まれれば、少しばかり強圧を加えれば下手に抵抗して元も子もなくすより中国に取り込まれる方を選ぶだろう、と考えるかもしれない。

こうして中国が強い態度を示したとき、アメリカが台湾への介入に先立って考えるこ

とは空母の損失を避けることであろう。日本の自衛隊による対潜・対空護衛及び航空基地の警備等が兵站支援よりも優先されるかもしれない。米海軍は海上自衛隊の対潜作戦能力の向上については創設以来少なからぬ努力を傾注してきており、その結果海上自衛隊に対する信頼感が高いものがある。また何のためにイージスシステムを日本に提供したのか・・・、ということも考えねばならぬ。そう考えるとき米軍への協力を拒むことは日米同盟の破綻を意味する。インド洋における給油活動中止どころの騒ぎではない。しかし周辺事態法でわが国が出来ることは後方における兵站活動が主体である。米空母の護衛となれば正に中国海軍との戦闘行為に発展する。

一方中国も日本に対して米軍への協力を拒むよう強く迫ってくる。周辺事態法制定時に、同法における周辺地域に台湾は含まれるのかと言う問いに対して、日本政府は適用地域を明示するものではないと、台湾問題への明言を避けた。中国はそこを突いて日本に中立を迫る。勿論日本がアメリカに協力すれば、米軍基地周辺地域は被害を覚悟せざるを得ず、また、先島諸島の一部に対する占領も考えられなくはない。

日本の国内世論は、日米同盟か中国との友好関係かに二分され、政府は二者択一を迫られる重大な事態となる。日本人で台湾に好感を抱く人の割合は中国のそれに比して極めて大きい。しかし、日本国民の現在の反中国感情は、比較的最近になって顕在化してきた中国の反日的行動によるところが大きく、戦後の日本人は一般的に親中国的であり、中国との交易や中国への進出を図る財界人や革新政党は勿論のこと保守政党においても親中国派を自認しまたは媚中派渡渉せられる政治家の勢力は少なくない。

これらの勢力は中台紛争が生起すれば、必ず日本はアジアに軸足を置くべきであり、隣国を敵に廻して米国の手先となってそのために血を流すのかとの論陣を張るだろう。中国よりは台湾に好感を持つ多くの人々も中国を敵に廻し、その結果在日米軍基地やその周辺地域が攻撃を受けて被害を蒙ることになるとの宣伝に対して、腰砕けになるかもしれない。未だにわが国は戦争によって被害を蒙ることを極端に忌避する風潮が強く、国益擁護を重視する勢力は少数派になるおそれがある。

6 . 台湾有事における日本の選択

ここで表4のように、日本の選択肢とその結果の関係を分析する。左欄に日本の選択肢として、上段はアメリカへの積極的協力を、下段は一切の米軍支援を拒否と位置付ける。下欄は紛争の結果であり、右方がアメリカによる台湾統一阻止で、左方を中国による台湾統一とする。これを組み合わせると次のように四つのケースになる。

ケース（第一象限）は、日本は米軍に協力して空母機動部隊を護衛等を実施する。それにより中国からの攻撃により南西諸島の一部及び在日の米軍基地周辺

表4 日本の対応と紛争の結果

日本の 選択肢	米軍を 支援	<input type="checkbox"/> 日本は米軍を支援したが中国が台湾を統一した	<input type="checkbox"/> 日本は米軍を支援し、中国の統一は阻止された
	中立を 維持	<input type="checkbox"/> 日本は中立を維持し中国が台湾を統一した	<input type="checkbox"/> 日本は中立を維持したが中国の統一は阻止された
		中国が統一 ←	→ 統一は阻止
紛争の結果			

(筆者作成)

において相当の実害を蒙るが、アメリカは中国の台湾統一を阻止する。この結果、日米同盟の絆は益々強固となり、アメリカは同盟国に対してそのコミットメントの信頼性を誇示することになり、反面中国の威信は失墜する。状況によっては台湾は独立国となり、日台関係は緊密化し日本のアジアでの発言権は大きくなる。

ケース（第二象限）は、日本のアメリカに対する協力はケース同様である。それにも拘らず中国が米軍の介入を阻止または制約して台湾の統一に成功する。アメリカの世界の一強としての威信は大きく崩れ、アメリカのアジア・太平洋政策は見直しを迫られる。米軍が引き続き日本と韓国に駐留してアジアにおけるプレゼンスの姿勢を示すのか、一挙にグアムに後退するのかはそのときの情勢による。日米同盟関係が破綻することはないが、日中関係は極めて険悪なものとなり政治的、経済的な圧迫が強化され、先島諸島に対する様々な圧力を覚悟しなければならない。中国の戦略的地位の向上については第2項で述べたとおりである。

ケース（第三象限）は、日本は中国に配慮して一切の米軍支援を拒否し、米軍による台湾への介入は不徹底なものとなる。そのため台湾は交戦意志を喪失し中国は台湾の統一に成功する。日米同盟は破綻して米国の威信が低下し、米軍のアジアのプレゼンスが後退することはケースに同じである。米軍は日本からは撤退するが、一挙にハワイ・グアムの線まで後退するか韓国には留まるかは、米韓関係によるであろう。中立を保った日本に対して中国はどのように日本を処遇するだろうか。日本が積極的に米軍と干戈を交えたわけではなく、いわば日和見的に中立の立場をとったに過ぎないとすれば、威信を高めた中国を中心とする同盟ないしは多国間協力の輪の中での日本の地位は決して高くはないであろう。米国の庇護を失い、その結果東南アジアの信頼を得ることもできないであろう。

ケース（第四象限）は、日本の米軍支援拒否についてはケースに同じであるが、それでも米国は中国の台湾統一の阻止に成功する。日米同盟関係は破綻して米軍は日本から撤退して台湾に展開し、ハワイ・グアム・台湾が米国のアジア戦略の拠点になるだろう。米国に見放された日本に対する台湾や東南アジアの目は冷たいものになり、威信を失墜した中国と手を結ぶべくもなく、日本はアジアで完全に孤立する。

相当の被害を受けたというマイナスはあっても、紛争後の日米の関係とアジアにおける日本の地位を考えれば最良のケースと最悪のケースは明らかであろう。しかしケースとの評価は多少悩ましい。は長年の同盟国との絆を断ち切って勝者の側にはついたものの、価値観の異なる中国にそれほど重視されることはなさそうである。は敗者の側に付いたことになるが、価値観を共有できる米国との絆は保たれる。

いろいろなことがあったとはいえ、戦後の日本が今日まで発展してきた軌跡を振り返れば、アメリカ（戦争に加担）か中国（中立）か、の二者択一を迫られたとき、アメリカを選ぶべきであることは言うまでもない。同盟に関するバンドワゴニングの理論に則って考えれば、突出した軍事力と経済市場を持つアメリカに組する利益は、台湾問題で挫折したとしてもなお中国との同盟よりは遥かに大きいものがある。

我が国の選択肢について政府は事態発生に際して迅速に決断し、とるべき措置を誤らぬよう平素から準備しておかねばならない。これを遅疑逡巡すれば、勝ち組に入っても関が原の合戦における小早川秀秋のごとく居心地が悪い。まして国論を二分する混乱に

陥入ったまま收拾がつかない状態が続けば、日本は米中双方のみならず国際的な信頼を失い、軽侮の対象となるであろう。

7. 今後のわが国の対応

中台間の紛争はわが国の安全保障上その対処を誤れば致命的な失政となる。まして、民主主義国ではない中国が台湾を統一する事態となった場合の影響については第2項で述べたところであるが、要は海洋国家の連鎖が中央で断ち切られて大陸国家が海洋に大きく一步を踏み出すことを意味する。

中台問題の平和的解決が望ましい以上、わが国が第一になすべきことは、台湾の独立を認めることではなく、台湾の心の支えになることである。現在の日本は中国に配慮して台湾との対話や交流に対して及び腰である。台湾も「一つの中国」というのであるならば、北京との間で結ばれた友好関係や経済関係をそのまま台北に持ち込んでよいのではないか。北京がもし台北との関係を特別に制約するならば一つの中国に反すると言えよ。多少強引な理屈であるが、堂々と台湾との友好関係を築き経済的な結びつきを強めることが、なし崩しに台湾が中国に呑み込まれるのを防ぐ大きな力になる。

一方で、抑止が破綻した場合には迅速に事態に対応できるだけの体制を平時から整えておかなければ抑止の効果も信頼性は低い。要は日米が連携して毅然とした態度をとるというメッセージを、北京に対して誤りなく伝える必要がある。そのため軍事的に重要なことは次の二点である。

(1) 日米同盟の強化と集団的自衛権

第一は日米の同盟関係の強化であり、何をさておき集団的自衛権の解釈を改め、国際法で認められた権限は行使できることを明確にし、それを前提に戦略を構築すべきである。勿論集団的自衛権を行使するかしないかは、ときの政府の決断である。

「日本は米国に対して対等にものを言うべきだ」との発言が多い。しかし外交は所詮力関係であり、弱みのあるものが強い発言などできるはずがない。日本の弱みとは勿論日米安保条約における片務性である。米国に対して戦略的な基地を提供しているとは言いながら、一方ではその削減を求めている。基地の提供と日本のために米国は血を流すが日本は米国のために血を流さないという問題を同列に論じることはできない。だからと言って日本は常にアメリカと共に戦うべきだと言っているわけではない。軍事以外の面において、これまでのようにアメリカの意に沿った行動を取り続けるのも双務性を維持する一つの方法なのだから。

平時にあっては努めて軍事以外の面でアメリカに協力することによって同盟関係を維持し、わが国の危機事態には断固として防衛力を発動する覚悟と体制が必要なのではないだろうか。

(2) 領域防衛と交戦規定

第二は、防衛計画の大綱では重視されていない感がある、領域防衛に対する体制の充実であり、そのためには交戦規定（Rules of Engagement：ROE、防衛庁用語は部隊行動基準）を早期に規定すべきである。

今日のわが国の安全保障上の課題はテロやミサイル攻撃もさることながら、経済的な権益とも大きく絡む領域防衛は、国家の主権保持上むしろ防衛上の最重要課題であ

ると考える。特に平時においても軍事問題に発展しかねない火種を抱えている南西諸島の防衛は、陸・海・空自衛隊の統合運用によって為されなければならない。先島諸島は沖縄と中国沿岸からほぼ等距離に位置し、尖閣諸島はむしろ中国に近い。まして九州の基地からでは比較にならない。新たに基地を設定することは大変難しいことではあろうが、各自衛隊の基地の配置について手を打たねば、現状のままでは警戒・監視に伴うトラブルが発生しても日本の対応は後手に廻ることになる。

領域警備の対応は時機を遅らせるほど後々の処理の負担が増大する。既成事実を作り上げられてからいくら抗議しても、一つの島の領有権の争いでは国際社会の動きは鈍い。陸・海・空自衛隊による警戒・監視活動、迅速な海・空防衛力の展開能力、海・空の支援を受けた陸上自衛隊の緊急展開能力などが統合化されたものとして整備されることが望ましい。

しかし何よりも急がれるのは交戦規定の早期規定化である。交戦規定は「軍隊の過剰な反応や軽率な敵対行為を防止して、軍隊の行動を国家方針に整合させることであり、状況に応じた武器の使用基準等を定め、部隊の交戦の限界を規定する」のが目的で、「緊急事態に対処するため、危機状況に即した応急対処の段階区分と現地指揮官のとるべき具体的措置が明示されるのが諸外国の通例」である。すなわち平時におけるPKO・多国籍軍としての行動や領空・領海侵犯措置及び対テロ行動などを国際法規・慣例に準拠して、政治が国家の意志として明確に規定する。部隊は基準の範囲内において現場での迅速な判断で最善の対応が可能となる。これはシビリアン・コントロールの主要な手段であり、これがないということは政治が責任を果たしていないということである。

【参考文献】

- 『中国をめぐる安全保障』 村井友秀、阿部純一、浅野 亮、安田 淳 編著
参考箇所：第4章 門間理良著、第9章 山内敏秀著、第10章 西山邦夫著
- 『軍用機ウェポン・ハンドブック』青木謙知著
- 『世界の最新兵器カタログ（空軍海軍編）』日本兵器研究会編
- 『世界の艦船』
- 『自衛隊 vs 中国軍』別冊宝島 1190 宝島社
- 『日本の安全保障法制』内外出版
- 『現代用語の基礎知識』自由国民社、
年鑑『ミリタリ・バランス』 IISS 編
「産経新聞」

北東アジア情勢に関する一考察

中長期的展望からの分析

(財)DRC 研究委員
岡本智博

はじめに

サダム・フセイン政権の排除を企図した『イラクの自由』作戦は、米国の意図どおり圧倒的な米国と同盟諸国軍隊の勝利をもって終結したが、その後の『イラク復興支援作戦』において米国は、イラク国内外に潜む『テロ』集団の掃討に手間取り、深刻な困難に直面している。米国はまさに、「イラクにおける戦闘では勝利したものの、戦争では敗退しているのではないか」という危惧が生まれるほどの悪い状況にある。これを証左するかのよう
に、2006年2月に提出された米国防省『4年ごとの見直し』(QDR2006)報告では、『Fighting The Long War』と題する章を冒頭に置き、『テロとの戦い』の重要性を指摘するとともに、「QDRは長い戦争の5年目にあたる年に提出されている」との認識を示している。

ここにクラウゼヴィッツの名言が想起される。『戦争とは他の手段をもってする政治の継続である』という言葉である。戦闘はあくまでも戦争の手段であり、戦争はまさしく政治、この場合、国際政治の延長であるということである。したがって、ブッシュ大統領が推進した“大量破壊兵器の排除”から“サダム・フセインの排除”、そしてついには“イラクへの自由と民主主義の扶植”という戦争遂行目的の段階的変遷が、国際世論としてどこまで許容されるのかという国際的コンセンサスの中にしか、イラク戦争終結の方向性は存在しないと考えるべきなのであろうか。

中東においてはイランの核問題が、もうひとつの不安定化要素として現実化している。ロシアと中国を除く国連常任理事国ならびに日本およびドイツは、すべてのウラン濃縮関連活動を停止するようイランを説得すべく、国連安全保障理事会の場において2006年3月30日、ウラン濃縮などの核関連活動を30日以内に全面停止するようイランに要求する議長声明を採択した。これに対しイランは4月11日、ラフサンジャニ最高会議議長が「中部ナタンツのウラン濃縮施設で連結した遠心分離機164基を稼働させ、原発用核燃料生産にもつながる濃縮ウランの製造に成功した」旨を明らかにした。さらに2007年に入って3月24日、国連安全保障理事会はイランに対し追加制裁を科す決議1747号を全会一致で採択したが、モッタキ外相はこれを無視する形でウラン濃縮活動の停止を拒否し、対決姿勢を鮮明にしている。米欧は最終的に、経済制裁や軍事行動を可能にする国連憲章第七章に基づく措置とともに、欧州にミサイル防衛網を構築することによってイランの政策転換を促す方向を目指しているが、状況は予断を許さない段階となっている。

翻って日本が位置する北東アジアにおいても、国家としてテロリズムを支援する、あるいは実際に行うと判定されている、いわゆる『悪の枢軸』メンバーの一つである北朝鮮が存在する。米国及び同盟国の次の課題は、紛れもなく、北朝鮮の核兵器開発問題であると断言できよう。事実北朝鮮は、2006年7月5日、1999年以降表明してきた弾道ミサイル発射実験凍結を完全に放棄して日本海に向け弾道ミサイル7発を発射し、また同年10月9日には核実験を実施した。国連安全保障理事会は、ミサイル発射に対し国連決議第1695

号を採択して北朝鮮を非難するとともに、関連資金等の北朝鮮に対する移転を防止する措置を、また、核実験に対しては国連決議第 1787 号を全会一致で採択し、加盟国に対し経済制裁等非軍事的措置を含む強制措置を認める国連憲章第 7 章第 41 条に基づく制裁措置等を取るよう決議した。国連による北朝鮮に対する制裁決議は初めてのことであった。

北東アジアには、更に、もう一つのホット・スポットである兩岸問題が存在している。それはすなわち、2000 年に見事に民主主義国家に脱皮を図った台湾と、相変わらず共産党政権が支配する中国との相克である。これら 2 つのホット・スポットは、まさしく冷戦構造の残滓であり、将来の国際軍事情勢を左右する大きな要因でもある。

本論分は特に北東アジアにおけるこれら 2 つのホット・スポットに焦点を当てて情勢の推移を展望するとともに、これらを踏まえて 2 つの中東地域との関連性、紛争発生時のわが国の対応、さらには、北朝鮮の核兵器保有が常態化した場合、北東アジア地域の平和と安定を勝ち得るためには如何なる課題と対応が必要となるのか等について、一考察を進めていくこととしたい。

1 . 朝鮮半島問題

(1) 北東アジア同時二正面騷擾の危険性

北朝鮮の政策が引き起こしている朝鮮半島情勢の悪化は、全ての周辺諸国、すなわち米・日・韓国・台湾はもとより、中・露にとっても好ましいことではなく、これらの国々が連携して北朝鮮の冒険を阻止すべきであり、また、北朝鮮に起因する北東アジア情勢の不安定化は、台湾の安全にも悪影響をもたらしかねないことを認識しておく必要がある。特に朝鮮半島と中国と台湾の兩岸における同時二正面騷擾は、紛れもなく最悪のシナリオであるからである。

1950 年に勃発した朝鮮戦争は、台湾にとって正しく“天佑神助”であったと言われている。朝鮮戦争が勃発したために、中国人民解放軍は、台湾に進駐していた蒋介石軍を討伐することが出来ず、結果として台湾は、人民解放軍に占領されることはなかった。従ってこの文脈を敷衍すれば、朝鮮半島有事が再び現実となれば、今度は逆に中国が北朝鮮を見捨てて、台湾海峡有事を引き起すかもしれないという恐れがあるということも考慮しておかなければならない。特に中国には、1979 年に“懲罰”と称してベトナムに侵攻した実績があるからである。

これに関連してイラン問題は、たとえばイランに対し軍事的圧力を必要とするような事態になった場合、中東と北東アジアにおける同時二正面作戦を米国に対して余儀なくさせる危険が厳然として存在する。それゆえにわれわれは、北東アジア問題とともにイラン問題についても、万全の注意を払いつつ情勢の推移を監視しなければならないのである。

(2) 北東アジアにおける米軍駐留の意義

加えてこれに関連し、北朝鮮の核開発という冒険に対する米国と中国の対応に、微妙なずれが存在することにも注意を払う必要がある。北朝鮮が既に開発した核兵器を含め全てを廃棄することを求める米国に対し、既存の核爆弾の保有は認めつつ今後の開発を断念させようかという中国の意図との相違である。北朝鮮は、今後の核開発は放棄するものの、既に獲得した核兵器はそのまま保有するとの意志を決して捨ててはいない。我が国としては言葉のレトリックにだまされることなく、既存の核兵器を含めた全ての核兵器計画全て

の放棄を求めていくべきである。

翻って今後 20 年を見据えたとき、米国と中国の国力の相対的接近は必至であり、アジア・太平洋地域の安全・安定が、中国の政治・政策に大きく影響を受けざるを得ないということとなろう。そのような情勢下、在日米軍と在韓米軍の存在は、まさしく米国の中国に対する国家戦略の橋頭堡となる。従って米国及び日本は、東アジアの平和と安定を確保するための“共通の戦略”をしっかりと打ち立てた上で、『自由民主主義と自由市場経済ならびに人権の尊重』という共通の価値観を有する韓国や台湾、そしてその他の ASEAN 諸国などと、これまで以上に強固に連携していく必要がある。

特にまた、北朝鮮の核保有が固定化されたまま Unified Korea に継承され、かつ、Unified Korea が在韓米軍の継続駐留を拒否したような場合、我が国は対抗上核武装すべきであるか否かが、好むと好まざるとにかかわらず議論の遡上にあがってくることは明白である。すなわち、中国よりの Unified Korea が核を保有し、中国の戦略核が米国の戦略核とバランスを取るような事態が生じた場合、地域的な核バランスを確立するため、日本は対抗上、核武装すべきであるとの考えが出てきても不思議ではない。最近の報道によれば、早くも米保守派の一部に「日本の核武装」を擁護する意見が出始めているとのことであるが、これらが唱える論理は、ここに言う論旨とは全く異なる発想から出ていることに注意を喚起したい。また逆に、日本の政府関係者が一様に、「ブッシュ政権の考えとは明らかに違う」とか「核武装は国際的な孤児になり失うものが多すぎる」として、日本の核武装論を否定していることも事実である。しかし、インドとパキスタンの核武装が結果的に国際間で容認されている現状を考慮すれば、Unified Korea が核武装を維持し、在韓米軍が撤退することにでもなれば、日本核武装論を封殺することは難しい。従って米国は、日本国内および国際間に、「日本核武装論」といった意見が今後は出てくるであろうことを念頭に入れ、現在の朝鮮半島情勢を勘案していく必要がある。我が国は、北朝鮮問題にはそのような背景が存在することを、米国の真の友人として米国に対し注意を喚起すべきであろう。

ここに提示しておくべき好例がある。すなわち英国は、冷戦時代から今日までトライデントミサイル搭載潜水艦を米国から数隻租借し、地域レベルの核バランスを確保しているが、日本にも同様なオプションを米国に要請することによって地域核バランスの一翼を担うという選択があること、換言すればそのレベルにまで日米同盟の実を高めておくことが日本にとって不可欠であることを、あえてここに敷衍しておく次第である。

2 . 两岸問題

(1) 中国の短・中距離弾道ミサイルの脅威

中国共産党は、2000 年に民主化路線を実現した台湾に対して、いわゆる「威圧戦略」を駆使している。それは単に政治的な威圧だけではなく、軍事的にも極めて大きな圧力を台湾社会に対し掛け続けている。その最も顕著な実態は、台湾に近い本土に 900 基にも上る中距離および短距離ミサイルを配備していることとなって顕在化している。さらに東京にも届く「東風 21」と称される固体燃料・移動型ミサイルを配備しているし、最近では技術の発達により、短距離弾道弾ミサイル「東風 15」が、沖縄をも射程圏内に納めるようになっている。中国の短距離・中距離ミサイルは、単に台湾のみならず我が国日本に対しても、極めて顕在化した脅威となっているのである。

かつて欧州正面に旧ソ連がSS-20中距離ミサイルを配備したとき、欧州各国は、弾頭が複数化されたこと、固体燃料となって発射までの準備時間が劇的に短くなり脅威の程度が格段に高くなったこと、車載化されたためその運用が柔軟になり非脆弱性を高めたことなどを挙げて国際世論を喚起し、ついに廃棄にまで持ち込んでいった。

しかしこれに反して我が国の対応は、「東風-21」の前身である液体燃料使用の「東風-5」が初めて出現した時も勿論のこと、これが固体化・車載化された「東風-21」に更新された時にも中国に対して抗議を行わず、その危機感を世界に訴えることもなく、ましてや軍事的な対応を考えることも全くなかった。そして最近になって、防衛白書でようやくわが国に対するこれらによる脅威を指摘するようになり、ミサイル防衛システムの研究・開発・装備化を対抗措置として承認したような状況である。

国際連合安全保障理事会の常任理事国である中国は、他の常任理事国と相違して、射程500m以上～5000m以下の核弾頭搭載可能な中距離核弾道ミサイル(INF)を装備している、安全保障理事会常任理事国のなかの唯一の国である。加えて、その後のミサイル技術管理レジーム(MTCR)にも従おうとしていない。このような国が、安全保障理事会の常任理事国として厳然として存在する矛盾を決して容認してはいけない。確かに、中距離核弾道ミサイル(INF)廃棄条約は米・露間の取り極めであるが、欧州各国もこれに従い廃棄していることからすれば、わが国はいま声を大にして国際世論に訴え、たとえ中国が「核の先制使用を行わない」としても、そのような中国の横暴を糾弾すべきではなからうか。

(2) 政治手段化した核弾頭搭載弾道ミサイル

元来、主たる経空脅威は、航空機およびミサイルによってもたらされる。これら航空戦力が果たす役割は、戦闘機対戦闘機で行われる防空戦闘あるいは敵防空網を制圧する航空戦(SEAD)、航空戦力独自で行われる地上目標に対する戦略攻撃及び航空阻止、そして陸軍および海軍の行う作戦を支援する陸海作戦直接支援の4つに大別される。しかし航空戦力が出現して以来長い間、陸海戦力に比較して航空機やミサイルは、運搬手段の速度が速すぎるため、命中精度が極端に悪かった。ところが湾岸戦争時にGPS(全地球的測位システム)が導入され、衛星によって弾頭を直接目標に誘導する技術が向上するとともに、最近では航空機あるいはミサイルに搭載されたレーザーデジグネーターによって目標に対しミサイル等を終末誘導するため、命中率がさらに向上し、航空戦力の役割は革命的に重要性を増してきた。湾岸戦争の作戦計画を担当した米国のウォーデン大佐は、残念ながら航空戦力の能力を過大視しすぎ、当時、航空戦力のみでフセイン大統領を追い詰めることを試みて結果的には失敗してしまったものの、これ以降、航空戦力の目標に対する命中精度・正確さは陸・海軍に信用されることとなり、戦略攻撃及び航空阻止並びに陸海作戦直接支援任務は、軍事作戦上実質的な意味を持つようになった。

そしてまた、戦略攻撃、航空阻止並びに陸海作戦直接支援は、戦闘機戦闘によって獲得される時間的・空間的な航空優勢が獲得されて初めて可能となる作戦であることも常識となった。陸・海・空部隊が個別に実施する作戦、あるいはこれ等を統合する作戦は、空の自由を確保している側が圧倒的に有利になるということである。従って今日では、いずれの戦争においても作戦初頭は、航空優勢の獲得競争から開始されるのが一般原則となっているのである。

このうち戦略攻撃任務は、敵の政治経済中枢、作戦指導中枢、交通の要衝及び通信連絡

中枢等に対して行われる任務であり、第2次世界大戦中に多用された、国民の大多数である非戦闘員に被害を与えることにより国家としての継戦意志を喪失させようとする戦略爆撃任務とは、一線を画するようになった。しかしながら、特に今日、非戦闘員や社会インフラに被害を与えて国民の経戦意志の屈服を作為する戦略爆撃は、一義的にマスコミ受けしないどころか、いまや国際世論すべてを敵に廻しかねない戦略・戦術となっており、それ故に、こうした戦略爆撃はもはや、戦略的・戦術的妥当性を失いつつある任務となっているところでもある。

次にもうひとつの経空脅威を形成するミサイルについてであるが、弾道ミサイルが目標に対する命中精度が低いのは、飛翔するミサイルの終末段階の速度があまりにも速く、誘導技術がこれに追随しないからである。従って精密な攻撃ができない弾道ミサイルは、いまや軍事戦術的には次等視されている。しかし逆に、命中精度が悪いことを悪用して、弾道ミサイルによって非戦闘員や社会インフラに打撃を与え、敵国民に恐怖を与えようとする国家も存在する。弾道ミサイルに核弾頭が搭載されれば、その効果はさらに決定的となる。換言すれば、弾道ミサイルは今や、優れて、相手に対する政治的・心理的威圧手段として活用されているのである。

このことからすれば、台湾を睨む中国本土東側沿岸に配備されている弾道ミサイルは、まさしく中国共産党の台湾に対する「威圧戦略」を担っている最大の武器といえよう。弾道ミサイルは、一度発射されれば航空機のように任務を中止して呼び戻すことはできない。従って、弾道ミサイルを政治の手段とする場合、その指導者には断固たる信念が必要となるが、北朝鮮や中国などの非民主主義国家の独裁者にとっては、発射の決断にそれ程の遅疑逡巡があるとは思えず、それがかえって国際社会の頭痛の種となっている。加えて、北朝鮮のノドン・ミサイルのように、狙った目標から約2700mもの誤差が生じるといわれても核弾頭が搭載されれば、日本国民が恐怖心を抱くのも当然のことである。

(3) 中国の短・中距離弾道ミサイルへの対応

これまでのところ、中国の短・中距離弾道ミサイルの脅威に対し、軍事的に対応できる手段は、米国を始め如何なる国にも存在していなかった。中国は『核の先制使用』を否定していることから、台湾に対しての弾道ミサイル攻撃は、通常弾頭搭載のミサイルによる攻撃と考えられてきた。これに対する米国の軍事的手段は、潜水艦発射型の通常弾搭載トマホーク・巡航ミサイルが有力視されてきたが、その量的制約や作戦的妥当性の欠如により、当該ミサイルによる対応は局限されていると看做されている。

量的制約を克服するためには、トマホーク・ミサイル搭載の水上艦艇による作戦を考慮すればよいとの考えもあるが、最近の中国海軍の発展振りはそのような考え方に水をかけるがごとくすさまじいものがある。まして米国の戦闘爆撃機搭載空母の運用は、最近ロシアの支援によって開発・改良された、中国軍の「紅陽」巡航ミサイルの絶好の餌食となる状況となっている。これに対して台湾は、自国開発の「雄風」巡航ミサイルの装備により軍事的バランスをとろうと考えているのである。

しかし、今般の米国防省報告『4年毎の国防見直し』(2006QDR)によれば、米国は、漸くにして通常弾頭レベルの弾道ミサイルによる対応を可能とする手段を確立しようとしている。すなわち、米国は「過剰な戦略核を削減する一方、通常弾頭によるグローバル・ストライク能力を高める一環として、2年以内に一部の潜水艦発射型トライデントミサイ

ルに、精密誘導通常弾頭を搭載する」という。これを解説すれば、核弾頭から JDAM 型の通常弾頭に置き換えられたトライデントミサイルは、地上からの高度 60km ほどに到達した後 JDAM を放擲する。目標から半径約 120km の上空で放擲された JDAM は、それぞれ、GPS の誘導を受けてあらかじめターゲティングされた目標に対して正確に誘導され、最終的には地上目標を破壊するということである。かくして米国は、中国の台湾に対する『通常弾頭搭載弾道ミサイルによる威嚇戦略』に対し、『通常弾頭搭載弾道ミサイル』をもって、中国に対して即時に報復できる手段を手に入れたことになる。しかも米国的手段は、中国の手段に比較して格段に命中精度が高い JDAM であり、爆撃機のような運搬手段を必要としない、それゆえに（米国の宇宙優勢はすでに確立されているから）航空優勢を確立する必要性のない、至短時間の対応が可能となったという有利性を誇示することとなる。

米国軍人から「貴国の政治経済中枢、作戦指導中枢、交通の要衝及び通信連絡中枢等に対するターゲティングはすでに完了しているし、トライデントミサイルの改修も着々と進んでいる。従って万が一、貴国が台湾に対して弾道ミサイル攻撃を仕掛けたなら、即座にも報復攻撃を行うことが可能である」と示唆された人民解放軍の高級将校は、「驚愕のあまり声を失っていた」と、あるマスコミ記者が筆者に語ってくれた。ここに軍事戦略上では、戦略核レベルの交換というスレッシュホールドを犯すことなく、通常弾頭レベルでの米・中バランスが、漸くにしてこの度、兩岸関係事態の中に確立されたということを描き出すことが出来るであろう。もちろん米国のこのような『威嚇戦略』に対し中国は、核兵器をもって対抗する能力があると主張する者も存在するが、かつての冷戦時代の米ソ核戦略理論を考察すれば、そのような論理は机上の空論であろう。

このように米国は今後、獲得した通常弾頭レベルでの卓越した精密爆撃能力という優越性を国際政治力に転化し、単に兩岸問題に対してのみならず、今後のイラン問題や北朝鮮問題の解決に適用することが出来ることとなった。最近、中国の台湾に対する“弾道ミサイルによる恫喝”が極めて低調になってきた背景のひとつには、こうした軍事的確執が米中の間に潜んでいるのだということを知悉しなければならない。換言すれば北東アジア正面においては、欧州正面のように Last Resort としての核弾頭の先制使用戦術を採用しなくても対応可能な時代に入っているということなのである。

（４）台湾の弾道ミサイル開発

さて、台湾に対する中国本土からの脅威は、これまで述べてきた弾道ミサイル脅威だけではなく、近年、ロシアから購入された最新鋭戦闘機・駆逐艦・潜水艦や防空ミサイルシステムなどにより中国の軍事力が著しく近代化され、また経済の発展に伴い軍事力の量的改善も順調に進捗しているところから、特に近年、著しくその脅威の程度が増大している。加えて今般の米国防報告によれば、先に述べた航空優勢確保のための航空戦力が、すでに中国本土側に有利に傾いていることからすれば、台湾が中国の軍事的攻勢に危機感を募らせていることは想像に難くない。

確かに現在の中国共産党にとっては、共産党理論よりも経済成長の持続が一義的に重要であり、また、経済成長を持続しければ中国は、顕在化しつつある諸問題が噴出する状況にある。加えて 2008 年には北京オリンピック、2010 年には上海万国博を開催することになっている。さらに 2004 年の憲法の改正により、私有財産の保護、民間経済の役割の容認等と並んで『人権の尊重および保障』を容認したこともあり、発言権を自覚した一般

市民の意思により、中国各地で 2000 人規模の暴動が毎日のように発生しており、小規模なものを加えれば 2005 年には約 8 万 7 千件の騒擾が発生していたという。そのようなことからすれば、向後少なくとも 10 年程度は、中国にとっては北東アジア地域の安定が必要不可欠であり、たとえ他国との軋轢を作為して人民の不満を海外に向けさせようと意図したとしても、根本的には兩岸問題を顕在化させたくないという考えが卓越すると思われる。

それならば中国は何ゆえに、一段上の戦略判断をもって、短・中距離弾道ミサイルを廃棄すると世界に向かって宣言しないのか。かつて江沢民主席は訪米の際に、「米国が台湾への武器売却を減らせば、台湾海峡のミサイルを射程外に後退させてもよい」旨プッシュ大統領に対し述べたが、これはまさしく、弾道ミサイルが政治の一手段であるとともに、弾道ミサイル配備が米・台分断を図る手段であるということを実に示している。また 2006 年 4 月の胡錦濤訪米時においても、プッシュ大統領が「両国は国際システムにおける利害共有者として多くの戦略的利益を共有している」と協調関係を持ち上げると、胡錦濤主席も「良好な米中関係はアジア太平洋地域だけでなく、世界の平和と発展に戦略的重要性を持つ」として、米中双方の戦略的協調関係を強調したが、こうした関係強化の鍵は、いつに中国の短・中距離弾道ミサイル廃棄提案にかかっているのではなかろうか。

従ってまた、今般のこのような絶好の機会を契機に、日本を始めとする米国及び西側諸国は、中国共産党が INF 廃棄条約に従わない、MTCR に従わない、唯一の国連常任理事国であると声をそろえて糾弾すべきである。もしそれをしないのなら、台湾に対しても弾道ミサイルの保持を容認すべきである。台湾の技術水準からすれば、弾道ミサイル技術はそれほど難しいものではない。弾道ミサイルは明白に政治的手段であるが故に、台湾の政治的対抗手段を強化する意味においてもその保有を促すべきであろう。

他方、米国は台湾に対して、ミサイル防衛システム（MD）の導入を推奨している。しかしそれは、物理的・時間的縦深性に欠け、中国本土からの弾道ミサイルの脅威に対し直接的に対応することは難しい。また現時点において、MD システムは極めて高価なシステムであり、費用対効果を勘案すれば一考を要する。むしろ、より安価な弾道ミサイルシステムの配備の方がはるかに現実的であるし、限りある予算は Network Centric Warfare の実現に当てた方がより国益に合致する。まして今般、通常弾道ミサイルレベルの米中パリティが確立されようとしているのであるから、台湾はこのたびは当該パリティの更なる確実性向上を趣旨に、国産弾道ミサイル開発を推進し、また米国も、これを妨害するような施策は採らずに容認すべきではなかろうか。

台湾に弾道ミサイルが装備された場合、目標となる中国本土の東側沿岸部は、いまや経済発展を支える中心地帯であるし、それに伴って社会インフラも順調に整備されているから、台湾側からすれば、目標の価値が以前に比較して格段に向上している。それ故に弾道ミサイルの導入は、台湾が政治的発言力を高めるためには有効かつ強力な手段であることは明白である。西側諸国は、こうした台湾の考え方を一致協力して支持すべきであろう。残念ながら日本の場合は、対抗手段としての弾道ミサイルシステムの導入という選択は、憲法の制約もあって現時点では議論する余地はない。それゆえに、高価であってもミサイル防衛システムを導入せざるを得ないのである。

台湾が弾道ミサイルを装備した場合、自由と民主主義の価値観を共有する国家群は、その軍事戦略によって大いに裨益される。すなわち、台湾のみならず日本、韓国、フィリビ

ン、シンガポール等、中国の短距離・中距離ミサイルの射程圏内に入る諸国は、中国の弾道ミサイルによってもたらされる実際の脅威を緩和できるとともに、中長期的には欧州の例に見られたように、東アジア・太平洋地域の不安定要因となっている中国の短距離・中距離弾道ミサイルの廃棄を勝ち得るかもしれない。米国もまた、自国の領土であるグアムがその弾道ミサイルの射程圏内に入っているのであるから、これら脅威を実感しているアジア・太平洋諸国と協調して、中国の短距離・中距離ミサイルの廃棄を促していくべきであろう。アジアの INF 廃棄交渉は、いま、その絶好の機会を迎えているのである。

3 . 米国のアジア・太平洋戦略

(1) 米国の国家戦略

米国は、自由と民主主義および人権の尊重を標榜し、ソ連との冷戦に勝利し、自由民主主義諸国の盟主として世界に君臨している。これを証左するかのように 2006 年 3 月に公表された『米国国家安全保障戦略(2006)』において、米国は、「自由かつ公平な選挙(free and fair elections)、法および規範の重視(rule of law)、市民社会の尊重(civil society)、人権の尊重(human rights)、女性の権利の尊重(women's rights)、報道の自由の尊重(free media)、宗教の自由の尊重(religious freedom)、軍事のシビリアンコントロールの尊重(civilian control of the military)といった価値が、自由民主主義にかかる共通の価値観である」とし、「こうした共通の価値観を擁護していくためには、国連(United Nations)、OSCE(Organization for Security and Cooperation in Europe)、AU(African Union)、OAS(Organization of American States)などの国際機関との連携が極めて重要である」としている。米国がこのように、国連改革の必要性を強く主張しつつも、国連の存在意義をようやくにして容認したことは特筆すべきことであり、米国のアジア太平洋戦略を考察する上で是非とも指摘しておきたい。

(2) 国連改革の方向性とアメリカ

国際連合の正統性(レジティマシー)は、国連参加各国の理性、なかんずく拒否権を保有する常任理事国の理性に強く依拠している。それにもかかわらず国連参加各国、とりわけ常任理事国が、自国の利益を優先して理性を排除するのであれば、今後の国連のレジティマシーは死に体同然の状態になる。かつて冷戦構造崩壊直後の 1992 年、ブトロス・ガリ事務総長は国連憲章第七章軍隊創設構想を掲げ、米国はその理想を具現化するためにソマリアに軍隊を投入したが、結果的には散々な目に遭遇して撤退を余儀なくされ、米国とガリ事務総長の理想は挫折した。そして今日ではその理想の趣旨は、多国籍軍が担わざるを得ない状況となっているのである。

従って国連に代表される国際世論の動向が米国の正統性よりも勝るのだということを、今後、米国に突きつけていくべきであるならば、拒否権という特権を有する国連安保理常任理事国のメンバーは、国益を超えた理性をさらに磨く必要があることを、この機会にもう一度、強く指摘しておきたい。それなくしては、国連のレジティマシーの復活はあり得ない。グローバル化の世界を迎えた 21 世紀にあって、冷戦時代にはほとんど機能停止をしていた国連が、ようやく国際調整機関としての役割を見出している矢先、自国の国益にのみ固執する常任理事国の態度は、強く糾弾されるべきであると思慮する。

(3) 北東アジア諸国の対米観とアメリカ

米国は現在、「イラクの自由」戦争後のイラクに対し、『自由と民主主義および人権の尊重』といった価値観を扶植・共有するとともに、イラク主権を担うことができるような政府を確立・支援するため、世界からの孤立をも厭わずに復興作戦を続けている。この困難な戦争は、先に述べたとおり、米国一国で完遂することは極めて困難であり、多国籍軍、ひいては国連のイニシアティブにより解決されるべきであり、従って、国連のレジティマシーの確立を切望しているのである。

こうした流れのなか米国は、冷戦構造が崩壊して以降、欧州からアジア方面に戦略重心を移しているが、これに関連して米国は、『自由と民主主義および人権の尊重』という共通の価値観を有するアジア・太平洋地域の日本、韓国、台湾を含む北東アジア地域を戦略要衝として国際協調を図り、台頭してくる中国と戦略調整を図る必要があると考えている。

しかしながら、日本、韓国、台湾その他のASEAN諸国は、米国の当該地域に対する影響力行使を支持しつつも、同時に、米国が主張する「自由と民主主義が絶対であり、その理想を扶植するためには各国の主権や内政に干渉する」という、米国の大国主義に懸念を抱いているのも事実であり、アジア・太平洋諸国は、中国の地域覇権主義との狭間の中で自らの存在を模索・調整せざるを得ない状況にある。特に台湾は、米国一辺倒になってしまうと米国の中国に対する包囲政策に加担せざるを得なくなり、台湾の全体利益を損なうことになるし、台湾がアジア各国との関係を強化しようとするれば、台湾のみならずそれぞれの国々と中国との軋轢が激しくなり兼ねないとのジレンマに悩んでいる。中国民主化の過程は長期間を要するものであり、また激動を伴うものであろう。その様な流れの中で台湾は、対抗より対話、冷戦思考より協力、台湾特有の長所の発揮による中国への関与といった政策を採ることが肝要である。「台湾は、反中共から反中国に、あるいは親米から媚米になるのも適切ではない」とする台湾の戦略的結論にも、米国は注意深く耳を傾ける必要がある。

4. わが国のアジア・太平洋戦略

わが国は、第2次世界大戦敗戦の教訓から、憲法上、正規の軍隊を保有しないという選択を行い、国家防衛の手段としては、警察予備隊を母体とする自衛隊を創設させた。この選択は、国家機能の一部としての軍事分野において多くの混乱・矛盾を引き起こしたが、2001年4月26日の小泉内閣発足以来、小泉内閣は国家としての基本機能である軍事力のあるべき姿を追求し、法制整備を推進し、続く安倍内閣は防衛庁の省昇格を実現し、憲法改正に前提ともなる「国民投票法」を成立させた。残る課題は、首相の国家緊急事態権限の整備と憲法改正である。

こうした一連の法制整備に先駆けてわが国は、1999年8月にいわゆる『周辺事態安全確保法』を施行し、米国が決心した場合には、その展開部隊を受け入れてわが国としての後方支援等を行うという枠組みを構築した。これがとりもなおさず、アジア・太平洋地域における紛争抑止の枠組みなのである。

あわせてわが国は、これまで再三指摘してきたように、日本の防衛とアジア・太平洋地域の平和と安定に寄与するという日米安保体制の意義を自覚するとともに、日米安保体制は、「自由民主主義と人権の尊重」という価値を共有する諸国のためのアジア・太平洋における橋頭堡でもあるということ、また、その意義を戴して米国の国家戦略に貢献している

ことに誇りを持つべきであり、これがまさしく日米同盟の所以なのである。敢えて言うのであれば、わが国が英国のように核原潜をリースして運用できるような関係こそアジア・太平洋地域の平和と安定の基礎であり、日米同盟はそのような段階にまで熟成しなければならない。そしてまた、日米同盟を基本とし、これに依拠して中国との経済的相互依存関係の強化を図るとともに、ASEANならびにインド・パキスタン等との連携を図っていくことが、わが国のアジア・太平洋戦略でなければならないと思量するものである。

おわりに

東アジア情勢の平和と安定を勝ち得るために、敢えて中長期的視野から独断的にその展望を描いてみたが、結果として、北朝鮮の核兵器保有問題は、日本の核武装化に繋がりがねない危険性を孕んでいること、従って、米国、中国を始め関係諸国は、北朝鮮の核兵器保有を絶対に容認しないと言う立場から北朝鮮との交渉を推し進めるべきであること、

通常弾頭搭載弾道ミサイルレベルの米中パリティが、新たに確立しようとしており、特に米国の通常弾道弾は JDAM であることから中国に対し優越するであろうこと、北東アジア情勢を不安定にする中国の短距離・中距離ミサイルの配備は、時間をかけてでもこれを放棄させるべきであること、国連安全保障常任理事国が、自らの国家利益を超えた大局的理性を復活させることが今後の国連の正統性の回復に繋がること、日米安保体制は、日本の防衛のみならずアジア・太平洋地域の平和と安定の橋頭堡であることが明確になったと言えよう。

わが国は、アジア・太平洋地域の平和と安定に努力を傾注しているにも拘わらず、あらゆる機会を通じてその努力を関係諸国に対して説明していく姿勢に欠けている。例えば、「周辺事態安全確保法」ならびに計画検討作業の結果として成立した「北東アジア有事の際に我が国に展開する米軍に対する後方支援を行うための枠組み」は、当該地域の平和と安定に充分寄与する枠組みなのであるが、中国政府に遠慮する余りか、日本政府は、アジア・太平洋地域諸国に対してその意義を十分に説明できていない。

また、わが国の一連の有事法制等整備についても、日本の軍国主義化の契機と見ている国々が、いまだにアジア・太平洋地域に存在する。しかしながら自衛隊は、「警察予備隊」(Police Reserve)から進化したもので、決して「軍隊予備隊」(Military Reserve)から進化した組織ではない。たとえば自衛隊には、軍法、軍法廷、軍営倉は存在しない。武器使用については、国連活動においてさえも警察官に容認される範囲を超えることが出来ない。日本政府は、こうした欠陥を少しずつ排除し、普通一般の軍隊としての戦力発揮が可能となる法体系に向けて法制整備を図っているが、これらをアジア・太平洋地域の各国に対して説明する責任がある。説明責任を十分に果たさない国家は、他国から誤解され、取り残されても仕方がない。わが国政府は、アジア・太平洋地域の諸国に対し、あらゆる機会を通じて日本の安全保障政策・戦略を詳しく説明していくべきであろう。

最後に、外交は決して笑顔と ODA だけで機能するものではなく、自国を防衛することができるだけの軍事法体制と軍事力を整えてこそ、そしてまた、大規模災害を含む多岐・多様にわたる脅威に対する備えとしての国家緊急事態体制・態勢が整ってこそ、外交は十全に機能するものであることを改めてここに敷衍しておくこととする。

朝鮮半島の核兵器

(財)DRC 研究委員
大島 紘二

北朝鮮は、2005年2月10日に核兵器開発計画があることを最初に宣言し、2006年10月9日午前同国北東部にある咸鏡北道(ハムギョンプクト)金策市(キムチェクシ)上坪里(サンピョンリ)付近の山岳地で地下核実験を行った。¹この核実験は、巷間では初歩的実験であり、しかも完全には実験に成功していないという噂もあるが、²詳細に検討するとかなりの技術的なレベルに達している。次のような理由から北朝鮮としては満足できる結果が得られたと思われる。

核不拡散条約で核兵器保有国として認められているアメリカ、イギリス、フランス、ロシア(当時はソ連邦)、中国の五カ国は、いずれの国も最初の核実験を標準出力である約20ktで行った。ところが、中国の関係筋から流された情報によると、中国政府は北朝鮮から20分前に4ktの核実験を実施するとの通知を受けていたという。³これは、北朝鮮が既に爆発出力を制御して小さくする技術があることを意味する。即ち、北朝鮮はいわゆるハイドロニュークリア実験(実際の核分裂性物質を使って超臨界量にして限定的な連鎖反応をさせる実験)をしたことになる。この実験をするためには、爆薬を使って均等に圧縮する爆縮の技術、爆縮した際の核分裂物質の物性の変化、核分裂によって生成する中性子の挙動等についての基礎的な知識が必要であり、更には、核爆発現象を解析するための精巧な器材を持っていることを意味する。

正確な爆発出力は、使用した核分裂物質の総量と残留している核分裂物質と核分裂生成物との比率から計算しなければならないが、地震波の観測値から推定する等各種推定法がある。韓国地質地下資源研究院はマグニチュード(リヒター・グーテンベルクのマグニチュード)(M)3.58から3.7の地震波を観測し、日本の気象庁の観測値は4.9だったという。ロシアは、地震波を解析した結果5~15ktだとしている。(イワノフ副首相兼国防相)

表1 各観測機関の観測値⁴

情報源	観測時刻(標準時)	爆発位置(北緯)	爆発位置(東経)	マグニチュード
包括的核実験 禁止条約機構	01:35.27.6	41.31.19N	129.0189E	4.1
米国地質研究 地震センター	01:35.28	41.29N	129.09E	4.3
ロシア国立地	01:35.26.0	41.31N	128.96E	4.0

¹ 朝日新聞 2006年10月10日夕刊

² 朝日新聞 2006年11月16日夕刊

³ <http://www.asahi.com/special/nuclear/TKY200709110244.html>

⁴ SIPRI YEARBOOK 2007, *Armaments, disarmament and International Security*, Oxford University Press

質研究所				
韓国地質地下 資源研究院	01 : 35	40.81N	129.10E	3.9

ウィーンに所在する世界各国からの核実験データを集約している包括的核実験禁止条約機構の発表によると、今回の爆発による揺れの規模は、マグニチュード 4.0 (誤差 0.3 以内) だったという。⁵各観測機関の観測値は、表 1 のとおりである。マグニチュードは、「震源から 100km 離れた場所に置いた標準地震計 (ウッド・アンダーソン地震計) が記録した、記録紙上の最大振幅をミクロン単位で読み取り、その常用対数をその地震のマグニチュードをする」と定義されている。マグニチュード (M) と地震のエネルギー (E) との大まかな関係は次のとおりである。(爆発エネルギーは、揺れのエネルギーになる他に地殻による吸収があったり、断層による反射があったりと複雑な問題がある。そのために、震源地の地殻構造や地震計までの地殻構造によりかなりの誤差がある。)一般的な関係式は、E の単位をジュールとすると

$$\log E = 4.8 + 1.5M \quad \text{で表される。}$$

このエネルギーを、TNT 換算値に直して表したものが表 2 である。

表 2 マグニチュードとエネルギーとの関係

M	E (TNT 換算値)	M	E (TNT 換算値)
3.0	29 t	5.0	32kt
3.5	73 t	5.5	80kt
4.0	1.0kt	6.0	1,000kt
4.5	5.1kt	6.5	5,000kt

因みに、20kt の原爆の爆発エネルギーは、 8×10^{13} ジュールである。

上に述べたように北朝鮮の核爆発による地震波のマグニチュードを 4 だとすると、爆発エネルギーは 1kt 相当する値になる。4kt で計画した核実験の結果は 1kt 程度だったが、これは必ずしも大きな失敗だったとは言い切れない。この計画と実験値との差は、爆縮時間にして 2×10^{-8} 秒程度の差であり、一般的な実験誤差の範囲にあり、包括的核実験禁止条約機構が集計した地震振動の誤差 0.3 の範囲に入る。1998 年に行われたパキスタンの核実験でもこの程度の誤差が生じている。

また、米国は初歩的な構造だと評価しているが、⁶これはあくまで米国の核兵器に比較して初歩的な構造である。米国の最近の小型核兵器はすべて第三世代の原子爆弾、即ち、部分的に核融合エネルギーを使った原子爆弾だと言われている。⁷核融合エネルギーを部分的に使うと、中性子が増殖されて臨海量を少なくすることができる。すると、全体としても軽量化することができ、且つ、容積も小さくなる。しかしながら、米国は今回実験した核爆発装置はプルトニウムだけを使った核分裂装置であり、核融合エネルギーを部分的

⁵ 朝日新聞 2006 年 10 月 10 日夕刊

⁶ 朝日新聞 2006 年 10 月 10 日夕刊

⁷ Hans Günter Brauch, *Military technology, armaments dynamics and disarmament*, Macmillan Press

に使った原子爆弾にはなっていないと評価している。⁸また、移動体に搭載する際の耐衝撃機構、安全機構、安全解除機構等、兵器としての体裁は整っていないのだろう。米国が言う初歩的な構造とは、こうした意味で使われたものと思われる。そのような兵器化の技術は、確実に核爆発する構造であることが確認された後でなければ研究できない。ミサイル搭載能力の可否についての情報は全くないが、そうしたことから推察して、現時点ではミサイル搭載能力はないと思われる。即ち、仮に核爆弾が保有していたとしても 1,000kg 以上の原子爆弾となるだろう。

北朝鮮が仮に核兵器を製造するとすれば、その原子爆弾の使用目的は戦略的であり、爆発威力を敢えて小さくする必要はない。また、部分的な核融合を導入していないことを前提とすると、爆発威力は最大で 30～35kt 程度にしかならないだろう。この威力では、わが国の大都市を壊滅させる程の威力はないが、中規模都市を壊滅させるのには十分である。寧辺の原子炉の運転履歴や報道された各種推定値からすると、現時点におけるプルトニウムの保有量は、8～15 発に相当する量だろう。

米国は 2002 年 6 月までに、「北朝鮮がロシアからウラン濃縮に使える高強度アルミニウム管 150 t を輸入している。また、同じ高強度アルミニウム管 200 t をドイツから輸入しようとして失敗した。」との情報を得た。中央情報局は 2003 年 1 月 7 日『大量破壊兵器の技術取得に関する議会報告書』の中で、「北朝鮮が核兵器開発につながるウラン濃縮のための遠心分離機用機材の入手を 2001 年後半の段階ですでに始めていた」ことを明らかにした。⁹そこで 2002 年 10 月 4 日に、ケリー国防次官補を代表とする米国の代表団が京城を訪問し、このことに関連しウラン濃縮計画を北朝鮮側に質した。¹⁰これに対して北朝鮮側は、ウラン 235 濃縮計画を一貫して認めなかったと言われている。しかし、パキスタンの「核開発の父」と呼ばれるカーン博士による「核の闇市場」の実態が 2004 年に明らかになり、パキスタンのウラン濃縮技術が北朝鮮に移転した疑いが非常に濃くなっている。

2007 年 9 月 1 日、2 日の両日にジュネーブで開かれた米朝作業部会で、北朝鮮首席代表の金桂冠外務次官は米国首席代表のヒル国務次官補に対して、第三国からのアルミニウム管を調達した事実を認めたと言われている。北朝鮮が濃縮疑惑に関して具体的事実を認めたのは初めてであるが、実際にウラン 235 の濃縮に着手したとまでは認めていないもようだ。北朝鮮が濃縮関連資材購入を認めたことは大きな方針転換で、ブッシュ政権の残り任期内に核問題で相当程度譲歩する戦略を固めたことを示唆している。寧辺の核施設の年内無能力化が視野に入る中、ウラン濃縮疑惑の解消を図る姿勢を自ら示すことにより、米国との関係正常化への流れを加速させる狙いがあるとみられる。

北朝鮮で唯一稼動していた寧辺の原子炉は天然ウラン燃焼型重水炉であり、燃料はウランを濃縮する必要がない。そこで、ウランを鉱石から抽出して原子炉燃料にまでにする際

⁸ 読売新聞 2006 年 10 月 17 日

⁹ Larry A. Niksch, *North Korea's Nuclear Weapons Program*, CRS Issue Brief for Congress, Updated June 9, 2003

¹⁰ 朝日新聞 2003 年 1 月 9 日朝刊

に、ウラン濃縮に際して使うフッ素化の工程を経なくても精製することができる。フッ素の製造には、蛍石等のフッ素の原料となる鉱石とその電気分解施設及び大量の電力が必要であるが、このための施設は寧辺にある「放射化学研究所」に実験室規模のものがあるが、工業規模の施設ができているとの情報はない。また、遠心分離装置の運転には大量の電力やその他の付帯施設を必要とする。遠心分離装置の建設には、六ヶ所村にある日本原燃産業株式会社のウラン濃縮施設建設の経験から、仮に設計図を入手していても5～6年を要するものと思われる。そこで、2002年6月頃ロシアから高強度アルミニウム管150tを輸入してそれを遠心分離機のローターに使っていたとしても、2007年の時点ではウラン濃縮システムは完成していないと思われる。そこで、北朝鮮の核能力の拡大を阻止するために、六ヶ国交渉が急がれる理由がある。

2007年の時点で、北朝鮮が原子爆弾を持つとすると、前述のとおりかなり大型で重いものになる。これの運搬手段は、搭載能力からみてイリュージン28型爆撃機、ミグ29戦闘機、ミグ23戦闘機等と思われる。

2007年9月現在で、脅威となる具体的事項は2つある。一つは原子爆弾の保有数が増加することである。もう一つは原子爆弾の小型・軽量化が進み、ミサイルに搭載できる原子爆弾ができることである。

原子爆弾の保有数が増加することは圧倒的な数の核兵器を保有する米国にとってはそれほど重大な問題ではないが、わが国にとっては存亡に関する問題の一つである。原子爆弾の保有数の増加を阻止するためには、原子爆弾に不可欠の原料である核分裂物質の製造を停止させることが重要である。そのためには、先ずプルトニウムを生産する寧辺の原子炉を1日も早く停止させることである。前述のとおり北朝鮮の発電出力5キロワットの原子炉は天然ウランを燃料にした黒鉛減速炉であり、燃料の燃焼度が低くかつ燃料棒を容易に出入できる構造であるために、核兵器への使用に適した純度の高いプルトニウムを製造することができる。この原子炉は、六ヶ国交渉の進展により、2007年7月15日に停止したことが確認されている。なお、北朝鮮が核不拡散条約に調印した1985年に、北朝鮮は別の発電出力50メガワットの原子炉の建設を開始した。更に、1989年9月には発電出力200メガワットの原子炉の建設を開始した。これらの建設に取り掛かった原子炉は、工事が進展していないと思われる。

原子爆弾が小型・軽量化してミサイルに搭載できるようになることは、世界的に見て非常に重大な問題である。小型・軽量化するためには、核融合エネルギーを部分的に使う必要があることをすでに述べた。核融合エネルギーは、重水素と三重水素との融合反応から生まれる。重水素は天然に微量存在するが、三重水素は原子炉内でリチウム金属に中性子を照射して人工的に作る必要がある。しかも、その三重水素は自然に崩壊して7年で半分がヘリウムガスに変わってしまうために、5年に1回程度は補充する必要がある。このためにも、原子炉を停止させることが重要である。

北朝鮮の核関連施設は、図1のとおりである。2007年10月3日に行われた六ヶ国協議では、このうち寧辺にある発電出力5キロワットの原子炉と「放射化学研究所」にある核燃料再処理施設及び博川（パクチョン）にある核燃料加工施設を2007年内に無能力化する案に合意した。なお、「放射化学研究所」にある核燃料再処理施設の能力は、実験室規模よりやや大きいパイロットプラント規模だと言われている。

空想と戦訓のあいだ

シーレーン防衛史論

(財)DRC 研究委員
菊田 慎典

はじめに

希くは将来の日本、よく大東亜戦争の敗因を研究し、以て永遠の発展の礎石たらしめんことを

(海軍省調査課「敗戦の書」追記、1945年8月1日)

海上交通線 (Line of Communication 以後、同義語シーレーン Sea lane と呼称する) の防衛は、一朝ことが起こったとき、国民の生存を維持し戦いを続ける能力を保持するため、港湾・海峡・航路帯を掃海・哨戒・船団護衛など各種作戦を実施して、船舶の安全な交通を確保することである。

もとより四面環海の島国日本は、海上交通が安全でなければ生きていけない定めにある。国内経済、国民生活を支える各種資源、とくに鉄鉱・ニッケル・石油・天然ガス・原子力(ウラン)などの原材料が、海外からの輸入にほぼ100%依存しているからである。

のちにふれるが、有事の戦史研究においても、船舶喪失量および海上輸送量の判断の甘さがパールハーバーとなり、海上護衛戦対策の誤りが戦艦ミズーリー号となった、と言っても差し支えないようにさえ思えるほど、シーレーン防衛はわが国にとって死生の地、存亡の道なのである。

しかし、のどもと過ぎれば熱さ忘れる。あの8月15日の玉音放送から62年余の歳月が流れ、戦災の民族的苦悩の根本に船舶の喪失があった史実は風化・神話化され、海上自衛隊のインド洋での給油活動の継続に、国民の約40%近くが反対と報じられている。本当に、これでいいのだろうか。と、わたしは心配する。

事の本質を見極めるには、過去を顧み、他人が経験したことを学び、戦いの教訓を自分のものとしなければならない。この稿は、シーレーン防衛に問題を絞って、判断が甘く、対策を誤った用兵思想上の背景・基礎・根拠を、戦史の実例により具体的に追ってみたい。

1. 「権」の呪縛

なぜ判断甘く対策を誤ったかへの問いかけは、次の史料の処理から出発する。

まず、次の文章、つまり1902(明治35)年9月に海軍大学校が「極秘」に指定して発刊した「仮定 兵術用語界説」付言を見よう。(防衛省防衛研究所図書館所蔵)

「近時、わが国において、海軍史学上に、海上権力および制海権などの訳語を多用するに至りたるも、その意義に誤謬あるをもって、今後、当校の学科文中には一切この語を採用せず。蓋し、海上権力の語はマハン大佐の著書 The Influence of Sea Power Upon History, 1660-1783 すなわち『海上武力の歴史に及ぼせる影響』の誤訳に起因せるものにて、同大佐も該著の緒論に sea power の意義は海上の実力にして権力にあらざることを説明し居れり」

1902(明治35)年といえば、付言のいう『海上武力の歴史に及ぼせる影響』(1890《明治23》年、ボストンおよびロンドンで発行)が世に出て12年目にあたる。A.T.マハ

ンの名声は世界に広まり、アメリカ合衆国海軍大学校特別勤務の文筆家、そしてセオドア・ローズヴェルトの助言者として《シーパワー》理論は内外に波及していく。この間、日本において邦訳・出版されたのが、水上梅彦訳『太平洋海権論』(川流堂、1899年)および日本水交社訳『海上権力史論』(東邦協会発行、1900年)だった。したがって、海上権力、制海権が一般に普及した根源は、二冊の書籍にこれらの訳語が用いられたからと考えてよい。

日露風雲急を告げ、「仮定 兵術用語界説」の編纂作業が始まったのは、「海戦要務令」が公布された直後の、1901(明治34)年5月初旬である。全軍に通じる兵術用語を一定し、その慣用により命令報告文を簡略化し、通信の連係を確実にして、結果として陸海軍の作戦を整齊と遂行する必要があった。翌年6月には作業が完了し、諸手続きを経て、同年九月、「仮定 兵術用語界説」は発行された。

作業開始から完了まで1年1ヶ月、編纂委員の誰かが訳語のあやまりを指摘し、海軍大学校での使用を禁じたのだ。それは誰だったのだろうか。編纂委員の氏名は記載がない。しかし、その論旨の合理的な展開から推し量ると、マハンの原書をじっくり読み込んで、《シーパワー》の概念をしっかりと理解していた人物であったことは間違いない。

彼はつづけて書いた。

「また、制海権 Command of sea の語も、実力をもって海上を制圧する、の意義にして空権にあらず。元来、権とは仮の義にて名ありて実なきの語なり。しかるに、兵事はすべて実力の問題なるがゆえに、もし、このごとき謬語を永遠に慣用するときは、遂に後学の見解を誤り、兵学を空想の極端に陥衰せしむるに至らん。爾後 sea power または Command of sea の訳語を用いるの必要あるときは《海上武力》または《制海力》というを可なりとす」

ここで付言は終わっている。話を戻そう。編纂の中心的役割を果たしたのは、海軍大学校長の阪本俊篤(海兵6期・海軍少将)、海軍教育本部第一部長・海軍大学校教官・参謀官の島村速雄(海兵7期・海軍大佐)、陸軍砲工学校教官(築城学)・海軍大学校教官の今澤義雄(陸士4期、陸軍中佐)である。それに、イギリスから帰国(明治35年1月)してすぐ海軍大学校教官に補職された佐藤鉄太郎(海兵14期・海軍少佐)が加わったことが確認できる。秋山真之(海兵17期・海軍少佐)は、作業が完了した翌月、つまり明治35年7月17日付、常備艦隊参謀から海軍大学校教官に補職されている。この時系列から、「仮定 兵術用語界説」付言は秋山の着任前にすでに書かれていたと考えるべきだとわたしは思う。

序文には坂本の署名がある。付言したいのなら、序文にその内容を盛り込むだろう。結論から記せば、末尾の付言は島村が書いたと考えないと、この史料は解釈できない。

そこで、島村とマハンとの関係なのだが、実は The Influence of Sea Power Upon History, 1660-1783 初版が発刊された1890(明治23)年5月、島村(海軍大尉・33歳)は世界で最も進歩しているイギリス海軍の教育訓練を観察するため、同国に留学中であつた。ところが、イギリス海軍地中海艦隊の一艦「エジンバラ」号に乗艦研修中、マルタ島で乗馬した馬が狂って落馬し、頭蓋基底と鎖骨を折傷してしまった。イギリス海軍の規則により艦隊司令長官からイギリス本国での治療を命じられ、ポーツマス軍港のバスラ海軍病院に5月19日入院したのであつた。(8月5日退院)。

留学前、中尉にして参謀本部海軍部第1局課員として「海軍戦術一斑」を編纂し、艦隊戦闘方策を発想した軍事的天才ともいえる島村が、入院中にマハンの新書を購入し、イギ

リス・フランス両海軍の用兵思想と比較した、との推理は自然で信ずるに足るだろう。

右の側面を基礎にして、付言　　このごとき謬語を永遠に慣用するときは、遂に後学の見解を誤り、兵学を空想の極端に陥衰せしむるに至らん　　の史的展開に迫ってゆこう。

sea power や Command of sea の深層には、古今の国家存亡の歴史、海戦史の詳細な分析が潜在している。この意義を考慮すれば、日本語への転換は海上権力・制海権ではなく、海上武力・制海力である。と、島村は力説している。ことの本质が「ことば」の問題でなく、マハン思想そのものにとらえかた、兵理、戦いの原則の由来にかかわってくるからである。「仮定　兵術用語界説」は、その後、「兵語界説」と表題を変え、第2版(明治36年1月10日)、第3版(明治38年12月1日)、第4版(明治40年3月15日)と改正修補され、海軍信号書に挿入されるなど、日露戦争において、当初めざした役割を十二分に発揮したといえるだろう。しかし、海上武力・制海力のことばが一般に波及し定着するといった現象は起こらなかった。「極秘」文書の性なのだ。

こうして、海上権力・制海権のことばは、日本国民のなかで生きつづけ、「敗戦の書」太平洋の島々の死命は制海権により制約せられ　　の記述となった。わたしは、島村の付言が時を越えてつらぬかれていることに、かなしくも感動する。

そして、「制海権」「マハンの制海権への意識」「制海権的な思想」「全世界の制海権」「制海権の重要性」のことばは討論等のなかで、今も、用いられている。しかし、島村が書いたように、これらのことばが広く一般に使われれば、やがて人々の見解を誤らせ、テロとの戦い・シーレーン防衛の発想を、空想のふちに陥れることになるのではなからうか。

新史料(「仮定　兵術用語界説」)の発見により、sea power や Command of sea は「海上武力」「制海力」と訳するのが正しいと実証された今、現実の世界にその真実を生かしてほしいとわたしは思う。そうしなければ、日本と日本人は、いつまでも「権」の呪縛に捉われてしまうだろうから。

2．戦史に学び、その教訓を応用して実行する

人が判断力を練磨し、いかなる危機いかなる形勢に際会するも、正しい見解を執りて動かざるは、
歴史研究の賜なり　　(ギリシャの歴史家ポリビウス Polybius 205-123B.C.)

日本海軍がシーレーン防衛をどのように考えていたか。Command of sea は実力をもって海上を制圧する「制海力」と訳すべきである。と、「仮定　兵術用語界説」付言に書いた島村速雄の思想をまず検討することによって、明治大正期の実態を測定したい。

1874(明治7)年海軍兵学寮に17歳で入学し、1923(大正12)年1月8日、元帥府に列せられて元帥の称号を賜り、同日66歳で薨去するまでの半世紀、島村は日本海軍用兵の頭脳でありつづけたと言ってよいだろう。彼が発想し起草したとされる文書類でそのことを明らかにしよう。

次の史料、すなわち「海軍戦術一斑」(明治20年1月)・海軍参謀本部「海戦演習教範」(明治21年7月)、「鎮守府条例・艦隊条例・艦隊職員条例・軍艦職員条例・海軍礼砲条例」(明治24年8月)、「聯合艦隊の戦闘規約」(日清海戦出撃時・明治27年7月19日)、「新艦製造計画書の説明」(六六艦隊建設計画・明治28年7月)、「仮定　兵術用語界説」(明治34年5月)、「聯合艦隊戦策」(聯隊機密第26号、日露海戦出撃時・明治37年1月9日)に、島村速雄の氏名が記されたものは一つとしてない。

「天不言而有信 神不怒而有威」(天は言らず而して信あり 神は怒らず而して威あり)との、晩年の揮毫にこめられた信念がそうさせた、とわたしは考えている。

しかし、海軍軍令部長海軍大将として統括した「帝国国防方針第一次改定」(大正7年6月29日)を含め、これら文書類の根本には、ある兵理(Theory of war)を基礎とした戦いの原則(Principle of art of war)が、脈々として息づいているのである。その文脈を確認しておこう。

ある兵理とは陸軍にも海軍にも適用され、戦闘不易の典則とされる、かのナポレオンの簡潔な戒めのことばだ。

「兵力はこれを集合すべし。いやしくも散じて弱点を生ぜしむることなかれ。その勢い積水を決するが如く、その迅きこと疾風の如く、その攻むるや必ず敵の最も薄弱なる点においてする。これ勝を制する秘訣なり」

この兵理を応用した戦いの原則を、島村は次のように書く。

「我多数の勢力を敵の一小部分に集合して先ずこれを圧倒し、更にその鋒矛を転じて他の一部分に向い、常に我集合勢力を以て敵の一小部分に乘じ、これを一方より掃蕩して終に敵の全部を滅ぼすこと、これ戦闘の奥秘なり」

(海軍戦術一斑 艦隊ノ戦闘法 明治20年)

ナポレオン・モデルの応用である明治20年「戦闘の奥秘」は、7年後の明治27年「聯合艦隊戦闘規約」、さらに10年後の明治37年「聯合艦隊戦策(第26号)」の主眼に、まさしく正確に伝わっている。次の文章がほぼそのすべてを語る。

(日清海戦出撃時)

「常になるべく我が勢力を纏めて敵の一部分に乘じ、先ずこれを打ち破り、更に復た他の部分に当りてこれを撃沈める」(聯合艦隊の戦闘規約 伊東祐亨)

(日露海戦出撃時)

「個々に敵を撰ばずして敵の一部に我が全力を集注する」(聯機密第26号 東郷平八郎)

「我が全力を集団して個々に敵を撃破する」(1戦機密第1号 東郷平八郎)

「我が全線の火力を敵の先頭若くはその一端に集注する」(2戦機密第1号 上村彦之丞)

「常に我が砲火の全力を以て敵の列端に集注し個々に敵を撃滅する」(3戦機密第22号 出羽重遠)

「我が全線の砲力を敵の先頭若くはその一端に集注する」(4戦機密第 号 瓜生外吉)

「常に我が全線の火力を敵の列端に集注し

個々に敵を撃破する」(6戦機密第34号 東郷正路)

「勢力集中、兵力合同は戦術の主眼」(7戦隊機密第8号 細谷資氏)

この脈絡には、機略あり胆力あり学識あり徳望あり傑出したまれに見る逸材、と評された人間島村速雄の、戦史に学び、その教訓を応用して実行する、という思考方式がつらぬかれている。明治日本海軍の真摯な努力の帰結といえよう。

こうした前提のなかで、シーレーン防衛は、どのように意識されていたであろうか。「海軍戦術一斑」(明治20年)に、次の短評がある。

- ・不戦不勝主義 フランス
- ・見敵必戦主義 イギリス
- ・一気猛進主義 アメリカ

たしかに、フランス海軍は敵艦隊を撃破するより敵のレーンを破壊するほうが利益は大きい。ゆえに、勝算が確実でない敵艦隊とは「不戦不勝」でよいが、敵の弱点であるシーレーンについては、わが優勢を維持してから全力を集中しこれを破壊制圧する、という作戦方針を歴史のなかで伝統的に執ってきた。

一方、イギリス海軍はフランス海軍と大きく異なっていた。敵艦隊を撃破するならば、敵シーレーンそのものをも管制することができる。ゆえに「見敵必戦」、眼前の敵を一つ一つ撃破していけば、終局において優勢となり、どのような問題、どのような目的をも、わが意志で彼をうまく処理することができる、という考えだった。

そして、フランス・イギリス両海軍の作戦方針を、一挙に実行する《シーパワー》を秘めているのがアメリカ海軍だった。「一気猛進」、抽象的ではあるが興味深いこの短評は、「北米合衆国海軍少佐ベインブリッチホッフ氏の著述に係る『エキザムプルス。コンクリウジョンズ。エンド。マキシムス。オフ。モデルン・ネーヴァル・タッチクス』なる書」（「海軍戦術一斑」例言）のなかに書かれているのを、翻訳・引用したものである。

この歴史の条件の上に立って、世界先進国海軍の用兵思想を実地に比較検討し、日本海軍のシーレーン防衛のあり方を島村は考え抜いたであろう。イギリスの条件が日本に似ている。こう結論して「見敵必戦」を選択したのではなかったか。

戦闘の奥秘をもってする敵艦隊を撃破する。これにより敵シーレーンを思うままに制圧できる。このように、日本海軍は戦略戦術攻勢でシーレーンにわが制海力を展開できると考えた。しかし、敵艦隊撃滅の空想にとらわれすぎて、シーレーン防衛を目的とする作戦は太平洋戦争終戦まで、極めておろそかにされたのである。用兵綱領はこう書いている。

「先ず、敵の海上勢力を撃滅、爾後の作戦は臨機策定」

（初度決定「帝国軍の用兵綱領」、明治40年4月4日）

3. 海を制した後でなければ、決して陸上兵力を輸送してはならない

明治大正期おろそかにされたシーレーン防衛は、昭和期の海軍作戦計画の中で具体的にどのように捉えられていたか。島村の思想的後継者、佐藤鉄太郎の見解を、「霞ヶ関史料」と結びつけることによって、その実態を測定してゆきたい。

「霞ヶ関史料」を簡単に紹介しておこう。戦後、アメリカ空軍戦略爆撃機 B-29 の大空襲により消失した東京霞ヶ関の海軍省軍令部庁舎の焼け跡の金庫を解体したところ、中から69点にのぼる機密書類が出てきた。「年度帝国海軍作戦計画書」のほか、「帝国国防方針」「帝国軍の用兵綱領」など、国家最高機密に属する文書類であった。これらは警視総監・内閣文庫を経て、昭和43年9月、防衛庁防衛研修所（現防衛省防衛研究所）に移管された。この書類を総称して「霞ヶ関史料」と呼んでいる。同史料のなかに次の具体例がある。

1932（昭和7）年8月31日午前9時20分から、軍令部長伏見宮博恭王の公室において、「昭和八年度帝国海軍作戦計画」米艦隊が著しく進出した場合、比島（フィリピン）攻略は有利なりや に関する質疑が行なわれた。列席者は、次長高橋三吉、第一班長及川古志郎、第一課長近藤信竹、第一課（作戦）参謀全部であった。まず次長が発言する。

「（高橋次長）

比島作戦に関しましては疑問をもっているものでございまして、佐藤中将の説によれ

ば 敵艦隊撃滅前に敵地攻略を企図するのは兵理の原則に反する ものであり、比島作戦実施による兵力の損耗および帝国海軍軍備の現状より見て、大いに研究を要するものと思われます」(防衛研究所保管「霞ヶ関史料」)

佐藤中将とは佐藤鉄太郎を指している。

27年前の日本海海戦、高橋三吉が戦艦「敷島」分隊長心得であったとき、第二艦隊先任参謀として艦隊の中枢にいた佐藤鉄太郎は、さらに7年後、高橋が海軍大学校甲種学生(明治44年)のとき、海軍大学校教頭兼教官として「国防論」および「兵理」を講義し、次のように説いた。

「大戦略を決定する上で千古を通じ遵奉すべき原則は、海を制したる後にあらざれば決して陸軍を輸送すべからず、との訓戒である」(『帝国国防史論抄』東京水交社、明治45年2月、152頁)

佐藤の説く兵理原則は、時を越えて、高橋の判断基準になっていたのである。

伏見宮が意見を述べた。

「(部長殿下)

米国艦隊が著しく進出せる情勢においては、比島作戦は行なわざるを有利とするように思われる。」

佐藤の兵理原則を支持する明快な断であった。伏見宮はこのとき57歳、佐藤より9歳若い皇族である。佐藤の見識と人物をよく知っていた。同宮は、日露戦争に戦艦「三笠」分隊長・大本営付(少佐)で参戦、戦後、イギリスに駐在する直前、海軍大学校選科学生として、同じく選科学生から海軍大学校教官となった佐藤の指導を受けている。また、艦長配置を終え、2回目の選科学生のときは海軍大学校教頭から軍令部参謀兼海大教官(少将)となった佐藤に接している。さらに、同宮(少将)が海軍大学校校長を1年4ヵ月勤め、大正4年、第2戦隊司令官に転出する際、校長職を申し継いだのが佐藤(少将)だった。そして仲良く同日付(大正5年12月1日)で二人は海軍中將に進んだ。佐藤が大正天皇の東宮摂政宮に日清日露西欧海戦史を講じ、貴族院議員となり、昭和天皇に「孫子の兵法」を御進講したことによっても、実戦をともに経験した二人のあいだには、戦闘の奥秘、琴線にふれる以心伝心があったと思う。

本題に戻ろう。及川第1班長(部長)は黙して語らなかった。すると、近藤第1課長が発言した。

「(第1課長)

比島作戦は敵地攻略の意味にあらず。敵艦隊根拠地の覆滅にありまするがゆえに、(中略)実施するを有利と認めます」

近藤もまた佐藤海軍大学校校長の教え子(甲種学生)であった。しかし、時代とともに変革する飛行機・潜水艦等兵器の発達を応用して、作戦計画を組み立て実行していく脈絡は、近藤の発言からは読みとれない。伏見宮は議論を次のように締めくくった。

「(部長殿下)

結局、その時の情勢により、最後の決定をすればよいと思う」

こうして、「昭和八年度帝国海軍作戦計画」は、原案のまま、修正なしで決裁されたのであった。つまりシーレーン防衛の陸海軍で調整を要する事項は、用兵綱領と同じく「嗣後の作戦は臨機これを策定す」と、すべてが後回しの作文に終わったのである。

4. 空想の戦訓が戦争決意を誘導した

「・英米分離可能なりとの指導を行なうを可とす。

- ・やらなければ生きていけない。
- ・やれば物資が増えてインフレもなくなる。
- ・日本がやれば米は動けなくなる。英米依存の姿がなくなる。
- ・支那事変も片付き始める。

今引込むと支那事変長引く。三国反目になる。やれば支那が参り始める。」

これは、海軍省軍務局員F中佐が1941(昭和16)年6月5日付で起案した「海軍として執るべき態度および対策」と題する文書(以後、F文書と呼称する)の余白に、赤インクでなぐり書きされた文章である。(防衛研究所図書館所蔵)

書き入れたのは海軍省軍務第2課長・海軍大佐石川信吾(海兵42期)と考えてよい。彼は海軍省および軍令部における機密に関する国防政策推進機構・第一委員会の責任者としてF文書を指導する立場にあった。石川の代名詞ともいべき第一委員会は、F文書と同じ昭和16年6月5日付で「現情勢下に於て帝国海軍の執るべき態度」と題する文書(以後、I文書と呼称する)を作成し、「戦争(対米を含む)決意を明定し、その方針の下に諸般の準備および態度を定める」意見を、海軍上層部に供覧している。

こうしてみると、F文書はI文書の草案だったことが分かる。

戦後、F草案とI成文の位置関係から、公刊戦史『戦史叢書』はI文書に注目し、F文書については戦史叢書第70巻が「成案までの中間案」と、簡単に紹介するくらいにしか、扱われてこなかった。

しかし、今回、両文書の輸送力および船腹問題(シーレーン)を比較していて、I文書の船腹戦時喪失率10%に関し、F文書の中にこれまで分析されることのなかった戦時喪失率20%の数字を見つけ、わたしはオヤツと思ったのである。その検討によって、太平洋戦争開戦前夜、そして戦時、わがシーレーン防衛の実態がいかにあったかを観察したい。

F文書は次のように書き出される。

「船腹及輸送力問題

(一) 船腹及輸送力は、物資の獲得・生産力拡充に根本的影響あり。しかも、その船腹量は海陸軍の徴備量と不可分の関係あり。また、輸送力は船舶航行海域の広狭、寄港港湾の集荷積出条件によりその輸送可能量に変化あり。精確なる算定は至難なり。

(二) 大略は目当てとなるべき事項は左のとおり。

(イ) 通信省研究によれば、民需要に絶対必要なる船腹 350万トン。

(ロ) 日本の船舶保有量 610万トン。

(ハ) 戦時海陸軍徴用予定。

海軍 170万トン(我慢し得る程度)

陸軍 一時機 200万トン 爾後 100万トン

右により、民需絶対必要量及海陸軍徴備量を合計し、約10万トンの不足を生ずることとなる。

・ 想定造船力 船台70万トン 50万トン(造機能力、材料少なきため)

・ 損害 20%(筆者注・縦に赤インク二本線で消してある)

10% (従来の戦史の例 英国の受けた実例) 」

I 文書で異なるのは次の箇所である。

「而して造船能力は年50万トンないし70万トンにして、過去の戦例に徴し、戦時喪失率は約10%なるを以て、総トン数600万トンの補充は可能なり」

なぜ、F 文書20%が赤インクで消され、I 文書にないのだろう。

土井美二氏(軍令部第4課首席部員として算定の任に当たった)の回想によれば、推定は、第一次世界大戦におけるドイツ潜水艦(Uボート)により喪失した連合国の船舶数(年別・月別)が基礎になっているという。(戦史叢書第46巻『海上護衛戦』)

しかし、戦史叢書など多くは10%を抽象した形で論じているため、デジタルな基礎構成を知ることはできなかった。が、一枚のグラフ「第一次世界大戦Uボートによる商船撃沈トン数(月別)」が、わたしにヒントをくれた。(研究資料79RO19H 新倉幸雄氏「海上交通保護作戦に関する一考察」防衛研修所、昭和54年、81ページ)。

結果から記せば、月別喪失船舶量グラフを年別に集計すると、1916(大正5)年・272万トン、1917(大正6)年・593万トン、1918(大正7)年・256万トンの棒グラフとなる。すなわち、連合国保有船舶総数(年別)の1916年・1918年は10%、アメリカが参戦した1917年は20%となる量だ。

F 中佐は、右と同様の思考方式で試算して、F 文書に記述したにちがいない。第一次世界大戦の歴史的事実から導かれた戦訓を、和か戦か、国家存亡の決断に応用しようとするなら、損害20%の対策は欠かせないからだ。しかし、石川軍務第2課長は、海軍部内に対して戦争必至の理念を徹底させ、部外に対して戦争決意の方向に誘導するため、F 中佐起案の20%に赤インク縦線二本を書き入れたのではなかったか。

I 文書に、「想定造船量(年)60万トン・想定船舶喪失量(年)120万トン」の記述なく、「造船能力(年)50~70万トン・想定船舶喪失量(年)60万トン・補充可能」とのみ記述したことは、まさしく、甘い空想の戦訓が国家指導者を戦争決意に誘導する主因となった、と言わざるを得ない。

結 び

シーレーン防衛というものが、日本国存亡の道であり、国際安全保障の主要活動であることは論をまたない。ゆえにその防衛の方策、つまり何を・何から・いかにして防衛するかは、単に狭義の軍事を対象とするのではなく、経済・思想等の要素を含む、広義の協力による論議が必要となろう。

右の観点から、海上自衛隊OBであり現地の労苦を肌で知るものの一人として、インド洋での給油活動は継続すべきであるとする論拠の一つを、海軍史の側面から世の人々に提唱しよう。史実の中に潜んでいる基本原則的なものを、島村速雄・佐藤鉄太郎の思想の形成と変容を通じて浮き彫りにしたい。と、わたしは思った。

戦いは人。空想も戦訓も、つまるところは人の問題に帰着するのではないだろうか。

日本の核武装について

(財)DRC 研究委員
五味 睦 佳

はじめに

防衛力整備計画はその策定から取得、部隊配備するまでには長期の期間が必要である。現時点(2007年)に計画を策定し予算化し装備品等を実際に取得し、部隊において運用を開始するには、早くても2020年頃になるであろう。すなわち2020年に予測される国際情勢、なかんずく西太平洋情勢に対応し、わが国が保有すべき防衛力を見積もり、その整備に必要な作業を今すぐにでも開始しなければ、2020年に間に合わないことになる。中国の軍事、経済力の増強、それに伴う米国の中国関係重視への機軸変更、ロシアの復権及び核武装した統一韓半島の出現が予想される2020年における我が国を取り巻く安全保障環境は従来とは激変することは確実である。

このような情勢の下米国の核の傘の庇護のもと非核3原則を堅持しわが国は生存しているか否かを真剣に検証する必要がある。勿論日米安保体制の維持はわが国の生存と繁栄の機軸である。しかしながら、中国の経済力の発展、核戦力の増強を含む軍事力の増強等にとり、米中関係が米戦略において最重視されこれに伴い米国政府内の日米安保の重要性の比重が軽くなりつつある。これに伴いわが国に対する米国の核の傘の信頼性が揺るぎ始めている。

このような状況を勘案してか東シナ海の天然ガス問題及び尖閣諸島の領有化にむけた揺さぶり等中国をはじめとするわが国周辺の核保有国のわが国への独善的、傍若無人な振る舞いが昨今顕在化しつつある。日米安保体制を有効に機能させ、わが国の生存と繁栄を確実なものとし、西太平洋地域をより安定化するためには日本の核武装は避けて通れない重要な問題となってきている。本論においては、2020年に焦点を当て、わが国の核武装の必要性について述べることにする。

1. 情勢

2020年の情勢は中国、ロシアに加えて韓半島が統一され核保有国になり、わが国は核保有国に取り囲まれている可能性が高い。

米国

引き続き政治的、経済的、軍事的影響力は維持される。中国にたいしては、その軍事的増強に懸念を抱くものの、中国との経済的関係も深まりにより、中国を脅威として認識するよりも、良好な関係を維持しつつ、中国をより民主主義的な国家へ向かわせる戦略を維持するであろう。

他方ネグロポンテ国務副長官はCIA長官であった2006年2月、「中国の経済的発展が中国の軍事力投入能力(プロジェクション能力)を強化している。中国は米国と肩を並べる強国になる。このような中国の出現はわれわれ情報サイドから見ると最も警戒を要する脅威の1つである」と述べている。

したがって、当面は中国が米国の脅威となることも視野にいれて、どちらへころんでも遺漏のない戦略（HEADGE）をとるであろう。米民主党のヒラリークリントンは最近米中関係を「今世紀の世界で最も重要な2国間関係」と外交専門誌「フォーリンアフェアーズ」誌で述べており、2008年の米国の次期大統領に彼女が選ばれたら、米中関係は一層の親密さを増し日米関係に代わり米国のアジア政策の主演となるであろう。

中国

共産党主導の政治改革と現体制の存続し、アジア地域の覇権を目指すであろう。

- ・ その根拠として次のようなことが考えられる。

中国共産党は伝統的な政治文化のうえに立っており、予想以上に強靱性を持つ自己改革を進めているため、自浄能力を失っていない

経済成長と改革の進展は共産党の指導を正当化する。

党指導部のみならず、一般民衆も急激な政治変化に抵抗感がある。

- ・ 経済規模

中国の経済成長は6~8%の成長が持続するものと想定され、中国のGDPは現在の世界7位から2位へ躍進する。ただし、日本の社会構造がより効率化し、日本国民の上昇志向が高く2010年代に高い生産性を達成できる場合中国经济は日本と拮抗した状況になる。また米国との経済的懸隔は縮小する。

- ・ 軍事

共産党独裁が続く中で中華思想を下敷きとした愛国主義の昂揚をバックにアジア地域に覇権を求める武装強国を目指す。第1段階の2010年までは、核戦力による対米抑止力の強化が重視される。第2段階(2011~2020)では、核戦力の強化に加えて、地上、海洋、航空、宇宙軍の近代化が進められるであろう。

韓半島

アーミテージ元国務副長官等はそのレポートにおいて、2020年までには韓半島は統一されていると見積もっている。どのような形での統一化は予測できないとしているが、北朝鮮が現在保有している核戦力を全面的に破棄し核開発を取りやめるとは予測しがたい。核戦力を保有した、韓半島統一国家が出現する可能性も大いにありうる。

ロシア

石油の高騰により経済の蘇生に成功したロシアは引き続き原油の値上がりにより、経済を活性化させ、それを背景に軍事力を増強するであろう。中韓関係については、親密度を増すのか、あるいは敵対的になるのか予想は難しいが、軍事力とりわけ核戦力の維持、質的増強は継続されるであろう。

台湾

台湾情勢は台湾にとり極めて厳しいものと思われる。中国との経済的結びつきの度合いが急速に深まり、また中国の巧妙かつ緻密な政治工作により、民主主義を標榜する台湾の民意は中国の台湾併合を認める方向に動きつつある。2008年の北京オリンピック及び2010年の万博終了までは、露骨な動きはないかもしれないが、それ以降中国は台湾併合の動きを活性化させるであろう。

2 . 2020 年の中国の核戦力及びその効果

2006 年中国核弾道ミサイル数

China Name	U.S. Name	Year deployed	Range	Warheads	Yield	Missiles	Warheads
<i>Land-based</i>							
DF-3A	CSS-2	1971	3,100	1	3.3 Mt	16	16
DF-4	CSS-3	1980	5,500	1	3.3 Mt	22	22
DF-5A	CSS-4	1981	13,000	1	4-5 Mt	20	20
DF-21A	CSS-5	1991	2,150	1	200-300 kt	35	35
DF-31	CSS-X-10	2006?	7,250+	1	? kt	0	0
DF-31A	?	2007-2009?	11,270+	1	? kt	0	0
Subtotal						93	93
<i>Sea-based</i>							
JL-1	CSS-NX-3	1986	1,770+	1	200-300 kt	12	12
JL-2	CSS-NX-4?	2008-2010?	8,000+	1	? kt	0	0
TOTAL						105	105

* In kilometers.
See Appendix A for a breakdown of China's entire estimated nuclear weapons arsenal.

出典 Chinese Nuclear Forces and US Nuclear War Planning,

2020 年の中国 ICBM 弾頭数

Missile Type	Warheads (Low)		Warheads (High)	
	Without DF-5A MRV	With DF-5A MRV	Without DF-5A MRV	With DF-5A MRV
DF-5A	20	60	20	60
DF-31*	105	80	145	120
DF-31A	55	40	55	40
Total	180	180	220	220

出典 Chinese Nuclear Forces and US Nuclear War Planning

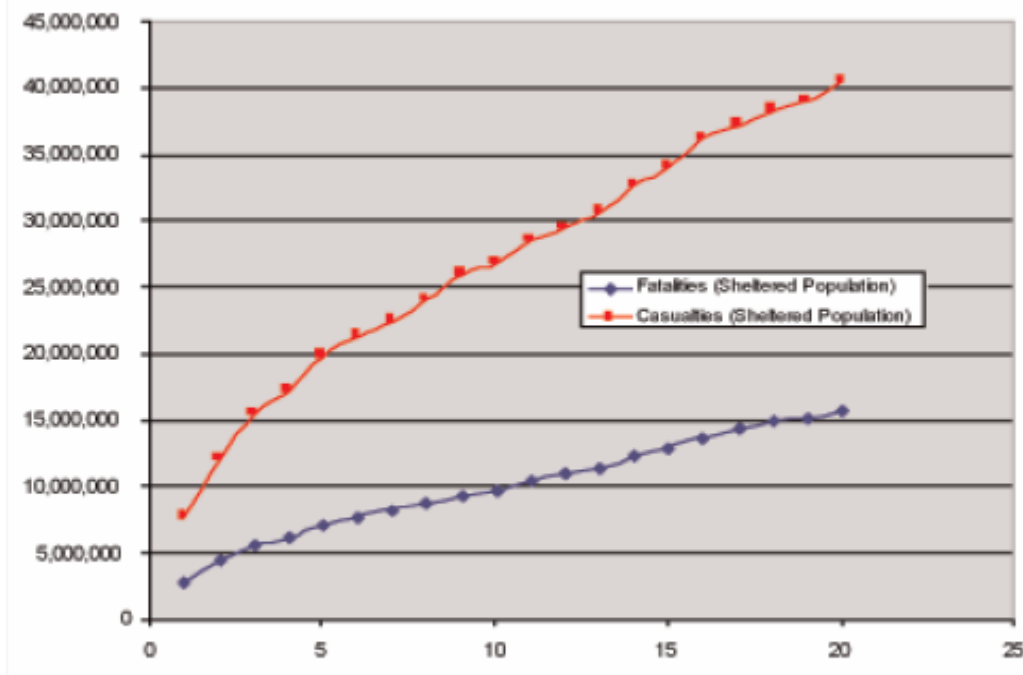
このほか Type092(Xia クラス)SSBN の射程 1770 キロの JL-1 弾頭 12、2004 年に進水した Type094(Jin-クラス)SSBN の射程 8000 キロの JL-2 等がある。

さらに 2015 年までには、かなりの数の戦域及び戦略空、陸発射巡航ミサイルを保有すると DIA は見積もっている。

弾頭数の持つ意味

現在ロシアは 16000 発、米国は 10000 発、フランスは 350 発、英国は 200 発の核弾頭を保有していると推定される。この数は 2020 年になっても大きく変わらないと思われる。中国は 2020 年に 220 発の弾頭を保有すると見積もられる。DF-5 弾頭が米国の都市攻撃に使用された場合の死傷者及び死者は次のとおりである。

Figure 94:
Casualties and Fatalities From 20 DF-5A Airburst
Attacks on US Cities



A plot of the number of casualties (red) and fatalities (blue) as a function of the increasing number of U.S. cities (x axis) attacked by 4 Mt warheads delivered by Chinese DF-5A (CSS-4 Mod 2) ICBMs, assuming a sheltered population at the time of the airburst strikes. The calculated numbers of casualties would be a factor of two to four times higher if the attacks were ground burst and cause very widespread fallout contamination throughout the United States and in Canada (Figure 95).

出典 Chinese Nuclear Forces and US Nuclear War Planning

わずか 20 発の DF-5 弾頭でこれだけの死傷者等が発生することは、220 発の弾頭であつても米国に対し十分な核攻撃の抑止力になる。

3 . 中国の対日核攻撃に対する米国の核の傘の信頼性

中国の対日核攻撃に対する米国の核の傘の信頼性については次の点から疑念を抱かざるを得ない。

米中関係

米中関係は冷戦時の米ソ関係と根本的に異なる。経済的に米国は中国から大量の製品の供給を受け、また中国からの数十億ドルの負債を抱えている。中国は安価な労働力を求めて中国に展開している米国企業と技術提携をし、高度のノウハウを取得して

いる。そして2国間には人的及び感情的な強い絆が存在しており、米ソ冷戦時代には想像もできなかった強固な連携がある。2020年米中関係は相互依存関係がさらに深まり経済的に切っても切れない関係になっている可能性が高い。したがって、中国と米国は核を打ち合うような本格的な戦いは望まない。

軍事力の拮抗

また情勢のところでも述べたように、現在中国は驚異的な経済発展を背景に、核をはじめとする軍事力を強化している。このような状況で中国と本格的に軍事的に対抗することは米国にとって損害が多すぎる。前述したように2020年には中国は約4千万人の米国市民を焼夷させてしまう核戦力を持つと見積もられる。

したがって、過去百年間続いてきた、米国の世界覇権を維持するため、ヨーロッパとアジアで覇権国になりそうな国を叩くという米国の外交原則を維持することは難しい。

万一、米国と中国との関係が悪化し、米中が直接衝突し、中国が米国に核攻撃を仕掛ける、すなわち米国の存亡に直接かかわるような戦争様相の場合米国は自国防衛のため核の使用をためらわないかもしれないが、他国へ提供する核の傘の信頼性は疑わしい。タカ派のリアリストと称せられるハーバード大学のハンチントン氏は「米国は同盟国日本や台湾を守るために核武装国である中国と戦争する愚行は、絶対に避けなければならない」と説いている。これについて、筆者も米国で何人かのしかるべき人々と議論したが、日本に対しては明言を避けたが、台湾を守るために中国を相手に軍事行動を起こすことすら疑問を呈する意見が多かった。

4．ミサイル防衛の信頼性

中国からの米国へのICBM攻撃に対する米本土ミサイル防衛能力はかなりの精度になっているであろう。しかし、中国も多弾頭(MRV弾頭)の装備及び対衛星攻撃ミサイル等による対抗策を講じるであろう。したがって、100%のミサイル防衛は期待しがたい。

また米国及びわが国がミサイル防衛を整備したとしても、指揮統制機能の攪乱及び大量同時飽和攻撃により100%対抗することは困難である。すなわちミサイル防衛能力を整備し被核攻撃を減少することはできても飛来するミサイルをすべて撃破することは不可能である。

5．核反撃能力を持つ必要性

わが国が核反撃能力を持つ必要性について次のシナリオを例にあげ論じる事とする。

中国尖閣諸島占領

2008年の米大統領選挙は民主党の女性候補が勝利し、初の米女性大統領に就任している。その中国に対する政策は中国の軍備増強にある程度懸念を表明している。他方経済的相互依存度の増大に伴い、中国を米国の脅威として認識するのではなく、中国が内的問題を克服し、国際的な責務を果たす成熟した国になることを期待し、中国の改革を支援するとしている。

2020年の中国は2008年のオリンピック及び2010年の万博を成功裏に終え、経済

的にも大きく成長し、その規模はわが国を凌駕しその軍事力は「2007 中国の軍事力」が予測しているように 2010 年までに中級サイズの国家(日本をさしているものと思われる)を凌駕する戦力の整備を完了し、日本と中国の軍事的懸隔は年々拡大している。2020 年 X 日、尖閣諸島周辺で中国イカ釣り漁船数百隻が操業中であった。昼間海上自衛隊の P-3C が上空から偵察したが、特に異常は認められなかった。X + 1 日午前 2 時頃これら中国漁船は一斉に尖閣諸島の魚釣島に近接し、海上保安庁の巡視船の制止を振り切り、接岸した。船内から軽武装した人民解放軍らしきもの約 1000 名が次々と上陸し、弾薬、食料、宿泊機材の陸揚げを開始した。翌朝山頂には五星紅旗が翻っていた。中国は「尖閣諸島は有史以来中国固有の領土である。長年日本に不当に占領されていたがようやくにして、これを取り戻すことができた」とし、領有を宣言した。

これに対して、日本政府は「尖閣諸島は爾来歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895 年 5 月発効の下関条約第 2 条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていない。中国政府が歴史的、地理的ないし地質的根拠は有効な論拠となりえない」とし、占拠している解放軍らしきものの退去を求めた。

しかしながら、中国は周辺に海軍艦艇を展開し、両用戦艦艇を差し向け、建設機材の陸揚げを開始した。日本政府は中国の行為を日本領土に対する侵略とし、自衛隊に防衛出動を命じるとともに、国連の安全保障委員会に提訴したが中国の拒否権により審議はなされていない。また米国に中国の行動は日本の施政権下に対する侵略であり、日米安保条約第 5 条に基づく米軍の出動を要請したが、米国は尖閣諸島の問題は日中間の領土紛争であり、このような問題には米国は介入しないのが国家戦略の基本であるとし、日本政府の再三の支援要請に応じない。中国は魚釣島に近接中の海自艦艇の退去を求め、さもなければ、東京、大阪等の大都市へのミサイル攻撃を実施する旨警告した。政府はなお米国に支援を要請するとともに、ミサイル対処可能な艦艇を中心とする艦艇部隊を再展開すべく準備を開始した。中国は日本政府に対し日本が部隊の展開をやめなければ、核ミサイルを日本本土に撃ち込むと警告するとともに、これは単なる脅しではないとして伊豆大島沖にミサイル 3 発打ち込んできた。米国は依然として 2 国間の問題であるとの方針を堅持し再三にわたる日本政府の支援要請に応じない。日本国民はパニックとなり、戦争反対の叫びが日本列島を席卷し政府はやむを得ず海自部隊に撤退を命じた。

・ このような悲劇的な結果になる原因は

米国は尖閣諸島の領有問題のような米国の安全に全く影響のない問題に介入し、米中の本格的軍事衝突になるような恐れのある愚行(米国にとって)はしないであろう。米国は生命に対する価値観が高い。ソマリアへ出兵したものの、数名の犠牲が出たら、撤兵してしまった。今回のイラクでも 3000 人を越えた戦死者が報告されているが、撤退論が勢いをつけてきている。まして他国のために自国民が核戦争の犠牲になることについて、国民の支持を得ることは至難のことであろう。したがって中国が日本の米軍基地以外の場所への核攻撃をしたとしても、米中間の核戦争に拡大し、米本土が中国の核攻撃を受ける恐れのある中国本土への核攻撃はミサイル防衛が 100%機能しない限り(実際には必ず打ちもらしが生ずる)実施しないであろう。わが国に対する核

の傘は有名無実と考えて対策を講じておく必要がある。

中国がわが国に対してこのような傍若無人な行動に出る主因は、米国が 2 国間の領土問題不介入の外交原則を遵守する状況下、わが国が非核 3 原則を墨守し核兵器を一切持たず、さらに通常兵力においても専守防衛を旨とし、他国に脅威を与えるような攻撃兵器を保有せず、防御武器のみの保有に限定されていることにより、中国はわが国に対し軍事的脅威を感じないことにある。相手が攻撃能力を保有していない戦いほどやりやすい戦争はない。戦いにおいて勝利を得るための原則のなかでもっとも重要と考えられる主導性をいつでも確保でき、自分の好む時機に、好む場所で、好ましい方法で、戦うことができるからである。これでは、米軍の支援が得られない場合は中国に言いようにされてしまうことは自然の成り行きである。核については日本も核武装していれば、相互に抑止が働きその使用は制約される。しかしこの場合のように、米国の核の傘の効果が期待できない状況で日本が核戦力を保有せず、中国が核武装している場合は核使用の敷居値は低く中国は核攻撃実施の決断を容易にくだすことができる。それだけに中国のわが国に対しての核兵器使用の恫喝は効果的でありこれを踏まえての巧妙な心理戦の実施によりわが国を戦わずして屈服させることは容易である。

・ 日本が核武装した場合のメリット

日本が核武装した場合、中国は状況により日本との核戦争の可能性も考慮するであろう。国の主権確保のためには、たとえ何億の中国人民が犠牲になろうとも、中国人民は意に介しない等の恫喝をするであろう。しかしながら石原慎太郎都知事がいつているように、人命に対する価値観がない中国と雖も、エスカレーションの赴くところ中国沿海部等の経済の中樞が壊滅的被害を蒙るリスクを考慮するであろう。したがって、日中軍事衝突に発展する尖閣占拠や東シナ海ガス田開発での傍若無人な振る舞いの敷居値は高くなる。すなわち日本は中国に対し核抑止がある程度が働き、低レベルでの武力行使でも慎重にさせることになるであろう。

米国は尖閣問題がエスカレートし、双方が核の応酬が実際に生じた場合在日の米軍基地に対する中国の核攻撃の可能性もあることから、ミサイル防衛作戦を実施し、飛来する核ミサイルを破壊するであろう。これに対して中国はミサイル防衛能力が存在する在日米軍基地を核攻撃することも考えられる。米軍基地が核攻撃されたならば米国としても核による反撃をせざるを得ない。そうなれば米本土への中国の核攻撃へとエスカレートしていく可能性を否定できない。そうならないようにするには、尖閣は日本政府の施政権下にあり、これへの侵攻事案は日米安保第 5 条に該当すると宣言し、尖閣占拠という低レベルの紛争の未然防止を企図することを得策と考えるであろう。尖閣問題に端を発し米中間に戦略核ミサイルの応酬が生起することは米中双方とも望むところではないであろう。

台湾紛争

前述したように、米国は台湾関係法により中国との核戦争を敢えて覚悟してまで台湾を防衛するかについては、米国において議論のあるところである。しかしながら台湾は日米にとり西太平洋防衛の要である。台湾が中国に併呑された場合、台湾は中国人民解放軍の大きな前進軍事基地となり、潜水艦がバシー海峡、南シナ海、更に西太平洋、米国西岸に展開するであろう。その場合日本のシーレーンは中国の強い影響

下に入り、いわば生殺与奪の権を握られたも同然である。米国も米国自身の安全保障政策の大幅な見直しをするであろう。

米国が台湾防衛のために台湾侵攻を企図する中国と交戦状態になった場合、米軍は在日米軍基地から出動し、わが国も周辺事態支援法に基づく所要の支援を米軍に対し実施する。この場合中国は一番目障りな日米安保体制を機能しないようにするであろう。そのため日本政府に対し、即刻対米支援を中止せよ。さもなければ、東京、大阪に核ミサイルを撃ち込むと恫喝する。この場合米国の核の傘を信頼し、支援を継続するか、中国の要求を受け入れるかの選択を迫られる。日本政府がたとえ中国が日本に核攻撃をしても、「米国は自国に中国の核ミサイルが打ち込まれ、数千万の米国人が犠牲になることを覚悟し、日本への核攻撃に対し反撃のため中国に核を打ち込むことはしない。したがって数百万人の日本人の命を救うためやむをえないと」判断し中国の要求をのめば、日米安保体制はその瞬間消滅し、日本は中国の属国への道を進むことになる。これぞ中国の狙いでもある。事実ランド研究所が実施した米空軍依頼の「台湾近接米軍の中国軍の阻止作戦」において、中国の某国防大学教授は台湾紛争の場合、日本が米軍に在日基地使用に同意したり、日本が台湾紛争に介入したりする可能性は極めて低いと見積もっているとの談話を紹介している。他方もし日本が核反撃能力を保有しており、中国が恫喝してきても中国が日本を核攻撃すれば、日本も核で反撃する姿勢を示し、これがエスカレートし在日米軍基地を守るため米国が核の傘を提供する。その結果米中の本格的核戦争になるかもしれない。これはつまるところチキンゲームとなる。朱成虎少将が主張するように、簡単には核の敷居値は低くならない。本格的核戦争は米中双方とも望むところではないであろう。核は依然として使いがたいものである。したがって、日本が核装備することは中国の恫喝に屈することなく、これを排除し、もって日米安保体制の有効性を維持する上に必要不可欠であると日米両政府が認識する必要がある。

6. わが国の核装備の方策

日米安保体制の再定義

2020年には前述したように中国の経済的、軍事的能力は驚異的に増大する。またロシアも韓半島情勢も目が離せない。これに対抗しアジアの平和と安定を維持するためには、台湾の中国への併呑を防止し、豪州、インドとの連携を強化する必要がある。更に重要なことは日米安保体制をより強固なものにすることが日米両国にとって重要なことである。このためには、今のような片務的で、攻勢能力を米国に依存するのではなく、日本が集団的自衛権を行使しうる双務的な攻守同盟に再定義する必要がある。他方米国の核の傘の信頼性は中国の核戦力の増強とともに低下している。日本が核武装し自主的核抑止力を保有していなければ前項の台湾のところ述べてように、中国等からの核攻撃の恫喝に日本が屈服することも大いにありうる。その場合、日米同盟は終局を迎えることになる。したがって、日本が核能力を持つことは、日本のみならず、米国にとっても日米安保体制を強固にする意味で有益であることを米国に理解させることが肝要である。米国政府は「日本は集団的自衛権を行使せよ」と言いつつ、「日本には自主防衛能力・自主的核抑止力を持たせない」という方針であるが、これ

では真の同盟とは言えない。このことは米国の国益にとっても決して好ましいことではない。

核武装の具体策

長射程の巡航ミサイル及び巡航ミサイルに搭載できる核弾頭を開発するのは少なくとも 10 年は必要と考えられる。また急激な核装備は米国に過剰な警戒心を抱かせる。したがって、米国の理解を得つつ次の 2 段階で漸進的に整備していくのが得策である。

ニュークリアー・シェアリング(NS)方式

この方式は核不拡散条約で核兵器の保有が禁止されている国が核抑止力を確保する政策として採用されているものである。NATO 加盟国のうちベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコが採用している。この方式では平時において非核保有国は核兵器を保有せず、米国がそれを完全に管理している。しかし、戦時には米国は核兵器を同盟国に譲渡し、個々の同盟国が核兵器を保有する。

わが国も米国が保有する核兵器を我が国内の米軍基地に配備し、核のボタンを日米で共有する。核兵器は米国の管轄下に置くが、使用权を一部保持する。核のボタンは 2 つ設定し、その一つを日本がもつ。こうした共同管理方式を構築する。日本独自の核武装には、米国は警戒をするであろうが、この方式であれば、理解が得られやすいものとする。

独自の核戦力の構築

NS 方式はそれなりに抑止力となりうる。しかしながら、その数量、性能と運用については、米国の核の傘の有効性の範囲の話である。前述の台湾事態の場合は米国の国益に密接に関係することであるので、積極的に共同対処するであろう。しかし、尖閣事態では 2 国間の事案であるとのことで、わが国が中国から核の恫喝をされても米中間の核の応酬に発展する恐れを冒してまで日本を支援する米国の国益上の必要はないと判断し行動を起こさない可能性も高い。したがって当面は NS 方式で対応するとしても、この北東アジアという複雑な周辺環境にあって、核の恫喝を跳ね返し、国益を守るためには必要な場合はわが国独自の必要最小限度の核反撃能力を保有することが必要である。嘗て小沢一郎氏は中国情報部に属する人物に対して「日本が核兵器を作るのは簡単」と述べたと伝えられるが、実際には搭載ミサイルの開発、水中発射装置の開発、後方支援態勢の整備等 10 年以上の開発期間が必要である。このため早期に具体的研究開発に取り掛かる必要がある。すなわち米国、中国が保有する弾道ミサイルやそれに搭載する核弾頭のような大型の核反撃力でなく、潜水艦及び水上艦艇搭載長距離巡航ミサイルとそれに搭載する小型核弾頭の開発および運用、後方支援態勢の整備である。

7. 終わりに

核抑止力を自前で保有するか、それとも同盟国に依存するかの違いはあるが「核攻撃の脅威にたいしては、核による抑止しかない」これが安全保障の出発点である。わが国は米国の核の傘に依存しているが、中国の驚異的な核戦力の増強が続く状況で、今後もこの方針が採り続けられるか疑問である。

米国の核による抑止がどのようになるのか、確かなことはわからない。米国自身も中

国とどう付き合い、同盟国への核の傘の提供をどうすべきか明確な考えがあるかないかあいまいである。はっきりしているのは、米国は自国民の犠牲について極めて敏感（センシティブ）に反応することである。また日中の領土紛争に関してはまず介入しないことであろう。したがって、中国や北朝鮮が日本に対し、核による脅しをほのめかしたりした場合に、もし彼らが核による現実の行動にできれば確実な報復を受けるということが必要である。日米安保体制を磐石なものにしておくことは基本である。しかし、それだけでは対応しえない複雑な状況が増えつつある。相手が核を持ち、日本が核を持たないという決定的アンバランス状態では、交渉も成立しないし、有事の適切な対応もできない。日本の核武装が日米安保体制の強固な維持に必要であり、それが双方の国益に重要であることを米国に理解させつつ、いかに独自の核抑止力を構築していくか叡智が求められる。

参考文献

1 Chinese Nuclear Forces and US Nuclear War Planning: The Federation of American Scientists/ the Natural Resources Defense Council

2 日本核武装の論点：PHP 研究所 中西輝政、櫻井よし子、日下公人、平松茂雄、西岡力、伊藤貫、兵頭二十八

3 Rand Report Air Force: Entering the Dragon's Lair/ Chinese Antiaccess Strategies and Their Implications for the United States/ Sponsored by the Strategic Planning Division USAF

中国空軍の現状と将来

(財)DRC 研究委員
新 治 毅

はじめに

中国は、改革・解放政策の推進により経済成長を続けている。21世紀初頭に富国強兵路線を突っ走る中国が大きくなった経済力を基盤として、軍事大国となり、アジア太平洋地域の平和と安定に大きな影響を及ぼしている。米国は、中国がこれまでのような経済成長を続け、その経済力に見合う軍事力をつけ、これをバックに政治力をつけるなら米国のアジア戦略にとって、面倒な存在になることは確実に認識している。1995年末、米国の上院外交委員会公聴会で、ロード国務次官補は「問題は中国が地球規模のメジャー・プレイヤーになるかどうかではなく、いつそうなり、どのような方向に向かうかだ」と指摘した。また、米国防省『東アジア・太平洋安全保障戦略』(ナイ・レポート)では、「反映するアジアの安定は、アメリカ経済の健全性と世界の安全保障にとり不可欠だ」と認識し、「もし、米国がアジア太平洋地域において目に見えて安定に寄与する軍事力を提供しなければ、別の国が米国の同盟国の利益にそぐわない形で、米国に取って代わる可能性が極めて高い」と「別の国」の表現ながら、中国が軍事力を近代化し、アジアが中国の覇権に陥ることを米国は危惧している。また、中国の軍事力について、「中国の国防予算は10%以上を連続17年間増加し、1997年度の3倍の水準に増加した。同時期に、米国、日本、ロシアの軍事力は横這い、または削減されたのと対照的である。中国はロシアのSU-27戦闘機を含む最新の兵器を調達、海軍力を増強し、たえず空母取得の観測が流れている」と分析し、ナイ元国防次官補も「中国の軍事力が拡大するかどうかではなく、どの程度の時間でそれが達成され、その軍事力を利用して、どんな軍事戦略をとるかが問題だ」としている。これらの中で、中国空軍の作戦機は、中国の国防近代化政策により、その重点のSU-27、SU-30戦闘機の導入、また、そのライセンス生産、ロシアなどからの先進技術の導入、自力更正能力などにより強化充実され、中国空軍がアジア地域の軍事バランスに影響を与え、その戦略環境を不安定化させる可能性が高い。

1. 中国空軍戦略は消極的態勢から積極的態勢への転換した

中国空軍の任務は建国当時における主要都市などの防空と地上戦闘の支援が主任務であり、それが最近まで継承されてきた。したがって、長い間、中国空軍は、陸軍などの作戦に従属するという支援戦力の立場にあった。即ち、空軍は人民軍(本質的に中国陸軍)に隷属する軍種であり、地上作戦を支援することが任務であり、人民軍(陸軍)戦略に応じた運用を行ってきた。そのため、中国空軍は、その役割が重要視されながら、実際は創設以来明確な戦略爆撃、阻止、近接航空支援などの任務の規定も不明確なまま半世紀に近い期間、ひたすら防空と地上戦闘支援の任務をしてきた¹。

¹ Allen Kenneth W. Kramel Glenn and Pollack Jonathan D, *Chinese Air Force Enters the 21*

しかし、中国の近代化政策以降、空軍戦略の研究が進められ、90年代に入り、地域防衛の他に国家の政経中枢、重要軍事施設の防衛など、積極的な防空戦略の方向に修正された。特に、湾岸戦争は中国空軍に防空の限界と攻撃の効果について再認識させる上で大きな影響を与え、ハイテク兵器の威力を教訓に、防空は攻防兼備であるべきで、敵に反撃できる能力を保持すべきであるとして、従来の防勢的な防空から攻勢的なものに転換した²。即ち、中国空軍の作戦の基本構想は、「積極的主導」で、消極的態勢から積極的態勢への転換が行なわれ、空軍の即応戦略の一環としての「積極的主導」は、積極的防御という人民解放軍の基本戦略を補完するものとなっており、中国空軍は、国土防空型の空軍から攻撃・防御一体型の空軍への転換をした。

中国の国防の目標と任務も「中国は積極的な防御的軍事戦略を実行し、戦略上では防御、自衛、後から反撃に出て相手を制圧する原則を堅持する。世界の軍事分野の大きな変革と国の発展戦略の要請に適應するため、中国は新しい時期における積極的防御の軍事戦略方針を制定した」とし、「この方針は現代技術、とりわけハイテク条件下の局地戦争に勝つことに立脚している。中国は国家安全を脅かす各種の要素を総合的に考慮し、最も困難で最も複雑な状況に着眼して防衛作戦の準備をしっかりと整えている。人民解放軍は科学技術による軍隊強化の戦略を実施し、国防科学研究と兵器・装備発展を加速し、資質の高い新型の軍事人材を養成し、科学的な体制編成を確立し、中国の特色のある作戦理論を發展させ、共同作戦、機動作戦、多種任務遂行の能力を増強する³」として、積極的防御とハイテク技術による軍備強化を述べている。

また、中国は、1978年の改革開放以来、科学技術を「第一の生産力」と位置づけ、国内経済の発展を図るため科学技術開発の重点化と軍民転換の推進を進めてきた。1986年3月、科学技術発展のための国家計画「863ハイテク研究發展計画」が示され、バイオ、情報、自動化、エネルギー、新素材、航空宇宙、レーザーの7分野が重点開発領域と設定され、宇宙開発は、科学技術を牽引する重要分野の一つとして位置付けられると共に、国内外に中国の科学技術をアピールするための有効な手段として捕らえられ政治的に強いリーダーシップで推進されてきた。

このような中で中国は、2003年10月15日、有人宇宙船「神舟5号」を胡錦騰国家主席や曹剛川国防相などが見守る中、宇宙飛行士楊中佐を乗せて打上げ、21時間かけて地球を14周し、16日、内モンゴル自治区に無事帰還した。胡主席は「祖国の栄光」とこれをたたえた。有人宇宙船の打上げは1961年に旧ソ連と米国が相次いで成功して以来、3カ国目である。これにより中国は「宇宙技術大国」の仲間入りを果し、月探査計画などを含め軍事、ビジネス両面で宇宙開発プロジェクトを加速させ、一気に存在感を高め、世界の戦略的な構図が大きく変わったといえる。中国は、米国の一極支配を支える力の源泉は宇宙に関する軍事力・情報力と見ており、中国の有人衛星の成功は米国の宇宙戦力に対する抑止力ができたといえる。中国は、2003年の初の有人宇宙飛行の成功に引き続き2005年には、2回目の有人宇宙飛行計画として「神舟6号」を打ち上げ、2005年10月17日

entury , Santa Monica RAND, 1995,p.104.

² Allen Keneth W., op.cit,p.108.

³ 『中国の国防』（國務院新聞弁公室、1998年7月27日）

「神舟6号」の成功記者会見で「長期滞在可能な大規模宇宙ステーション建設」に至る宇宙計画を発表した。このようにして、これまで米口が独占してきた有人宇宙飛行は中国の参入で新たな競争段階に入った。

中国は、有人宇宙飛行を短期目標で実現して、さらに長期的に有人飛行システムの確立を図っていくこととして、有人宇宙開発に対する長期ビジョンを持っており、また、宇宙科学分野で世界における重要な地位を占めることを目標にしており、中国が宇宙におけるイニシアチブをとろうとしていることが分かる。更に、中国が、優先協力分野としてアジア、太平洋地域における宇宙技術及び宇宙利用の多国間協力を積極的に進めるとしており、国際協力をアジア地域において中国が軸となって積極的に進める姿勢を明確に打ち出している。このことは、今後のアジア地域、ひいては世界の政治・経済情勢に大きな影響を与えることとなり、相互依存関係と中国の覇権強化につながろう。中国は、世界で、5番目に人工衛星を打上げ、世界で3番目に衛星回収の技術をマスターし、世界で5番目に静止通信衛星の打上げ能力を有し、独自で有人宇宙飛行を達成した世界で3番目の国となったのである。

2. 中国空軍の現状

(1) 編成組織

1949年11月に発足した中国空軍は、北京に空軍司令部を置き、陸軍と同じ軍区を主作戦区域とする7つの軍区空軍をその隷下に置く部隊編成をとる。各軍区空軍は、軍区空軍司令官によって指揮され、その指揮下に戦闘機、爆撃機、攻撃機、輸送機、偵察機部隊からなる各航空師団と、高射砲連隊、防空師団、防空ミサイル連隊、地区防空指揮所、地域防空指揮所などからなる管区防空指揮所で編成されており、特定の軍区には空挺師団を保有する空挺軍司令部もある。このうち、航空部隊は、機種や任務ごとの師団あるいは独立飛行連隊を編成し、師団は、通常3個飛行連隊から構成されており、飛行連隊は3個飛行隊、飛行隊は3個小隊という編成になっている⁴。飛行隊は各小隊ごと3~4機の作戦機を装備するので、各飛行連隊の保有数は、戦闘機等を30~40機となり、各航空師団の保有機数は約90~100機の規模である。また、各航空師団には、整備専門部隊とか輸送機、練習機が配備されている⁵。

7軍区は遼寧省の瀋陽(シャンヤン)に司令部を置く瀋陽軍区、北京に司令部を置く北京軍区、甘肅省の蘭州(ランチョウ)に司令部を置く蘭州軍区、山東省の済南(チーナン)に司令部を置く済南軍区、江蘇省の南京に司令部を置く南京軍区、広東省の広州に司令部を置く広州軍区、四川省の成都に司令部を置く成都軍区である。

防空部隊は、各軍区空軍司令部に地对空ミサイル師団または旅団を編成しており、

⁴ ChineseDefenseToday:<http://www.sinodefence.com/airforce/default.asp>

⁵ ANNUAL REPORT TO CONGRESS, The Military Power of the People's Republic of China 2005, Office of the Secretary of Defense, p30-33.

旧ソ連製SA-2を国産化したHQ-2地対空ミサイルなどを運用している。1990年代末にロシアから最新のS-300地対空ミサイルを購入し、北京郊外の地対空ミサイル旅団で運用されている。2004年8月、S-300の4個大隊分の最終分を受領し、引き続き能力向上を図りつつある⁶。

(2) 空軍航空部隊

中国空軍は、総兵力40万人、戦闘機、攻撃機、爆撃機、偵察機などの作戦用航空機約2390機⁷を含めて約3000機の航空機を運用している。数年前までは、作戦機で4000機以上となっていたが、90年代後半に旧式のMIG戦闘機などが大幅に退役したので機数は激減した。しかし、質的向上は目覚しく2010年頃には、作戦機の保有数は約2500機まで回復している。増強する大半の航空機が新鋭機で中国空軍は新段階を迎えることとなる。

なお、海軍も26000人、戦闘機200機など作戦機700機を保有している⁸。

(3) 戦略ミサイル部隊

攻撃部隊兵員10万人以上で構成され、大陸間弾道弾(ICBM)部隊は3個師団存在し、機種はDF-5A、DF-31で30基以上保有する⁹。また、中・短距離弾道弾(IRBM)部隊は、機種DF-4の部隊が3個師団存在し、110基以上保有している¹⁰。また、機種DF-3Aの部隊が3個師団存在し、32基保有している。戦略ミサイル部隊は着実に増強されて来ている。近代化は固体燃料化と移動式による生存性の向上が図られている。

3. 増強・兵力近代化一途の中国空軍

空軍戦力の近代化は、国防の近代化の中で最優先の地位が与えられている。国内航空産業の「自力更生」を目指す中国は、1994年に国外の先端技術を吸収しながら航空機産業を発展させる「離陸計画」を発表した。すなわち、長期戦略として「軍用機用のターボジェットエンジンを国産化する能力」、「ヘリコプター国産化能力」、「電子搭載装備の積極的な輸入」、「大型旅客機の国産化能力」などである¹¹。これらは、次に

⁶ ANNUAL REPORT TO CONGRESS , Op.cit., p.5.

⁷ 「平成17年版防衛白書」

http://jda-clearing.jda.go.jp/hakusho_data/2005/2005/index.html

⁸ MILITARY BALANCE 2004-2005, Oxford University Press for The International Institute for Strategic Studies, p170-173

⁹ MILITARY BALANCE 2004-2005, Oxford University Press for The International Institute for Strategic Studies, p170-173

¹⁰ 同上

¹¹ 茅原郁生編『中国空軍』（芦書房、2000年）p270-271

示す、ロシア最新鋭の航空エンジンであるSU-27用エンジン（AL-31F）などをライセンス生産しながら技術力を確保したり、ユーロコプターのヘリコプター開発計画に中国が参加するとか、民間旅客機の生産と組立てに参加するなどして技術力を高め、将来の戦闘機、輸送機、対潜哨戒機などの開発能力を高めていく意図である。

現在、新規開発中、生産中の航空機は下記のとおりである。

（１）F-11(SU-27)及びSU-30MKK

ロシアの戦闘機としては始めてフライバイワイヤーを操縦システムに採用したもので、ロシアの戦闘機としては航続距離が長い特徴がある。これはインテグラルタンクを備えたためであり、海軍に配備されたSU-27は南沙諸島や西沙諸島をその行動半径に入れた。ロシアからSu-27の48機の購入に引き続き1996年にライセンス生産の契約が成立し、2010年頃までに約200機を生産するとしている。なお、これは基本型であり、200機のライセンス生産の後、中国は独自の技術と考え方で改良型の生産に入り、125機の改良型を装備するとしている。中国は、2010年までに250機の単座のライセンス生産のF-11（SU-27SK）を保有するとしている¹²。

また、1997年8月の劉華清中央軍事委員会副主席のロシア訪問時にSU-30kの購入などが合意された。1999年、中国はロシアにSU-30MKKを78機発注し2001年から配備されている。2003年には、追加発注され、2010年には200機程度の戦力となる¹³。これらのライセンス生産は500機が目標とされ、これらによって中国空軍の攻撃能力は飛躍的に強化されることとなる。

（２）F-10

F-10は、中国がイスラエルとの共同で「ラビ」計画の成果を取り込んで開発したカナード（前翼）をつけ機動性、運動性を向上した新鋭戦闘機である。ラビは、米国の技術援助でイスラエルが開発した戦闘機であり、飛行試験まで行ったが、米国の圧力で量産化を断念しF-16を導入した。ラビの設計案を中国に売却して完成したのがF-10である。1998年に1号機が初飛行、8機の原型機が製造され飛行試験は終了した。中国は、2007年1月5日最新型戦闘機「F-10」の自主開発に成功したと公表した。新型の空対空ミサイル、戦闘機エンジンの開発に成功したとし、「航空兵器分野で先進国との距離を縮めた」と成功を強調した¹⁴。中国空軍は、300機のF-10量産型を発注し、2010年代には部隊配備される予定である

（３）F-8

中国は、戦闘機の性能向上のためにロシアからMIG-29戦闘機に使用されていた最新レーダー（Zhuk-8レーダー）を導入し、それを中国国産のF-8戦闘機約100機に装備し、空対空、空対地攻撃のための火気管制装置の向上を図っている。

¹² ChineseDefenseToday: <http://www.sinodefence.com/airforce/default.asp>

¹³ 同上

¹⁴ 同上

中国空軍は、1991年に試験機が初飛行、2000年、量産型のF-8Cの導入を決定、現在は、F-8Cは200機程度配備されているが、中国空軍は更に操縦室をデジタル化するなどF-8F化して2010年代には650機程度まで増強する予定である。海軍も100程度F-8を基地や艦隊防空用に運用している。

(4) FC-1

米国、中国、パキスタンの共同開発による計画であったが、天安門事件などで米国が脱退し、ロシアのMIG社が入り、ロシア製エンジン(RD-33:MIG-29搭載エンジン)を中国用に改良したRD-93エンジンが考えられている。中国空軍は近く実用化して50機程度部隊配備し、2010年頃には、200機まで増えるといわれる。この機体が最初に輸出されたのはパキスタンで同空軍はJF-17の名称で採用している。

(5) J-12 および J-14

中国は、ステルス性を追求し、一段と性能を向上させたJ-12およびJ-14戦闘機を開発中である。エンジン2基でロッキードマーチン社のF-22ラプターに良く似たウエポン内装¹⁵の空中戦を重点を置いた多目的大型戦闘機であり導入は2015年頃といわれる。

(6) 空中給油機の保有と戦闘機の改修

空中給油機は、5機のH-6型爆撃機を改修して空中給油機とするものであり、1998年までにF-8型戦闘機24機に給油装置を装着した。

(7) 空中早期警戒管制機の保有

IL-76をロシアから購入し、イスラエルの協力でファルコンAWACSを搭載しロシアのA-50に類似した空中早期警戒管制機を取得した。1機が中国飛行試験研究院で試験を続けている。中国空軍は、5機程度購入する予定といわれる。この他、An-12輸送機を国産化し、AEW型にし、2001年に初飛行、試験を続けている。

このように、中国空軍は、現在戦闘機など7種の新鋭機を同時に開発・装備化を図っており、また、中国は、最新の戦闘機などを2010年末までに少なくとも720機保有する計画であり¹⁶、今後数年で台湾の空軍力を完全に圧倒する見通しの強いことが米海軍情報局の報告書で明確にされている。冷戦も終了し、テロの時代といわれる現在、新型機の開発は、米国を始めほとんどの国では、一時期に一機種を開発する計画の資金割り当てにも苦労しているのが実情である。しかし、この報告書によると、中国が開発を始める7機種のうち、3機種はロシアからのライセンス生産によるSU-27SK及びSu-30MMK 純粋な中国国産設計の多目的戦闘機F-10 多目的大型戦闘機F-XX(ステルス将来中国主要戦闘機)という近代戦闘機である。

特に、SU-27SKは日本のF-15に匹敵する世界でも最高水準の戦闘機であり、

¹⁵ 同上

¹⁶ 同上

1998年から毎年20機製造し、合計200機以上の保有を目指している。また、2005年に実戦配備されたJ-10は米軍のF-16に近い高性能が見込まれ、2010年に導入が予想される空母に搭載されるとの見通しである。また、中国はロシアからTU-22バックファイア超音速爆撃機10機を購入し、ライセンス生産の交渉もしている¹⁷。バックファイアは、核兵器の搭載が可能な戦闘行動半径、2200kmもある可変翼の爆撃機である。

また海軍用航空機では、海軍用の多目的戦闘機としてSu-30MKKを約24機購入する契約に合意した。Su-30は、中射程空対空ミサイル「AA-12」や超音速対艦ミサイル「AS-17」を搭載可能な多目的機で、第4世代に属する能力の高い戦闘機である。中国軍では、これまで空軍のみに配備されており、海軍用のSu-30の導入は初めてである。これらのように、中国海軍は、国産及びロシアからの購入により2010年頃までに、多目的戦闘機SU-30を24機と実に数多くの多彩な装備を今後数年で戦力化する状況にあり、量・質にわたる急速な近代化を図っている。

また、中国がロシアから新型艦上搭載巡航ミサイルSSN-22を購入することが確実となったという¹⁸。このミサイルは、射程距離約120km、速度マッハ2で、水面上1～2mの低高度で目標に向かうため捕捉が難しく空母などの攻撃に大きな威力を発揮するという。

更に、軍近代化を進める中国が日本、台湾、ロシア、インドなどに照準をあわせた中距離弾道ミサイル基地8カ所の位置が明らかにされ、その能力が急速に向上している実態が明確になった。このミサイル基地は米偵察衛星によって確認され、日本を照準とした北朝鮮国境に近い通化ミサイル発射基地などが特定されている¹⁹。これらのミサイル基地には、これまで射程3000kmの東風3号が配備されていた。しかし、固体燃料により運用の迅速性と精度を高めた射程2100kmの東風21号に転換されつつあり、日本を標的とする通化ミサイル発射基地は、24基の発射サイトを持ち、このうち16基が既に東風21号に転換されている。また、登沙河に近い野戦部隊の基地は、従来ミサイル実験基地として知られていたが、新たに4基の東風3号が日本を射程に入れていることが分かった。

近い将来、中国の航空宇宙戦力は飛躍的に向上し、我が国に対する重大な脅威となる。増強・戦力近代化一途の中国軍である。

4. 中国空軍の将来展望

中国の長期的な目標は、米国に対抗して世界の大国の一つとなることであり、中国は、21世紀初頭に東アジアの指導的な経済・政治大国として中国が確立されることを目標に

¹⁷ 産経新聞(2005年8月26日)

¹⁸ 産経新聞(1999年3月3日)

している。中国指導者の中には、大規模、急速な軍事力の整備は、経済成長の維持には有害であると見なす見方もあり、国威高揚の基盤としては、軍事力よりも経済成長や近代化に重点を置くとしており、基本的には、その政策は続くと考えられる。しかし、中国が新たな大国を目指すためには、通常戦力で地域内の潜在的敵国と交戦して戦勝を得ることができるようになるまで軍事力を増強させる必要があり、そのため既述したように、エアーパワーの近代化・増強を急速に進めていると考える。今後の中国の軍事戦略は、東アジア地域で高密度の戦争を遂行できる能力を構築しつつ、台湾海峡に重点を置いて、軍事力の防衛態勢を向上させることであろう。即ち、中国は、東部沿岸地域の沿岸防衛力の増強に重点を置き、海上から接近する敵戦力に対する防御に必要なハイテク航空戦力・海上戦力を再優先するであろう。また、東アジア地域において国益・資源・領土的主張を擁護するためにも、宇宙、航空、海上戦力を増強し続けるであろう。そのために、航空宇宙兵器、新戦闘機、海軍航空戦力、短距離弾道ミサイル等の取得を重視することとなる。

すなわち、1991年の「湾岸戦争」は遠距離侵攻と精密攻撃の有効性が確認され、その航空戦力の特質と1999年のコソボ紛争におけるNATO同盟・連合軍の統・連合作戦を詳細に検討した結果、中国は「Three Defense、 Three Attack」で対応すべき事態を明確に示した。Three Defenseとは、優先的に攻撃すべき目標で、ステルス機、巡航ミサイル、それにヘリコプターとしている。そして、積極的防御には、精密誘導兵器による攻撃、電子戦攻撃、それに偵察を重視している。即ち、具体的には次のようなものを重視することとなる。

(1) 「C4ISR」(指揮、統制、通信、コンピューター、情報、監視、偵察)の整備

中国軍は、C4ISRの近代化に努力するであろう。中国軍の指導者は、通信技術の進歩が各軍・軍種に関わっており戦闘のあらゆる局面に影響を及ぼす事をよく認識している。中国軍にとり、三軍の統合は容易に達成できない課題となっている。そこで、最新式の指揮通信組織を機材の面から整備し、実動、訓練の成果として三軍の統一した指揮の実行を見ようとしている。そこには情報の重要性を再認識し情報収集手段の後進性の改善のため、宇宙ベースの映像偵察衛星の強化も含めて最新技術の獲得に努力をすることとなる。中国軍は、より効率的なC4ISRシステムを保有するために必要な技術を全軍事組織に持とうとしている。

(2) 宇宙衛星システム・空中早期警戒管制システムの取得

中国は、軍事システムに利用できる宇宙衛星の商用システムや第3国からの装備品を取得して、情報収集、偵察・監視能力を向上させることとなる。中国は1980年代以降、外国からの技術導入により空中早期警戒管制システムの取得に努力し始め、現在1機が試験中といわれる。中国のこれらの空中早期警戒管制システムの取得は、

¹⁹ 産経新聞(1999年9月11日)

中国の諸作戦の指揮統制能力を格段に向上させ、また、最新偵察衛星システムの開発は中国の戦略的な監視能力を向上させることとなる。

(3) 全地球航法衛星システム衛星の打上げと GPS の利用による兵器精度向上

中国は、独自の全地球航法衛星システム衛星の打上げを行い、すでに4個保有し、将来的には、24個は保有するといわれる。中国がGPSを使用することで、中国のミサイルや航空機の性能や作戦面での機動性・柔軟性などは顕著に改善されることとなる。

(4) 巡航ミサイル・弾道ミサイルなどの取得

中国は、高精度で迎撃困難な弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発と量産へのインフラ整備に努力しつつある。中国は、今後10年間で、1000発の弾道ミサイル等の新型ミサイルを量産する能力を持つことになり、これらは、短・中射程で高精度、移動式、固体燃料の最新のものである。中国は台湾海峡に2005年、650~730基の地対地ミサイルを配備し、年間100基以上増強している。また、中国は戦略的・戦術的運用のために巡航ミサイルを開発している。2004年9月、中国の各誌は中国が最新型の巡航ミサイルの実験に成功したと伝えている。これらは中国軍の抑止力と火力を充実させるために最優先に開発されており、2020年頃には運用可能であろう。

(5) 無人機システム(UAV)の利用

中国空軍は、C4IやISR(情報収集・監視・偵察)のために無人機を取得しつつある。中国軍は、1970年代からUAVを使用しており、当初は、標的・防空訓練や長距離戦略偵察のため使用し、1980年代には戦場のISRのために短距離UAVを使用した。1990年代には、イスラエルと提携し、目標認識、ISR、ELINT、ECMのためのUAVを開発した。中国空軍の最新の短距離UAVは、W-30、W-50と呼ばれるもので、イスラエルのサーチャーUAVに類似している。また、中国空軍は、AEW又は地上攻撃用の高度なUAVを開発しつつある。これはターボファン搭載のWZ-2000と呼ばれ、グローバルフォークに類似したステルス、長距離UAVである。中国軍は、既に1990年代にイスラエル製の「ハッピー」という対レーダーUAVを保有しており、これらの設計技術、コントロール技術がそのまま上記UAVの開発に生かされる事となる。また、中国軍は更に進んだ戦闘UAV(UCAV)も開発しており、高度なUAV技術を追求しつつある²⁰。

5. 中国空軍のパワープロジェクション能力拡大の意味

21世紀の国際環境の中で中国は、改革開放政策による経済建設の成果を得て大國志向を強めている。中国の当面の課題は、経済建設であるが、中国の威信と影響力は

²⁰ ChineseDefenseToday: <http://www.sinodefence.com/airforce/default.asp>

詰まるところ軍事力によって具現化されるので、積極防御戦略を遂行するために、むしろ国防、軍事力建設に積極的な展開を見せている。現在進めている SU-27 戦闘機のライセンス生産や SU-30MKK 戦闘機の導入により近い将来には中国は第 4 世代の作戦機を主体とする強力な空軍に成長することとなる。中国空軍が、第 4 世代の航空機を主力とするようになれば、拡大した戦闘行動半径により沿海地区だけでなく経済水域に対する哨戒能力を向上させ、それが東シナ海の我が国などのシーレーンに直接影響することとなる。更に中国が、長距離のスタンドオフミサイルや空中給油機、AWACS などを保有することとなるので、台湾、日本などに対する威嚇能力は増大し、重大な影響力を保持することとなる。特に、第 4 世代の作戦機が予定どおり 2010 年頃に 720 機の水準となれば中国の沿岸地域の防空体制や経済海域の制空能力も格段に強化されよう。更に、中国が抱える指揮統制、情報収集、電子戦などの問題点を克服できれば中国空軍はアジア地域で全ての点で他国空軍を凌駕するものとなる。現有レベルの軍事力でも既に重圧となっているアジア諸国にとって今後の中国空軍などのパワープロジェクション能力の拡大は台湾海峡を含め地域の安全保障に悪影響を与えるものとして看過できない動向である。

おわりに

米国防省は、2005 年 7 月 17 日、中国の軍事力に関する年次報告を発表、2005 年の軍事費について、中国政府は 299 億ドルと公表しているが、実際は公表の 2 ~ 3 倍で、900 億ドル（約 10 兆円）であると推計し、中国は米口について世界第 3 位の軍事大国になっている。この傾向が続けば、軍事費は 2025 年までに 3 倍以上に達するとし、中国は台湾との紛争に必要な戦力以上の能力を得ようとしており、中国の軍事力の増強の速度や規模は東アジア地域の軍事バランスを危機に陥れていると強く警告した²¹。大国志向を強める中国は、経済発展につれて軍事力を強化しつつあり、中国空軍の近代化が一定の成果を挙げるであろう 2020 年頃には、その積極的防御の軍事戦略の実行意図とパワープロジェクション能力の拡大により、アジア太平洋地域の平和と安定に多大な悪影響を及ぼすこととなる。

²¹ 『読売新聞』（2005.7.20）

参考（ChineseDefenseToday: <http://www.sinodefence.com/airforce/default.asp> より）

国連平和維持活動の動向に関する考察

(財)DRC 研究参事
鈴木 健

1. はじめに

1948年に開始された国連平和維持活動(以下PKO)は、今年で58年目を迎えた。累計派遣数は、2007年9月現在で63件、派遣中の活動は17件である。本稿は、PKOの機能的動向に関する考察を中心に、国連が関与する平和活動(平和構築活動、多国籍軍等)との関係を考察するものである。

2. 国連の集団安全保障とPKO

国連の「集団安全保障」の体系は、「憲章7章」に基づく「国連軍」が中核となっている。第43条には「国際の平和と安全の維持に貢献するため、すべての加盟国は、安全保障理事会の要請にもとづき、かつ特別協定に従って兵力を安保理に利用させることを約束する」とあり、経済制裁等で不十分な場合、強制措置として、国連の軍事行動が容認されている。これがいわゆる「国連軍」であるが、「国連憲章が定める国連軍」は、今日まで実現していない。憲章第47条に基づき設置されている「軍事参謀委員会」が安保理に対し軍事的助言と援助を行うことになっているものの、冷戦のため意見の一致が見られず形骸化してしまったためであると言われている。さらに、加盟国が国連との間で国連軍へ提供する兵力の規模等を定める憲章43条に基づく特別協定も締結されていない。1950年の朝鮮戦争時に派遣された「朝鮮国連軍」は、ソ連(当時)が欠席した安保理の決議(安保理決議83号)で実現し、米軍司令官が指揮する軍である。加えて、軍事参謀委員会も開催されていない。すなわち、憲章上の手続きを正式に踏んでいないため「憲章が定める国連軍」の要件を備えていないのである。

このような情勢により、国連の安全保障のみに依存できない加盟国は、憲章第51条等を拠り所として、北大西洋条約機構(NATO:1949年設立)、ワルシャワ条約機構(WPO:1955年~1991年)、日米安保条約(1951年~)等の集団防衛体制に重点を置くに至った。冷戦後もこの状態は持続しており、当面「憲章が定める国連軍」が実現する可能性は極めて少ない。

一方、PKOの起源は、第1次中東戦争直後の1948年に設立された国連休戦監視機構(UNTSO)であるが、“PKO”の名称が定着するようになったのは、スエズ危機後の1956年に設立された国連緊急軍(UNEF)以降といわれている。

PKOの根拠は国連憲章上に明文化されていない。一般に、憲章第6章(紛争の平和的解決)と、憲章第7章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動)との間に位置する第三の機能と解釈され、「憲章6章半」と呼ばれている。これは後に述べるが、活動が「紛争生起後の措置」であるため憲章第6章には該当せず、派遣は「受入国の同意」を前提とし、かつ、活動時の「武器使用の制限」もあるため、憲章第7章にも該当しないためである。

3. PKOの定着と「伝統型PKO」の形成

第1次国連緊急隊（UNEF）は、1956年に勃発した第2次中東戦争（スエズ動乱）時に召集された国連緊急特別総会の決議に従って創設された。その任務は、エジプト領土からのイスラエル及び英・仏軍の撤退、並びに撤退後におけるエジプト・イスラエル両軍の緩衝地帯保持の監督等を含む「停戦監視」であった。UNEFは「総会または安保理の直接の統制下におかれること。五大国以外の軍隊から構成されること。派遣先国の同意を要すること。エジプト領内に駐留し、その地域の平穏を保つこと。隊員の給与は提供国が負担し、その他の経費は国連が通常予算の枠外で処置すること」とされた。UNEFは、監視及びパトロールを通じて休戦協定遵守の確保にあたり、中東地域の安定に寄与した。

1958年、ハマーショルド国連事務総長（当時）は「UNEFの設置及び活動に基づく経験の研究摘要」の中で「同意原則、公平・中立原則、自衛の目的に限った武器使用」の「PKOの基本原則」を示した。以降、PKOはこの原則に従って派遣され、活動を続けている。

PKOの目的は、集団安全保障のような、当事者間の紛争の最終決着を目指すものではなく、事態の悪化・拡大の防止、沈静化を通じて紛争の平和的解決の「素地」をつくり、間接的に紛争解決の道を開こうとするものであった。具体的には、紛争当事者間の停戦合意を前提として、平和維持軍及び軍事監視員による停戦監視、兵力引離し等を通じて空間的・時間的余裕を作り出し、敵対行為の再発を防止しようとするものであった。

PKOの開始から、1991年5月に任務終了した「第1次国連アンゴラ監視団（UNAVEM）」までの約30年間、12件のPKOが派遣されたが、米ソ冷戦構造の情勢下「停戦監視」を主任務とする「伝統型PKO」を遂行してきた。（付表-1参照）

4. 冷戦の終結とPKOの変化

1989年11月19日、ベルリンの壁が崩壊した。同年12月3日、マルタでゴルバチョフとジョージ・ブッシュが会談し「冷戦の終結」を宣言した。この時期からPKOは大きく変化し始める。

冷戦の終結時期である1989年4月から1990年3月までアフリカのナミビアで活動した国連ナミビア独立支援グループ（UNTAG）は、軍事部門及び民事部門で構成され、ナミビアからの南アフリカ軍の撤退の監視、地雷除去、武装解除等の軍事的任務の外、ナミビアにおける憲政議会選挙の監視、人道支援、人権保護等の広範な活動を行った。UNTAG以降のPKOは2007年9月まで47件あるが、このような「多機能型PKO」が主体となった。停戦監視のみの機能で派遣された「伝統型PKO」は、1991年4月から2001年1月まで派遣された国連イラク・クウェート監視団（UNIKOM）のみである。

「多機能型PKO」生起の背景としては「国際平和や安全の維持に関する国連の役割に対する「期待」の高まり、紛争が「国内紛争」を主体とするものに変化した」等が考えられている。

他方で、ガリ国連事務総長（当時）は、1992年6月「平和への課題」を発表し「平和執行部隊の創設、予防展開の実施、事務総長への大幅な財政権限移譲等」を提唱した。これに従ってマケドニアで1995年3月に活動開始した国連予防展開隊

(UNPRDEP)は一定の成果を上げた。また、平和執行部隊構想の具体化措置として1992年12月設立されたと言われる第2次ソマリア国連活動(UNOSOM)はその目的を達成できずに撤退した。

また、1990年以降における、迅速なPKO派遣の必要性の高まりや、ガリ事務総長の「平和への課題」における提唱を受けて、1994年、国連待機制度(UNSSAS; UN Standby Arrangements System)が正式に発足した。国連加盟国が一定期間内に提供可能な要員の種類、規模等を国連に対し予め通報しておき、実際の派遣にあたって国連はこれに基づき各国に協力を要請する制度である。2005年の段階で83カ国が本制度に参加しているが、我が国は未参加である。

これらの経験を踏まえ、1995年1月「平和への課題・追補」により「同意原則等の諸原則をふまえたPKOの派遣、PKOの実効性向上のための環境整備、紛争後の復興に対する国連の役割増大、平和執行活動に対する限界の認識」等が発表された。

さらに、2000年3月、アナン事務総長の指示の下に国際平和活動検討パネルが設置された。ここで、国際的有識者により国連の平和活動に関する問題が検討され、同年8月その報告書が提出された。いわゆる「ブラヒミ報告」である。同報告においては「強制行動は国連の能力を超えるものである。国際平和と安全を維持するためには、平和維持と平和構築とを有機的に一体化させること」が認識され、紛争予防、平和維持、平和構築から構成される一連の活動を国連がより効率的かつ実効的に展開できるようにするための提言がなされた。「ブラヒミ報告」以降設立されたPKOは、付表-1にあるように、2007年9月まで9件あるが、そのうち8件が「多機能型」である。

ここで注目すべきは、PKOの設立・派遣に関わる安保理決議に「国連憲章第7章のもとに行動する」と明記されていることである。いずれも、具体的な「条」は記載されては無く「7章」とのみ明記されている。これは、当該PKOに「強制的行動」の根拠を与えているとも解釈でき、PKO自体の機能拡大の一環と考えることができる。表-1に、現在派遣されているPKOのうち、「7章」が明記されている行動名を記す。

表-1 安保理決議で「国連憲章第7章のもとに行動」と明記されたPKO

No	PKO名	安保理決議 No (年月日)
1	国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)	1244 (1999. 6.10)
2	国連シェラレオネミッション(UNAMSIL)	1270 (1999.10.22)
3	国連リベリア・ミッション(UNMIL)	1509 (2003. 9.19)
4	国連コートジボワール活動(UNOCI)	1528 (2004. 2.27)
5	国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	1542 (2004. 4.30)
6	国連ブルンジ活動(ONUB)	1545 (2004. 5.21)
7	国連スーダンミッション(UNMIS)	1590 (2005. 3.24)
8	国連・AU 合同ダフル平和維持部隊(UNAMID)	1769 (2007. 7.31)
9	国連中央アフリカ・チャド支援団(MINURCAT)	1778 (2007. 9.25)

5. 国連平和構築活動の展開

国連における「平和構築活動」は、1992年、アナン事務総長の「平和への課題」でその必要性が指摘され、2000年の「ブラヒミ報告」において「PKOとの有機一体化」の提唱がなされた。その後、2004年の「ハイレベル・パネル報告」での議論を経て、2005年の事務総長報告により「紛争後」の時期に「PKOと密接に関わり」「復興開発」を視野に入れて活動し「持続的な平和を達成する」という概念が明らかとなった。

これらの検討を経て、平和構築委員会（PCB）の設置が提案され、2005年12月に設立、2006年6月から実質的活動を開始した。同委員会は、安保理及び総会の諮問機関として、紛争状態の解決から復旧、復興、国造りに至る一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言することを任務としている。

平和構築活動の機能としては、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization, Rehabilitation）、小型武器規制、難民帰還、インフラ整備、行政制度の整備、メディア支援、ガバナンスの是正、人権尊重、軍・警察・司法制度等の整備、選挙支援、民主化促進、経済復興支援などが含まれる。

これらにより、紛争の根本的要因である貧困、格差、不正、抑圧などの問題を排除し、派遣対象国自体の紛争解決・予防、平和促進等の能力を強化しようとするものである。ブラヒミ報告以降に設立された平和構築活動は、付表-2のとおりである。

この機能の中で、選挙の監視・支援や、行政支援等がPKOと重複している。また、DDRは、軍人を一般人に回帰する過程の活動であるため、PKOと平和構築活動の固有機能であるインフラ整備、経済復興支援機能の橋渡しの役割を果たしている。

6. 多国籍軍・地域機構との関係

多国籍軍は、一般には「国連安保理の決議や勧告を受けて各国が合同で編成する軍隊」と言われているが、指揮権は国連ではなく参加国自身が保有し、行動経費も各国で負担している。多国籍軍の価値は、集団安全保障上の強制行動を現状で保持していることである。国連軍編成の目的が立たず、かつ、PKOにおいても、ガリ国連事務総長（当時）の「平和への課題」や「平和への課題・追補」、さらには「ブラヒミ報告」にあるように、強制力の発動に限界がある現状では、大きな価値を有している。また、殆どの活動が、国連の安保理決議による認可、或いは勧告に基づくものであり、かつ、決議の中で、国連憲章第7条に基づく派遣であることが明記されている場合が多い。

PKOと多国籍軍の関係は様々である。一般には、悪化した情勢を多国籍軍が收拾し、PKOに引継ぐ図式であり、この例としては、1990年代後半の中央アフリカがある。国内和解協定（バンギ協定）履行監視のため、アフリカ諸国6カ国からなる多国籍軍「バンギ協定履行アフリカ監視団（MISAB）」が1997年2月から同年7月まで活動し停戦協定締結に至る。その後1998年から2000年まで、安保理決議1159号に基づくPKO「中央アフリカ共和国ミッション（MINURCA）」が派遣されている。

同様に、ハイチにおいては、2004年以降の治安悪化に対応して、米国主導の「暫定多国籍軍（MIF）」が安保理1529号に基づき展開し事態を收拾した。その後、2004年6月、PKO「国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）」に権限を引継ぎ、現在に至っている。

当初、PKO が活動していたが、状況が悪化し多国籍軍が活動、事態収拾により新たな PKO に移管した例として、ソマリアがある。1992 年に「第 1 次国連ソマリア活動 (UNOSOM)」が活動を開始したが、内戦により状況が悪化、安保理決議 794 号により米国を中心とする多国籍軍「統一タスクフォース (UNITAF)」が活動した。半年後、安保理決議 814 号は、強制力を持つ PKO「第 2 次国連ソマリア活動 (UNOSOM)」を設立し、権限を移譲した。

PKO の撤退により、多国籍軍で事態収拾し、その後 PKO 以外の活動に引継いだ例がルワンダである。内戦の和平成立にともない、1993 年に PKO「国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)」が派遣されたが内戦が再発、UNAMIR も攻撃を受ける事態となった。このため、1994 年 6 月から 8 月の間、フランス等で組織された多国籍軍が、安保理決議 929 号により権限を与えられ「トルコ石作戦」を遂行し事態を一旦収束した。その後「国際人道援助活動」が実施された。

コソボでは、PKO は多国籍軍を含む他の機関と並行で活動している。1999 年 6 月 10 日、安保理決議 1244 号は、NATO 諸国やロシアなどからなる多国籍軍「コソボ国際安全保障部隊 (KFOR)」の展開を許可するとともに、PKO「国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)」の設置を決めた。UNMIK は、停戦監視を主体に活動するとともに、人権擁護活動を国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と、制度構築にかかわる活動を欧州安全保障協力機構 (OSCE) と、復興に関する活動を欧州連合 (EU) と分担しながら活動中である。

PKO が任務遂行できず、多国籍軍に移行、その後多国籍軍が変質した例は、ボスニア・ヘルツゴビナである。1992 年、PKO「国連保護隊 (UNPROFOR)」が設立され、活動したが、事態が悪化した。このため、1995 年、安保理決議 1031 号により UNPROFOR の権限を、NATO 諸国などにより構成された多国籍軍「平和履行軍 (IFOR)」に移行した。IFOR は、敵対行動の防止、兵力引離し等を実施したが、1996 年、安保理決議 1088 号により、NATO 諸国やロシア等が参加する「平和安定化軍 (SFOR)」に引継がれ、さらに、2004 年 12 月からは EU 部隊である「EU 平和安定化部隊 (EUFOR)」がアルテア作戦 (Operation Althea) を遂行中である。

国連政治ミッションに多国籍軍が支援し事態収拾、その後新たな PKO に移行した例が東ティモールである。1999 年の和平合意成立にともない、国連の特別政治ミッション「国連東ティモール・ミッション (UNAMET)」が設立され選挙等を支援した。武力衝突勃発による治安悪化により、安保理決議 1246 号に基づき 1999 年 9 月から 2000 年 2 月の間、豪、タイ、米、英等が参加する多国籍軍「東ティモール国際軍 (INTERFET)」派遣された。情勢安定化により、2000 年 2 月安保理決議 1272 号に基づき、INTERFET の任務は、PKO「国連東ティモール暫定行政機構 (UNTEAT : 1999.10 ~ 2002.5)」の軍事部門に引継がれた。

PKO が、地域機構として活動する国々で組織された多国籍軍又は地域機構独自の活動との連携も見られるようになった。地域機構から PKO に権限を移譲した例は、コートジボワールでみられる。2003 年 6 月、国連安保理決議 1479 号に基づく PKO「国連コートジボワール・ミッション (MINUCI)」は、2004 年 4 月、国連安保理決議 1528 号により、西アフリカ諸国経済協力体 (ECOWAS) の平和維持ミッション (ECOMICI

／MICECI)から権限を委譲された。その後、安保理決議 1528 により MINUCI 及び ECOWAS 部隊の権限を譲り受ける形で、国連憲章 7 章の下に行動する PKO「国連コートジボワール活動 (UNOCI)」が設立された。

リベリアにおいては、地域機構の活動が PKO に吸収されている。2003 年 8 月、安保理決議 1497 号の採択を受けて、西アフリカ諸国経済協力体 (ECOWAS) の「平和維持軍 (ECOMIL)」を派遣した。その後、2003 年 9 月の PKO「国連リベリア・ミッション (UNMIL)」の設立に関する安保理決議 1509 号を受けて、同年 10 月 1 日以降 ECOMIL 軍は UNMIL 部隊に吸収されている。

ソマリアでは、PKO と地域機構の活動との連携が試みられている。2004 年 5 月以来、アフリカ連合 (AU) の監視ミッションが展開中のところ、2005 年 3 月から PKO「国連スーダンミッション (UNMIS)」が活動開始し、作戦・司令・戦略レベルでの連携している。

上述のように、紛争から平和達成までの課程において、PKO、多国籍軍、地域機構等が相互に補完しあって目的を達成する状況が増加している。相互補完の図式は、それぞれの紛争を解決し平和を達成するための関係国や機構等の努力と、関係国及び機構等夫々の思惑とが絡み合った結果として形成された「軌跡」である。

しかしながら、現在及び将来における、紛争形態、人権人道上の要求、行動の透明化要求等の状況は、平和を達成するための活動が、単独で任務を遂行することを、極めて非効率な選択肢としてしまうであろう。

7. おわりに

国連平和維持活動(PKO)は、冷戦後の世界情勢の影響を受け、大きく変化している。すなわち、PKO 自体が、停戦監視機能のみの遂行から脱却し、行政支援、人道支援、人権擁護等の機能を遂行するとともに、一部 PKO は、国連憲章第 7 条の「強制行動」の分野への拡大を許容する等「多機能化」していることである。

また、PKO の限界を認識することにより、紛争の解決をより広範囲から解決するための「平和構築活動」の出現、さらには平和を目指す「強制行動をおこなう力」である「多国籍軍」や「地域機構の活動」との連携の重要性も増加している。現状では、これらの活動と PKO との機能重複、或いは活動の後戻り等の現象が見られる。今後は、これらの活動と機能を調整し、統合して、目的の効果的達成を図る努力が必要である。

まさに、平和維持だけでなく、平和構築、平和予防、平和創造を包含し、統合する「平和活動」の概念を作り上げることは、喫緊の課題である。

一方、我が国においても、防衛庁の省移行とともに、国際平和協力任務が本来任務化された。本稿で述べた国連平和維持活動を巡る環境変化は、今後の国際平和協力任務の遂行を益々複雑・困難にするであろう。

付表-1

PKO の機能分析

開始	終了	派遣名称(略称)	停戦監視	文民警察	選挙支援	地雷除去	人権擁護	人道支援	武装解除
1948.6	継続中	UNTSO							
1948.6	継続中	UNMOGIP							
1956.9	1967.7	UNEF							
1958.6	1967.6	UNOGIL							
1960.7	1964.6	ONUG							
1962.1	1963.4	UNSF / UNTEA							
1963.7	1964.3	UNYMO							
1964.3	継続中	UNFICYP							
1966.5	1966.1	DOMREP							
1965.9	1966.3	UNIPOM							
1973.10	1979.7	UNEF							
1974.5	継続中	UNDOF							
1978.3	継続中	UNIFIL							
1988.5	1990.3	UNGOMAP							
1988.8	1991.2	UNIIMOG							
1989.1	1991.5	UNAVEM							
1989.4	1990.3	UNTAG							*
1989.11	1992.1	ONUCA							*
1991.4	2003.1	UNIKOM							
1991.5	1995.2	UNAVEM							
1991.7	1995.4	ONUSAL							*
1991.4	継続中	MINURSO							*
1991.1	1992.3	UNAMIC							
1992.3	1995.12	UNPROFOR							
1992.3	1993.9	UNTAC							*
1992.4	1993.3	UNOSOM I							
1992.12	1993.3	ONUMOZ							*
1992.12	1994.12	UNOSOM							*
1993.6	1994.9	UNOMUR							
1993.8	継続中	UNOMIG							
1993.9	1997.9	UNOMIL							*
1993.9	1996.6	UNMIH							
1993.1	1996.3	UNAMIR							
1994.5	1994.6	UNASOG							
1994.12	2005.5	UNMOT							*
1995.2	1997.6	UNAVEM							*
1995.3	1996.1	UNCRO							
1995.3	1996.1	UNPREDEP							
1995.12	2002.12	UNMIBH							
1996.1	1998.1	UNTAES							
1996.1	2002.12	UNMOP							
1996.7	1997.7	UNSMIH							
1997.1	1997.5	MINUGUA							
1997.6	1999.2	MONUA							*
1997.8	1997.11	UNTMIH							
1997.12	2000.3	MIPONUH							
1998.1	1998.10	UNPSG							
1998.4	2000.2	MINURCA							
1998.7	1999.10	UNOMSIL							*
1999.9	継続中	UNMIK							
1999.1	2005.12	UNAMSIL							*
1999.10	2002.5	UNTAET							
1999.11	継続中	MONUC							*
2000.7	継続中	UNMEE							

2002.5	2005.5	UNMISSET							
2003.10	継続中	UNMIL							
2004.4	継続中	UNOCI							*
2004.6	継続中	MINUSTAH							
2004.6	2006.12	ONUB							*
2005.3	継続中	UNMIS							*
2006.8	継続中	UNMIT							
2007.7	継続中	UNAMID							
2007.9	継続中	MINURCAT							

付表-2 国連平和構築活動の任務（「ブラヒミ報告」以降に設立された主要なもの）

名称（活動時期）	参加人員	主要任務
国連アフガニスタン支援団 UNAMA （2002.3.28～）	国際文民 206 軍事監視員 13 警察 3	・ 暫定統治機構の樹立 ・ 報復行動の抑制 ・ 人権の保護 ・ 人道法の遵守 ・ 社会的経済的復興
国連イラク支援団 UNAMI （2003.8.14～）	国際文民 228 部隊（兵士）223 軍事監視員 11	・ 選挙支援 ・ 立法支援 ・ 国境警備支援 ・ 元武装集団員社会復帰 ・ 国勢調査支援 ・ 難民・避難民の帰還支援 ・ 金融機関との協力 ・ 民間サービスの開発
国連シエラレオネ統合事務所 UNIOSIL （2006.1.1～）	国際文民 71 軍事監視員 11 警察 17	・ 政府機関の設置 ・ 人権支援 ・ 選挙支援 ・ 法の支配 ・ 財政管理 ・ 治安部署の強化 ・ 公共ラジオ機関の設置 ・ 青年・女性・子供の保護
国連ブルンジ統合事務所 BINUB （2007.1.1～）	国際文民 242 軍事監視員 0 警察 11	・ 政治・行政支援 ・ メディア・通信の強化 ・ 法の支配の確立 ・ D D R ・ 警察・軍隊の訓練支援 ・ 人権保護 ・ 資金抛出国との協力
国連ネパール支援団 UNMIN （2007.1.23～）	国際文民監視員 13 軍事監視員 61	・ 武器・兵士の監視 ・ 停戦監視支援 ・ 選挙支援

資料源；国連広報センターHP，国連HP，外務省HP等から作成

核抑止力についての一考察

(財)DRC 研究委員
高山雅司

はじめに

最近、日本は核武装するべきであるとの論が台頭している。理由は中国の軍事力の強化と米国の弱体化とその核の傘の信頼性がないから即日本が核武装するべきとの論理である。極めて単純化した論理であり重要な要因を有識者と思われる人が考慮せずに結論を出すことに不自然さを感じる。専門家であるはずの元自衛官の中にも同調する者がいるのは驚きである。仮に日本が今核武装をするといえば誰が得をするのかをよく考える必要がある。ズバリ言うと中国が得をする。それは日米離反につながるからである。現在の米国の政策から、米国が日本の核武装に反対しても賛成するとは考えられない。日本周辺に核弾道ミサイルを持った国が存在する限り日本の防衛に核抑止力は必要不可欠である。核武装することがどのような結果をもたらすのか合理的に冷静に判断することが必要と思われる。ここでは以下日本の核抑止力の原点に戻ってできるだけいろいろな角度から関係する選択肢やすべての要因を検討してみたい。

1. 核戦争になれば人類は滅亡する可能性が高い

冷戦時代には米ソ合わせて4万発以上の大量の核弾頭が生産された。その量は地球を何十回も破滅させるだけのものであった。もし全面核戦争が始まれば勝者なく、大量破壊・殺人と同時に地球の自然環境は破壊され生物は死に絶え地球滅亡が危惧された。

米ソ両国はキューバ事件をはじめ誤作動、故障、誤解などで何度も生まれた危機をかわろうじて回避したこともあったが、おおむね相互確証破壊戦略(MAD: Mutual Assured Destruction)による恐怖のダモレスクの剣のもとに核兵器の使用は抑止が機能していたと考えられる。全面核戦争を避けるために44の梯子(段階)を提唱したハーマン・カーンのエスカレーション理論などが生れた。抑止理論も相手が先に核を使用した場合、必ず段階的にコントロールして反撃し常に自制と拡大抑止を考えて全面核戦争への道程を抑えるようにする。特に、2002年の米国の核態勢見直し(NPR: Nuclear Posture Review)では、核の抑止を従来の核兵器の3本柱だけでなく、通常兵器や、ミサイル防衛等の核兵器以外の手段も使用するとしている。今後の反撃報復には核を使用しない場合もあり得る。今後も、人類の滅亡となる全面核戦争を抑止することが重要であり、先ず、核兵器の数を減らし、その使用を禁止するか抑止することから始まる。

2. 日本への核脅威は存在し核抑止力は必要な能力である

日本周辺では中国、ロシアおよび北朝鮮は核兵器及びその運搬手段である弾道ミサイルを保有し日本を攻撃できる能力を保有する。日本にとってこれらの核脅威を抑止しこれの攻撃に対抗手段が必要である。核の脅威に対する最も有効な対抗手段は核兵器による核抑止力である。日本は政策として自らは核兵器を保有しないで、世界最強の核兵器

を保有する米国の拡大核抑止力（核の傘）に依存してきた。核兵器以外の核兵器への対抗手段として日本が装備しようとしているミサイル防衛はその一つである。砲弾に砲弾を中てるような技術で実現困難とされてきたが技術突破により、実用化され、既にその一部は実戦配備されている。しかし、その実効性はまだ確かではないが、核兵器を搭載した弾道ミサイルを無能力化できる可能性ができたことは革命的でありレーザー兵器も含めその発展は核兵器を無能力化できる可能性とともに未来に希望が持てる。

3. 9.11 同時多発テロ以後はテロリストによる核兵器使用の危険が生れた

核の使用は、人類の滅亡に到るから抑止するとの冷静且つ合理的な考えはテロ組織には通用しないと思われる。即ち 2001 年の9.11 同時多発テロに見られるように無差別な大量殺人破壊はテロ組織が核兵器を入手すれば良心呵責などは全くなく非情に簡単に使用し世界に大災害をもたらし引いては人類滅亡に至る可能性ができることは容易に想像できる。冷戦終了と共に、去ったと思われた核戦争の恐怖が再現され、又も人類滅亡の危険が出てきたのである。米国は 2002 年 2 月、この状況を踏まえ新しい核戦略を織り込んだ核態勢見直し（NPR）を発表した。その内容は新しい核抑止力として従来の核の 3 本柱（ICBM..戦略爆撃機、SLBM）に加えて通常精密誘導兵器などの打撃力、ミサイル防衛及びC4ISRのインフラストラクチュアなどで抑止するとしている。核攻撃に対抗する手段はミサイル防衛などで従来よりも多様化したことになる。核にはすぐ核という抑止の考えは冷戦時代のものである。米国はロシアと共同して自ら核兵器を削減し核軍縮に努めるとともに、核兵器の拡散防止特にテロ国家への拡散防止に努力を傾注している。同時に、同盟国及び友好国への核抑止を保証している。米国は国家戦略の基本として米国本土の防衛、対テロ戦争及び大量破壊兵器の拡散防止を挙げていることを忘れてはならない。これに反する行動をとっている国は、米国が悪漢国家と呼ぶイラン、北朝鮮であり、中国は陰ではこれらの国を支援し自らも核兵器を増強している国である。パキスタン、インド、イスラエルが核兵器を保有していると考えられるが、現在は反する行動は取っていない。国際社会の動きに反して核兵器を保有した国はいずれもが、紛争や問題を抱えた未成熟の国家である。

4. 日本の核抑止力の選択肢

日本の防衛のために必要な核抑止力をどのようにして構築し効果的にするかについて次の 3 つの選択肢を挙げ長短について検討する。

- (1) 現状と同様に米国の核の傘（拡大抑止）即ち核抑止力に依存する。
- (2) 自前の核武装を行う。
- (3) 自前の核武装の代わりに、米国の核兵器をもっと利用する。

5. 現状と同様に米国の核の傘に依存する場合

日米同盟の基盤の一つは核の抑止力すなわち中国、ロシア、北朝鮮のような核兵器の脅威が日本に及ぶのを圧倒的な米国の核兵器等で報復することを保証することにより未然に核攻撃を防止することにある。

(1) 核の傘の信頼性

日本の政治学や安全保障などの専門家の中で、核武装論者は少数派であり、核武装反対派は圧倒的な多数であるが、その核武装反対派においても「日本が核攻撃を受ければ、米国は核によって反撃する」と核の傘の有効性を明言している者はほとんどいないといわれているので、ここでは核の傘の信頼性を検討する。

冷戦時代から核の傘の信頼性への疑問を呈する論議はあった。引き合いに出す例として、日本が核攻撃を受けた場合、米国の都市・米国民が報復を受け犠牲となるので日本のために報復してくれないというもので、核の傘の信頼性がないとすることが日本の核武装論者の根拠の一つである。冷戦中でも清水幾太郎氏(政治学者)、中川八洋氏(筑波大学教授 歴史人類学専攻)が核武装論を唱えたが、今日では、中西輝政氏(京都大学大学院人間・環境学研究科教授)、平松茂雄氏(前杏林大学社会科学部教授)なども核武装論を唱えている。日本で核武装推進論をリードしている一人の伊藤貫氏(国際政治・米国金融アナリスト)は、その著書の『中国の「核」が世界を制す』で米国の著名な政治家や学者の核の傘に対する否定的な考えを幾つか紹介している。例えば ヘンリー・キッシンジャー は「超大国は同盟国に対する核の傘を保証するため自殺行為をするわけではない」といったそうである。これは質問にもよるが、そのように答えるのが当然で不思議はない。核の攻撃があったから直ぐに核での報復は、今までの核戦略から考えてもありえない。目には目の仕返しの考えや方程式では片付けられない。全面核戦争はすべてが敗者であり勝者はないのである。極力核の使用を避けて段階的に対処する、そして全面核戦争を避けることが基本ある。と言って日本がもし核攻撃を受けて同盟国米国が何もせずに手をこまねいていると考える方がおかしい。核の使用も含めあらゆる手段で日本を攻撃した国に米国が報復をすることは同盟上の約束である。エスカレーション理論にあるように報復の場合でも核の慎重な使用をすることになる。冷戦中はともかく今はまずその弾道ミサイル攻撃をミサイル防衛によって阻止し同時にその発射基地(策源地)を攻撃するであろう。その場合核兵器を使用するかどうかは敵基地の堅固さによる。米国は同盟国が攻撃を受けて手をこまねいていることはありえない。同盟国でなくても助けた韓国、南ベトナム、クエトなどもそうである。ましてや日本への攻撃には米国は必ず反撃するであろう。何もしなければ、世界や多くの同盟国の信用を失うであろう。それはあり得ないことである。米国は最後には中国でもロシアでも全滅させることができる核兵器を持っていることは中国もロシアも分かっている。誰もが全面核戦争に至るすべての自殺行為を極力避ける努力は当然である。

米国の核の傘を信頼する根拠は次のとおりである。まずは、日米安保条約により米国は日本防衛の約束があること。

次いで米国は2002年の核態勢見直し(NPR)で同盟国への核の抑止力を約束している。加えて、ライス国務長官等の米政府高官の日本への核の抑止力を維持するとの発言を見ても、日米の過去の半世紀以上の関係を考えるならば信頼できると考えるほうが自然である。

将来日米安保が破棄されるような事態に至れば別であるが、米国の核の傘を信頼できないとは日米関係を否定することになる。これを信頼できないと強弁するのは日米離間を意図している詭弁とみられよう。従来、日本に核兵器の廃絶、非核三原則などの政策

はあったが核戦略はなかった。日本に寄港する米軍艦艇の核兵器搭載の可否を問う問題が1980年代に起こり米軍艦艇の核搭載を否定した当時の政府答弁から見られる政治環境では、日本独自の核戦略はなく、爾来その検討もなされてこなかった。今後は、日米の政治外交防衛関係者の会合では核戦略についても論議し核戦略を共有することにより、核の傘の信頼性を深め広報する努力が必要である。

(2) ミサイル防衛をどのように考えるか

1980年代のスターウオーズ計画に端を発した弾道ミサイルを撃墜するシステムの開発は約20年以上の研究開発の結果やっと実用化にこぎつけた。鉄砲玉を鉄砲玉で撃ち落とす夢のような困難な技術開発であったが、その一部であるペトリオットPAC3システム及び海軍のイージスミサイル防衛システムが配備されつつある。自衛隊も今年中にその能力を保有する。弾道ミサイルを撃破するミサイル防衛システムは米国との共同が必至であり、さらに能力向上のイージスシステムを日米共同で開発中である。このシステムには米国は核抑止の3本柱の一つとして力を入れ予算をつぎ込んでいる。これが有効に働けば、核弾道ミサイルを無能化し核兵器の価値を低下させることになる。このミサイル防衛システムを肯定的に考えるか否定的に考えるかによって大きな違いがある。核武装推進論者はこのミサイル防衛システムの弱点を大きく取り上げ、その効果がないと主張している。日本としては米国と協力してこのシステムが効果あるものにするために金、物、人、技術をつぎ込むべきであろう。

(3) 現状と同様に米国の核の傘に依存する場合のメリット

経済

米国との関係を維持でき経済的な利益を維持できる。

防衛費を適正規模以内に抑えることができる。

核の平和利用についての国際協力は今まで通り得られる。

政治

重要な日米同盟関係は維持することができる。

日本国民の間にある核兵器に対する被爆国としての特別の感情を刺激しない。

政府も非核三原則、核兵器保有のオプションの放棄、日米安保に基づく核の傘に依存を継続することは国民の理解は得られる。

今後も核兵器軍縮への提案を継続して行くことができる。

国際関係

西側を中心とした国際社会での現在の関係は維持できる。

94年以降日本は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」を国連総会に提出しているのでこの運動の継続が可能である。

核不拡散条約、NPT、保障措置協定、IAEA、CTBT、AG、NSGなどの核軍縮拡散防止に関する国際レジームに加盟しており、国際社会で核軍縮にリーダーシップをとっていることが継続できる。

諸外国との関係では特に問題は起こらない。

軍事防衛

従来通り日米安保体制は維持でき日米の防衛協力体制は継続できる。
核の傘すなわち核の抑止力を米国に期待できる。

(4) 現状と同様に米国の核の傘に依存する場合のデメリット

経済

デメリットは特にない。

政治

核武装論者は少数でありデメリットは生まれない。

自主防衛論者、反米主義者、中国に同調する基地反対運動及び核の傘の信頼性への疑問などの主張する声は上がるだろうが政治的に大きな影響力にはならないであろう。

国際関係

外交において日本の主張が強い影響力を持たないことに不満を持つグループは存在するであろう。

国際関係でデメリットは少ない。

軍事防衛

核の傘の信頼性への疑問が残る。

日本の核戦略が曖昧であることへの不満がでる。

核兵器を保有しないことに不満を持つグループが存在する。

(5) 現状と同様に米国の核の傘に依存する場合のまとめ

米国が日本に核の傘を提供することを明確に約束すれば日米安保体制が堅持され経済的にも安上がりであり、国内で大きな問題をもたらすこともない。国際的にも問題は生じないので核戦略を構築して米国の核の傘があらゆる防衛事態で発揮されるように日米で協議すれば、軍事大国となった中国が核の脅しをかけてきても対応は可能である。抑止力を補強するためのミサイル防衛システムの研究開発及び配備は促進されるべきである。

6. 自前の核武装を行う場合

日本の中の核武装論や自主防衛への期待する人の心底には、日本が60年以上も米国の影響下にあることが国家として一人前ではないと考え、自尊心を傷けられている感情やいらだちが背景にあると思われる。その感情は大なり小なりほとんどの日本人が持ち合わせるものである。加えて、北朝鮮の核及びノドン等の弾道ミサイルの脅威、核兵器国中国の軍備増強があったので一部の人のこの感情を一層刺激し願望が強くなったといえる。しかし、冷静にかつ合理的に考慮すればこの自前の核武装が大きな問題を生み出し日本を破滅させる可能性があることを否定できない。米国側にも慰安婦問題等に見られるように第2次大戦のことを持ち出せば日米の利害は対立する。米国政府は日本の核武装に反対の立場である。加えて米国には米国が瓶の蓋の役割を務め日本を弱くしておく考えは底流として存在することを認識すべきである。熟慮なき核武装は自己満足に終わりだけでなく、米国という虎の尾を踏むことになりかねない。そして責任ある成熟

した国が取るべき道とは言えない。

(1) 自前の核武装を行わねばならない理由とは

核武装論者の言い分は核兵器を持つ中国の軍事拡大と北朝鮮の核兵器保有で日本が核武装すべしとの脅威対応論であり、目には目を即ち相手が持つからこちらも持たねばならないとの考えである。それと日米安保による米国の核の傘は信頼できないとの2つの考えが基づき自前の核武装を主張している。

最近の核武装論の先鞭をつけた伊藤貫氏は、その著書「中国の核は世界を制す」(2006年PHP出版)で米国は衰退する。中国は強大に発展する。次の覇権は中国である。米国は条約の義務を果たさない信用できない国であるとして、軍事的政治的に合理性のない日本の核武装を主張する。伊藤氏の唱える日本の核武装程度(水上艦艇と潜水艦に核兵器約200ないし300発を巡航ミサイルに搭載)では中国の核を抑止することは無理と思われる。そうなれば日米は離間し中国の軍門に下らざるを得ない状況になることが予測できる。さらに後で詳しく検討する。

いずれも、単純な考えで複雑な要因が存在することや多くの選択肢のあることを考慮していない考えである。

(2) 日本で核兵器開発はできるのか

日本には核兵器開発できる潜在的能力はある。しかし、英国やフランスいずれもが地上配備の核弾道ミサイルを廃止して、生き残り率の高い潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)だけを配備している。これらは戦略弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)に搭載されている。日本が現実にこのような核弾頭を搭載した弾道ミサイルで抑止力を構築するというのであれば次のことが必要となる。まず兵器としての信頼性を確保する。弾道ミサイルに搭載可能なまでに小型化された核弾頭を用意する。固体燃料ロケットモーターの潜水艦弾道ミサイル、プラットフォームとしての戦略原潜の建造、再突入体(RV)技術、MIRV採用の多目標同時攻撃技術、弾頭の小型化、命中精度の確保、それを可能とする地球規模での地磁気の観測、敵性地域の重力分布図の作成、潜水艦の航法の精度を向上させるための独自のGPS衛星の保有などが必要と考えられる。これらを開発するには多くの問題解決と相当の期間と大変な経費を必要としよう。一朝一夕にできることとは違う。伊藤氏等は巡航ミサイルを提案しているが、これも最初から開発するとなると同様に多くの問題を抱える。開発期間が10年にかかるから中国の10年後の脅威を見越し今から準備をしようとするのが伊藤氏である。そのために現在良好な日米関係を犠牲にしても国際的孤立もかまわないとする。核兵器開発のための費用は1兆円ともいわれるが、情報システムから始まることを考えれば大変な額になり少なくとも防衛費は倍以上にする必要がある。核兵器の開発は国際社会から制裁を受けるとともに国家予算を大幅に増やす必要があり、国内経済を圧迫することは間違いない。電力の30%以上を担っている原子力発電など核の平和利用にも悪い影響を受けることは必至である。もし、仮に核兵器を開発するとした場合、日本の狭い国土では、核実験場の確保が困難である。

重要な電力源である原発の新規建設さえいまや容易でない国内の政治情勢では核実験場の獲得は不可能であろう。政府が何でもできる独裁国家と比較して民主国家の

日本では無理であろう。核爆発を伴わない臨界前核実験という手は考えられるが、それには過去の実験データが必要である。結論として核兵器開発を決心したとしても多くのハードルがあり、簡単ではない。

(3) 中国の核を抑止するにはどの程度の核兵器を持てばよいか

中国は毛沢東の時代から、米国に対抗するためには限定的な抑止力を持ち、米国の大都市を狙ったICBM 4 6 基程度を保有している。中国は戦略爆撃機を保有していない。第 2 撃能力（報復能力）としてのSLBM弾道ミサイル搭載の潜水艦（SSBN）はまだ 1 隻で、その実戦配備は疑問視されている。中国はSSBNについては新しい商型を 5 隻計画しているが、夏型の失敗があるので、その実現は極めて不確定である。米国は、ロシアと並ぶ世界一の強大な核戦力を保有している。2 万発近くあった核弾頭は削減され現在は 5000 発で 2012 年ごろには 2000 発に削減する予定である。米国は現在、戦略爆撃機 106 機、ICBM500 基、SLBM336 基で 12 隻のSSBNに搭載され即応態勢にある。2030 年頃 中国が経済大国になったとしても考えられる将来、中国が米国の核体制を圧倒する核体制を確立できる可能性は極めて低いであろう。経済が発展すればするほど中国も核攻撃・報復への目標が増え、脆弱性が増すことになる。毛沢東が西側との核戦争で中国人民の大半が死んでも中国は広く人口も多いから生き残るといった考えは変わるかもしれない。最近でも、中国人民解放軍高官による「核戦争を辞さず」の発言は「核戦争で先進国と共倒れても、生き残った国民の数で勝るから復興速度も速く、故に核戦争後の覇者になれる」という強がり発言もあったが、これで米国が恐喝され核の傘をさしかけないと考えるのは妥当だろうか。核武装論者が言う米国の核の傘が弱いとの意味が、中国が弱小の核兵器国でありながら米国のような核大国を脅かし、その核の傘を無能力化していると認識するならば、たとえ、日本がかなりの核兵器を保有しても米国のような強大な核戦力でも抑止できない中国への抑止効果が期待できるのか。核理論は相手との恐怖感を競うチキンゲームであるから、テロリストや独裁国家の方が有利で、強がって見せると脅しに弱い国民特に民主主義国家のほうが弱い立場になる。今の日本はその典型かもしれない。中国を訪問した防衛関係者に中国の関係者が日本の再軍備を非難し核武装を恐れているといったそうであるが、それは、一休禅師のまんじゅう怖いと同じではないか。怖がって見せているだけではないか。それを信じて、中国に対抗する日本の核武装を主張し、それが日米離反につながれば逆に中国の利益になることに考えが届かないのか懸念される。

(4) 米国が日本の核武装を承認する可能性はあるのか

米国政府の立場は日本の核武装には基本的に反対である。核兵器の拡散防止は米国の対テロ作戦と並ぶ現在進めている重要な政策である。その意味は核及びテロの脅威を防止するために核の引き金の数はできるだけ減らしたい絶対に増やしたくないが米国の考えである。その政策に反する行為となり容認することは考えられない。核の引き金を増やそうとする核武装に反対しても賛成することはまずあり得ない。

むしろ米国の激しい怒りを買う可能性は高い。慰安婦問題の下院議決にも見られるように、日米では認識が大きく違う場合がある。日米間をぎくしゃくさせる大問題に

なるであろう。

特に第2次世界大戦前中後のことを持ち出せば日米の利害は対立する。加えて、米国にはウイークジャパンを狙い日米安保が日本への瓶の蓋となる考えは残っている。核武装を持ち出せばこの考えが米国で支配的になり、日米離反が加速する恐れがある。

岡崎久彦氏は正論で検討未熟との前提の上で「私は日本が核武装をするとすれば、目指すところは英国型が理想であると思う。そのためには、2000年のアーミテージ報告が明快に提案しているように集団的自衛権の行使を認めて、日米同盟を米英同盟に近づけることが先決であると思う。その場合でもどこまで戦略的必要があるかどうかは極めてマージナルな問題と思う。米国が日本に対する攻撃は米国に対する攻撃とみなすと言いつけている現状では、ますますマージナルとなる。むしろ日本自身の核戦略論とはやや異なる外交戦術論ではあるが、米国にそれを言い続けさせるために核武装を論じるという間接的な効果の方が意味があるかもしれない。また、非核三原則を見直して核の持ち込みを容認すれば、1983年末からのパーシング2の欧州持ち込みと同じように、ますます米国のコミットメントを強めることになる。あとは、初めの問題意識に戻って国民感情の問題であろう。それはまず米英同盟並みの関係となつてからの話であるが、日本世論が圧倒的に核武装を支持し、アメリカとしては、日米同盟を失うか、核武装を許すかの選択となれば、日本の核武装を認める可能性があるのはこれまた米英関係と同じであろう。ただ、今でも核アレルギーが強い日本で世論がそこまで変わるという可能性は、極めて小さいのであろう。」と述べている。

日米が米英と同じような関係になれば可能性があるという岡崎氏が指摘するように米国が日本の核武装を認めるには現状とは違った厳しい条件があり、その実現は限りなくゼロに近い。米英はともに核兵器を開発した仲間である。日米が米英の関係に近いとは思いますが核兵器に関しては特別であり米英関係と同じようにすることは極めて困難である。米国の反対を押しつけて核武装を強行すれば同盟は消滅し、日本は核のみならず通常兵器も自主開発の自主防衛を余儀なくされ軍事費は膨大にならざるを得ないであろう。アジア太平洋の緊張は逆に激化する。米国の反対を押し切って核武装したフランスの場合と同じようにはならない。たとえ、同盟がたとえ解消されない場合も、日米関係は悪化し、同盟は形骸化する。そして強大となった中国の軍門に戦わずして降ることになるかもしれない。例え中国が強大になったとしても、核武装よりミサイル防衛等を整備し、日米安保を強化し米国の核の傘の信頼性を高める方がより安全で効果的な選択であろう。

核武装論者の主張する前提は、「米国は自国民の生命を優先して日本に核の傘を提供しない」であるが、そんな単純なものではない。もし某国が日本に対して核攻撃をする場合は、米国は核兵器だけではなく通常兵器（米軍の強大な）をもって核兵器を使用した国を攻撃するであろう。勿論、核攻撃した国は国連で非難される。米国に対して核を使用するかもしれない。その場合でも米国はNPRにもあるようにすぐに核を使用するとは限らない。しかし、攻撃した国は最終的には、非脆弱性の米軍の強大な報復力により国の壊滅を覚悟しなければならないであろう。

まとめとして、米国は日本に対して核の傘を提供している所以说、それを信用しないで核武装に走れば、日米が不和になることは間違いない。米国の世界政策か

らしても日本の核武装を止めよう。米国が日本の核武装を承認する可能性はほとんどないといって過言ではない。

次に核武装を持つとした場合のその可能性とそのメリット及びデメリットを論じてみよう。

(5) 自前の核武装を行う場合のメリット

経済

経済的にメリットがあるとは考えにくい。

核武装が新しい技術開発をもたらす刺激を与えるかもしれない。

政治

自主外交力を回復、自存自衛の気概が生れる。

中国北朝鮮のような国へは抑止効果はあるかもしれない。

核兵器を持つことに誇りを持つグループもあろう。

自主防衛を唱える政治家の発言に重み加わる。

国際関係

中国、北朝鮮のような国が接近してくる可能性がある。

核兵器保有国として恐れら一目置かれるかもしれない。

軍事防衛

核バランスが生れ紛争を抑止するとの考えもある。

核兵器保有で防衛手段の幅が広がり多様化が生れる。

自主防衛体制が可能となる。

(6) 自前の核武装を行う場合のデメリット

経済

国際社会の経済制裁を受ける可能性がある。日本経済は孤立してピンチになる可能性がある。

防衛費は大幅に増大する。他の政府の予算を圧迫するであろう。

核の平和利用についての国際協力は得られなくなりエネルギー獲得の上で障害が起こる。米国等国際社会からの核燃料技術の提供は停止され原発は停止に追い込まれる。

化石資源枯渇の傾向の中で原子力平和利用が推進される中で日本の世界への協力の道が閉ざされよう。

政治

NPT体制を崩壊させ核拡散のドミノ現象が起き、韓国・台湾も核武装に走る。

日米関係は悪化する。最悪の場合は日米同盟破棄に至るであろう。米国が日本の核武装を認める可能性はほとんどない。

国民の間には被爆国としての核兵器には特別の感情があり、反対運動が必ず起こる。

政府も非核三原則、核兵器保有のオプションの放棄、日米安保に基づく核の傘に依存等の政策を大変更する必要がある。

国際関係

日本は米国をはじめ周辺国との関係も悪化し国際的に孤立する。

日本が加盟しているNPT、CTBT、PSI（拡散安全保障イニシアティブ）、MTCR（ミサイル技術管理レジーム）等の拡散防止の国際機構から脱退しなければならない。日本の培ってきた国際的な信用を失う。

国連安保理事会が日本制裁決議案を採択するのは必至と思われる。

日本の国連安保常任理事国の話は雲散霧消となろう。

軍事防衛

日本の核武装が中国への抑止力として効果があるかどうかは疑問がある。むしろ効果がない可能性が高い。

核武装すれば、核保有国との核戦争下において真っ先に攻撃対象になりうる。

通常装備の調達に大きな圧迫を与える。

自主防衛となると相当の装備を必要とすることになる。

（ 7 ） 自前の核武装を行う場合の総合評価

日米同盟が安定しているときに、米国の核の傘が信頼できないとして、核武装を行えば、あまりにもメリットが少なく、デメリットが多すぎる。日米は離反し、国連の制裁も受け、1933年に国際連盟を脱退しそのあとロンドン条約等を逐次廃棄して国際的孤立に陥ったときに似た状況が生まれる可能性がある。

米国が日本を見放し苦境に立ち、核武装を必要とする場合は将来あるかもしれないが、そのような状況は日本にとって決して望ましい状況ではなく滅亡も覚悟しなければならないときであり、その状況を避ける外交政治的な努力がなされることが必要である。大多数の日本人が望まない、米国はもちろん国際社会も望まない日本の核武装を進めることは否定せざるを得ない。

7 . 自前の核武装の代わりに、米国の核兵器をもっと利用する場合

この場合は、自前の核武装ではなく、日米安保のもとで米軍の核抑止力を効果的に実効あるものにすることを検討する。

その方策はいろいろと考えられる。

米軍の核兵器を常時日本に配備することである。

米軍の核兵器の有事配備である。

米軍の核兵器の借用または共有することである。

（ 1 ） 米軍の核兵器を常時日本に配備する場合

冷戦時代は戦術核を含め多くの核兵器が前方展開されていた。1980年代日本に寄港する米艦艇に核兵器が搭載されているかどうかについて日本国内で論議されたことがあった。当時はほとんどの米艦艇は核兵器を搭載していたと考えられる。当時のソ連に組みする日本の左翼陣営は日本政府の非核3原則を取り上げ、日本政府を厳しく糾弾する場面も多々あり、その都度、日本政府は米関係者の発言と矛盾する答弁言を繰り返し紛糾した。

1991年米ソ間に冷戦終了の動きもあり、米国は世界中に配備していた地上配備核兵器を撤去すること及び水上艦艇と攻撃型潜水艦から戦術核兵器を撤去することを決定し、1992年7月2日に完了した。以後現在に至るまでこの状態は継続していると考えられる。

一方、日本国内では多くの都市が非核宣言を行い、神戸等の主要港では核搭載艦の入港を拒否している。米艦艇は核兵器を搭載しているかどうかを明確にしないのが米国の政策方針であり、かつてのように、水上艦艇に配備したとしても今後も公にすることはないのであろう。もし、日本政府が米軍の核兵器を常時日本に配備することを要請しても、現状の米国の政策方針では実現は困難であろう。また、たとえ、日本政府が米国政府に米軍の核兵器の常時配備を要請するとしたとするならば、国内で反核及び反米運動が盛り上がり混乱と騒擾の坩堝となる可能性がある。

米軍の核兵器を常時日本に配備することの実現の可能性は極めて低いと思われるが、少なくとも非核3原則は見直し米軍の核兵器導入可能の環境を整備する必要はあろう。

(2) 米軍の核兵器を有事配備する場合

米軍の核兵器を有事配備することは常時日本に配備する場合に比べるとはるかに条件は整う。状況も緊迫すれば日本国内情勢も大きく変化するであろう。外国の核の恫喝などあれば、反核運動は後退し、状況は大きく変化するであろう。日本政府も米国政府に配備を要請しやすいであろう。日米間で有事の米軍核兵器配備について事前に計画協議することが可能である。その可能性だけでも公にすれば抑止力を強化することになるであろう。

米軍側がこれに応じるかどうかは、そのときの情勢によるであろうが、米軍はなるべく核兵器を使用しないで抑止できる方向に向かうことは核戦略の基本である。しかし、最終的に世界最強の核戦力が後ろ盾になりミサイル防衛、巡航ミサイル等を含むあらゆる手段を使用することは期待できる。最後の手段としての強力な核兵器は即応体制で控えており、それを明確にすることで米軍の核の傘の信頼性を高めることになる。

この場合も非核3原則は見直し米軍の核兵器導入可能の環境を整備する必要はあろう。米軍の核兵器を有事配備することは実現の可能性は高い。

(3) 米軍の核兵器の借用または共有する場合

日高義樹氏はその著書「日米は中国の覇権主義とどう戦うか」(徳間書店 2005年)の中で、いざという時に日本は報復力として米国のSSBNを借りればよいと述べていたが、検討に値する発想であると思う。英国もフランスも核戦力は生き残り率が高く海上にあるSSBNだけ残し他は削減した。SSBNは、持つとしたらベストの核兵器である。12隻ある米国のSSBNはトライデントSLBMを搭載し米国の核戦力の中核であり日本への核の傘の中心でもある。この半数以上が常時即応態勢でパトロールしていることはよく知られている。英国は米国製のトライデントSLBM搭載のSSBNを4隻保有している。岡崎氏が指摘しているように日米関係を米英関係に近いものとする努力が実れば、将来SSBNを借用又は共用する道は可能性なしとしない。借用がどのよう

な形態を意味するかにもよるが当面の実現は困難であろうが検討する価値はある。NATOに核兵器を検討する委員会があるように、日米で核の傘や核兵器の使用についての検討委員会を設置することも将来は可能性がある。日本が独自に核武装しないと引き金を自分で持てないと不満とする考えがあるが、英仏の核兵器はそれぞれの国が単独では発射できない仕組みになっている。

(4) 米国の核兵器をもっと利用する場合のメリット

経済

米国との関係を維持でき経済的な利益を維持できる。
防衛費を適正規模以内に抑えることができる。
核の平和利用についての国際協力は今まで通り得られる。

政治

重要な日米同盟関係は維持することができる。むしろ強化される。
日本国民の間にある核兵器に対する被爆国としての特別の感情をあまり刺激しない。
政府も核兵器保有のオプションの放棄、日米安保に基づく核の傘に依存を継続することは国民の理解は得られる。非核三原則は見直し改定する必要がある。
今後も核兵器軍縮への提案を継続して行くことができる。

国際関係

日米関係は一層密接になろう。
西側を中心とした国際社会での現在の関係は維持できる。
諸外国との関係では特に問題は起こらない。

軍事防衛

米国の核の傘すなわち核の抑止力を強化できる。
従来通り日米安保体制は維持でき日米の防衛協力体制は継続できむしろ強化される。

(5) 米国の核兵器をもっと利用する場合のデメリット

経済

デメリットは特にない。

政治

非核3原則の改定及び米軍の核兵器を有事に導入することに対する反核及び反米運動は発生しよう。借用及び共用さらには平時から核兵器を配置する件では一層の反対運動が起きるであろう。
自主防衛論者、反米主義者、中国に同調する基地反対運動及び核の傘の信頼性への疑問などの主張する声は上がるだろう。

国際関係

1994年以降日本は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」を国連総会に提出しているがこの運動の継続は疑問である。
国際社会で核軍縮にリーダーシップをとることは難しくなるかもしれない。

軍事防衛

核の傘の信頼性について引き金が米側にだけの場合は疑問が残る。
日本の核戦略の底が見えることで抑止効果が減るかもしれない。
核兵器の取り扱いが難しくなる。

(6) 米国の核兵器をもっと利用する場合のまとめ

日米安保体制が堅持され米国も日本に核の傘を提供することを約束しさらに必要に応じて核兵器を日本に配備する約束をすれば核の傘の信頼性を強めることになる。経済的にも安上がりであり、国内で論議を呼ぶであろうが、自前の核武装に比べると大きな問題にはならないであろう。国際的にも問題は生じないので核戦略を構築して米国の核の傘の元で米国の核兵器が適切に配備され中国等からの攻撃を効果的に抑止できれば望ましい形になる。

8. 全般のまとめ

以上を表にまとめてみるとつぎのようになる。

	経済	政治	国際関係	軍事防衛	可能性	問題点
米の核の傘依存					大	少ない
自前の核武装	×	×	×		極小	多い
米軍の核の活用					小	多い

(1) 自前の核武装の場合

上記の表のように自前の核武装はデメリットが多く実現性、合理性に欠ける選択といえる。

日本の核武装は、中国北朝鮮等から核の恫喝を受け、米国も助けてくれず（核の傘がなくなる）国際社会も見放した場合はやむを得ず核武装に踏み切る場合があるかもしれないが、それは日本にとってまことに不幸な状況であろう。核戦争で国が滅亡するどころか地球の破滅の引き金となりかねない。現状から見通しうる将来においてその必要はないし、それを必要とする状況を作らない外交政治軍事努力が望まれる。

(2) 米軍の核兵器をもっと活用する場合

上記の表のようにデメリットもあるがメリットもあり自前の核武装より問題が少ないが実現性は疑問がある。SSBNを借用または共用する案はユニークであるが実現性は低い。米軍の有事核兵器配備は実現性がある。

(3) 現状と同様に米国の核の傘に依存する場合

上記の表のようにこれが一番妥当であり合理性と実現性がある。従来から問題とされる核の傘の信頼性については、大多数の日本人が不安を持っているとのことで、これの信頼性の向上には日本政府は努力するべきである。

おわりに

以上の検討を踏まえ、日本の核抑止力強化のために次のことを提案したい。

(1) 日米共同で実施すべき事項

中国北朝鮮の核兵器の脅威に対する日本の核戦略を日米共同して構築することである。

米国の核抑止力（核の傘）の役割を明らかにする。核を含む通常兵力等あらゆる抑止力を使用する様相を含む。

抑止力の中でミサイル防衛など日本もその役割の一端を担う。当然、米国を指向する弾道ミサイルは日本もできるだけ迎撃する。

日米両政府は日米で利害が対立する事項たとえば第二次世界大戦関連事項（慰安婦、原爆投下等）については第3者の介入を排除し、なるべく棚上げし無視する。

(2) 日本が実施すべき事項

日本の核戦略を公表し国民にPRする。

非核3原則の見直し、少なくとも有事米核兵器の駐留を歓迎する

集団自衛権の解釈の見直し 抑止力を共有する。

日本国内一般都市の非核宣言や、港湾への核搭載艦船の入港禁止の撤廃

万が一核等の攻撃を受けた場合被害を最小限とする国民防護の体制を構築する。

核兵器・核テロの脅威とわが国の対応について

(財) D R C 研究参与
田 上 昭 夫

はじめに

わが国周辺では、1990年代までは、核兵器の保有国(「核兵器国」)は米国、ロシア及び中国の3ヶ国であったが、近年になって、インド、パキスタン両国も核兵器を保有し、また、北朝鮮も地下核実験、核兵器保有宣言等を行い、核兵器・核テロの敷居値は従前よりも低くなったと思われる。

このような情勢のもと、非核3原則を国是とする日本国内において、これまではタブー視されていた核武装に関する議論とか米国の核の傘に対する懸念に関する議論が政治家、安全保障政策に詳しい学者達の間で活発に行われるようになってきている。

そこで、本稿では、わが国に対する核兵器・核テロの脅威(脅威の実態、生起の環境条件、被害の様相)とわが国の対応(対応の基本、国際社会との協調・連携、わが国の対応策)について考察してみたい。

1. 核兵器・核テロの脅威

(1) 脅威の実態

ア. 核兵器の拡散

旧ソ連邦の崩壊により、旧ソ連邦が保有した核兵器、原材料、製造技術、技術者等が第三国に流出し、テロ組織による核兵器・核関連物資の取得を容易にしているほか、今日では、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の「核兵器国」の他に、イスラエル、インド、パキスタンが核兵器を保有し、また、北朝鮮、イラン、シリアも「核兵器国」の仲間入りを目指していると思われることから、敵性勢力(テロリスト達)による核兵器・核テロの蓋然性が「ゼロ」であると言い切れない状況にある。

イ. 核兵器等の国内への搬入

敵性勢力は、日本国領海(空)外の各種投射手段(航空機、艦船、ミサイル・ロケット等)により、核兵器を日本国内に向け発射するほか、「携行型の小型核兵器」(「スーツケース型の核兵器」)や「汚い爆弾」(「ダーティーボブ」)を日本国内に持込んで爆発させることになるが、汚い爆弾は核テロに好適な手段であると思われる。

(参 考)

汚い爆弾(ダーティーボブ)は、放射性物質等を充填した爆弾であり、核兵器のように核反応を使用せず、火薬のみで起爆させる。

爆発が起きた場合、爆弾内部に格納された放射性物質等が飛散し、爆弾の爆風・破片と飛散した放射性物質等の放射線により、人間の生命、身体等に被害を及ぼす。

セシウム137(半減期30年)は、「汚い爆弾」の原料に適した物質の一つであると報道されている。

核兵器は、一般の爆発物の場合と異なって、核爆発の際に放出される放射線(α線、β線、γ線及びn線)が人間を殺傷し、通信電子機器に損傷するところに特徴がある。
 ウ．原子力関連施設の展開状況(表-1)

わが国は、世界でも有数の原子力発電所の保有国であり、多数の商業用原子力発電所、試験研究用及び研究開発段階の原子力発電所、核燃料の濃縮・加工・再処理施設、放射性廃棄物の貯蔵施設等が狭いわが国土、特に人里離れた海岸線付近に多く建設されている。

これら原子力関連施設がテロ攻撃の対象となり、放射性物質が漏洩した場合には大きな災害の発生が予想される。

表-1 原子力関連施設の展開状況

区分	実用発電用原子炉	試験研究用原子炉	核燃料施設
運転中	52基	16基	11基
建設中	4基	1基	1基
着工準備中	1基		
解体中		8基	
合計	57基	25基	12基

(2) 生起の環境条件

わが国は、多くの欧米諸国と異なって単一民族による海洋国家であるため、外国勢力による国内での特異な行動は目立ちやすく、警察・公安機関等によって国内の治安が良好に維持されていることもあり、わが国内では核兵器・核テロは抑制されている。

しかしながら、超大国米国が築いた世界秩序が乱れ、世界各地で紛争が頻発する情勢が作られた場合(注)、わが国内においても、米軍関連施設、政経の中核地域・施設、陸海空交通路の中核施設等を目標とする核兵器を使用する攻撃、二次災害を狙った原子力関連施設へのテロ攻撃、核燃料・放射性廃棄物等を使用するテロが発生する可能性はある。

(注)

わが国と米国との利害関係が激しく対立し、日米安全保障条約への信頼性が薄れ、核抑止の戦略が有効に機能しなくなった場合

近隣諸国とわが国の友好親善・信頼醸成の措置が破綻し武力衝突が発生した場合
 朝鮮半島有事、台湾侵攻により、東アジアの安全保障環境が大きく揺らいだ場合

米国と中国・ロシア関係が悪化し、東アジアで関係国の武力衝突が発生した場合

(3) 生起の形態

ア．第1のケース

第1のケースは、核兵器を示威・恫喝的に使用し、或いは、核兵器を日本国内で実際に爆発させる場合である。

北朝鮮による核実験の実施と核兵器保有宣言は、核兵器保有を背景に近隣諸国を示威・恫喝して懸案事項の解決を狙った事例の一つと見なすことができる。

この場合、日本国内では、日米安保条約の是非、米国の核傘の信頼性等に関し、国内で議論が活発に行われる一方、一部政治家による核武装論の提案等により、非核

3 原則等を巡って国論が分裂し国益を損なう場面が生じる可能性がある。

核兵器を日本国内で爆発させる方法には、領海（空）外のプラットフォームから各種投射手段を使用して核兵器を国内に投下する方法、完成された核兵器を海外から持込んで国内で使用方法、核兵器を国内で組立て使用方法が想定される。

敵性勢力がいずれの方法を採用するかは不明であるが、オウム真理教団が化学兵器（サリン）を製造して国内で使用した事案は、核兵器についても考慮しておく必要がある。

日本国内で核兵器が実際に爆発した場合、物理的な被害の規模以上に、国民に与える心理的な影響は計り知れず、国家運営の基本方針にも大きな影響を及ぼすことになる。

イ．第2のケース

第2のケースは、放射線（能）による二次災害を狙い、経空攻撃、施設中枢への地上侵入等により日本国内の原子力関連施設等を破壊する場合である。

テロの対象となる原子力関連施設としては、原子力発電所（実験用・研究用原子炉を含む）、ウラン濃縮・加工・再処理施設、プルトニウム燃料・再処理工場、放射性廃棄物管理・埋設施設等が考えられる。

原子力発電所等が破壊されて国際原子力事象評価尺度（INES）の「レベル7」（深刻な事故）が発生した場合、短時間に人的・物的被害が発生するのみならず、長期間にわたり、国民の生命、身体、財産、社会インフラ等に甚大な影響を与えることになる。

ウ．第3のケース

第3のケースは、窃取した放射性物質等を使用して、人間の殺傷や地域等の放射能汚染を図って社会的な混乱を引き起こすテロ行為である。

汚い爆弾によるテロ行為が実行に移された場合、人的・物的被害の及ぶ範囲は限定されたとしても、国民一般に与える恐怖感は相当なものが予想される。

（4）核兵器災害の様相

核兵器の効果（爆風、熱戦、放射線の効果）は、核兵器の威力（出力）、破裂高度、地形・地物状況等によって変化するが、核爆発時の爆風、熱線、初期放射線による効果は瞬間的に発生するため、核爆発の場面に遭遇した国民は、有効な防護措置を瞬時に講じることは不可能である。

爆心地周辺は、高濃度の放射性物質によって汚染されが、爆心地の風下地域では、高層風により運ばれた放射性物質（フオールアウト）によって広大な汚染地域が構成される。

放射能汚染地域へ無防護の状態で立ち上がった場合、立ち上がった本人が放射線障害を受けるほか、その後、彼らが立ち寄った地域においても、付着した放射性物質によって二次災害が発生する可能性がある。

（5）原子力発電所等災害の様相

破壊された原子炉等から漏洩した放射線物質等は、当初の段階、原子力発電所敷地及び周辺地域の限定した地域に存在する。しかしながら、日数が経過するに従い、放射性物質は高層風に乗って当該原子力発電所東方の広範囲な地域に拡散し汚染地域

を構成する。

放射性物質から発生する放射線は、国民の生命、農・畜産物、自然環境に対し長期間にわたって影響を及ぼすため、漏洩した放射性物質による汚染と除染した放射性物質等による二次汚染に十分に留意することが必要となる。(表 - 2)

表 - 2 被爆線量と人体の影響

被爆線量 (mSv)	人体の影響
1 . 1	一人あたりの自然放射線 (年間)
4 . 0	胃の X 線集団検診 (1 回)
5 0 ~ 2 5 0	染色体分析で染色体の変化が検出できる最低線量
5 0 0 ~ 7 5 0	特定の人について変化が検出される最低線量
7 5 0 ~ 1 , 2 5 0	被爆者の約 1 0 % に吐き気が現れると考えられる最低線量
1 , 5 0 0 ~ 2 , 0 0 0	被爆者の大部分に一時的な無力感と明らかな血液像の変化が考えられる線量 (急性被爆)
3 , 0 0 0	被爆者の 5 0 % が死亡する線量 (短期間の急性被爆)

(6) 「汚い爆弾」災害の様相

汚い爆弾による災害は、当初の段階、放射線の存在 (有無) を五感で察知できないため、現場に居合せた住民 (第一次対応者も含む) は、一般に、救急措置とか爆発物対策に気をとられ、無意識のうちに放射線に被曝し、某時間が経過した後、放射線傷害に気がつく可能性がある。

第一次対応者は、爆弾テロへの対応においては、常に放射能汚染の危険が有ることを銘記し、放射能汚染への対応・措置を平素から講じることが必要となる。

2 . 核兵器・核テロに対するわが国の対応

(1) 対応の基本

核兵器・核テロは、テロ行為の未然防止と、テロ事態への適切な対応・修復の組み合わせによって対処することが基本となる。

テロ行為の未然防止は、国際社会の協力・連携、テロ関連情報の収集、国内関連法制の整備、危機管理体制の整備等が重要である。

テロ事態への対応・修復は、人命救助 (救命・救助)、被害拡大の防止 (消火、無毒化等)、被災者の避難・誘導・後送、緊急援助物資の輸送、二次災害の防止、パニックの防止、社会インフラの修復、高度・専門治療等によって人心の安定と被害の早期復旧を図ることが重要となる。

(2) 国際社会との協調・連携

核兵器・核テロへの対応は、日本国だけでは対応できず、国際社会との幅広い協力・連携が必要であり、国際原子力機関 (IAEA) 活動への積極的な協力、核兵器不拡散条約の積極的な履行・推進、拡散に対する安全保障構想等への積極的な協力は、わが国に対する核兵器・核テロを抑止する有力な方策であると思われる。

ア．国際原子力機関（IAEA）の活動

国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）は、原子力平和利用の推進機関として1957年に設立された。

しかしながら、1970年3月に核兵器不拡散条約（NPT）が発効した以降においては、「原子力が平和利用から核兵器、その他の核爆発装置に転用されることを防止する」措置の執行機関として、核兵器・核テロを防止するため中心的な役割を果たしている。

イ．「核兵器不拡散条約」の締結と不拡散の動向

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Nuclear Non-Proliferation）は、核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用に関する国際的な取り決めを定めたものであり、1970年3月5日に発効した。平成18年12月現在の締約国は、189ヶ国に及び、日本国は1970年2月にNPTを署名、1976年6月に批准している。

NPTは、米国、露国、英国、仏国及び中国の5ヶ国を「核兵器国」と認定し、核兵器国以外の国家による核兵器保有を禁止し、核兵器国による核軍縮を促している。しかしながら、核兵器国の5ヶ国は、依然として強大な核戦力を維持し続けており、核兵器国自らによる核軍縮の動きは停滞した状況にある。

また、NPTは、「原子力が平和利用から核兵器、その他の核爆発装置に転用することを防止する」措置を「非核兵器国」に求めたが、インド、パキスタン、北朝鮮、イラン等の例を見るまでもなく、非核兵器国は核兵器国の思惑に反する行動をとり続けている。

ウ．「核物質の防護に関する条約」の締結と条約改定の動き

核物質の防護に関する条約（Convention on the Physical Protection of Nuclear Material）は、1987年2月に発効し、111ヶ国と1国際機関（欧州原子力共同体）が加盟した状況にあり、日本国は、1988年10月に加盟している。

現行の「核物質の防護に関する条約」は、2005年7月の改正決議により、「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」（仮称）に改正されることになったが、現在のところ、各国の国内手続きに手間取り未発効の状態にある。

現行の「核物質の防護に関する条約」は、条約の締約国に対して、国際輸送中の核物質について、警備員による監視等一定水準の防護措置の実施を義務付け、防護措置が講じられていない核物質の輸出入を許可していない。また、核物質の窃取・強取などに関与した容疑者への裁判権の設定、容疑者の引き渡し等を義務付けている。

改正予定の「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」（仮称）は、条約締約国に対し、テロによる妨害破壊行為から核物質及び原子力施設を防護する体制の整備を義務付ける等、現行条約よりも厳しい罰則規定を盛り込んでいる。

エ．「拡散に対する安全保障構想」の締結

拡散に対する安全保障構想（PSI：Proliferation Security Initiative）は、北朝鮮、イラン等の「拡散懸念国」による大量破壊兵器、兵器・ミサイル開発を強く懸念した米国政府（ブッシュ政権）が、2002

年12月の「大量破壊兵器と闘う国家戦略」において、大量破壊兵器等の拡散対抗、大量破壊兵器等の不拡散、大量破壊兵器等の使用結果への対処に関して包括的なアプローチを提唱したことに端を発した、国際社会の平和と安定に脅威を与える大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物質の拡散及び輸送の阻止を検討・実践する国際的な取り組みである。

今日では、P S Iの発足に尽力した旧「コア・グループ」(日本、米国、英国、イタリア、オランダ等15ヶ国)を含む75ヶ国以上がP S I活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、陸上・海上・航空等での様々な形態の阻止訓練、参加国・協力国の拡大努力(アウト・リーチ活動) 各種会同に参加・協力している。

日本政府は、これまで、各国が主催した阻止訓練のほぼ全てに参加し、豪州主催の海上阻止訓練(2003年9月)には海上保安庁の巡視船等が参加し、シンガポール主催の海上阻止訓練には海上保安庁の巡視船及び海上自衛隊の護衛艦・航空機が参加した。なお、豪州が主催した航空阻止訓練(2006年4月)には、空港における物資の探索・押収等に関する地上オペレーションの訓練に警察庁・警視庁職員の特別チームが参加した。

日本政府は、2004年10月、相模湾沖合及び横須賀港内において海上阻止訓練「チーム・サムライ04」を主催するとともに、本年度(2007年10月)は、伊豆大島南方海域で「パシフィックシールド07」を主催している。また、日本政府は、アウト・リーチ活動にも積極的に参加し、「アジア不拡散協議(ASTOP: Asian senior-level talks on Non-Proliferation)」の開催、「アジア輸出管理セミナー(Asian Export Control Seminar)」においても主要な役割を果たしている。

(3) わが国の対応

ア．国民一般に対する危機意識の啓蒙

わが国は、オカルト集団により実行された「東京地下鉄サリン事件」を体験しており、化学テロの脅威に関しては国民一般が等しく認識しているが、核兵器・核テロの脅威に関しては、先の大戦において広島・長崎で被爆した体験を有しているが、化学テロの脅威ほど深刻な恐怖感は抱いていないようにと思われることから、国民保護法の制定に伴う教育訓練等の機会を通して、核兵器・核テロの脅威、対処の重要性・必要性について国民一般に更に啓蒙し、国民一般の理解と協力を得ることが益々必要になるとと思われる。

イ．防災基本計画に基づく原子力災害対策の整備

わが国は、原子力に関する大規模な事故災害については、従前より、「災害対策基本法」に基づく防災基本計画(国)、防災業務計画(指定行政機関、指定公共機関)、地域防災計画(地方公共団体)に規定された「原子力災害対策」に基づいて必要な措置が講じており、平素から鋭意構築してきた原子力災害への諸施策、防災組織、防災活動、原子力災害対処のノウハウは、想定される核兵器・核テロへの対処においても、国民の生命・財産等の保護にも十分に活用できると思われる。

(参 考)

<原子力災害対策特別措置法(「原災法」)>

1999年(平成11年)9月30日に茨城県東海村で発生したJCOウラン加工施設における臨界事故を契機に、従来の防災基本計画、原子炉等規制法等では不十分であるとして、1999年12月に「原子力災害対策特別措置法」(「原災法」)が制定された。

原災法によって強化された原子力災害の措置は、以下のとおりである。

迅速な初期動作

- ・ 原子力事業者からの以上事態の通報義務付け
- ・ 原子力災害対策本部の設置等
- 国、都道府県、市町村との有機的な連携
- ・ 原子力災害現地対策本部の設置
- ・ 原子力災害合同対策協議会の設置
- ・ 総合防災訓練の実施
- 国の緊急時対策体制の強化
- ・ オフサイトセンターの指定(経済産業大臣)

原子力防災における事業者の役割の明確化

<オフサイトセンター(「緊急事態応急対策拠点施設」)>

オフサイトセンター(「緊急事態応急対策拠点施設」)は、原子力施設の緊急事態時において、事故が発生した敷地(オンサイト)の外部(オフサイト)に設置される現地の応急対策拠点のことであり、平常時は、地域の原子力防災の拠点としての役割を担っている。

オフサイトセンターは、原災法により規定された施設であり、主務大臣は全国の原子力施設にオフサイトセンターを予め指定することになっている。

ウ．原子力災害従事者に対する安全対策の徹底

原子力災害の救援等に従事する人々(第一次対応者)は、放射線傷害防止法が規定する安全基準(放射線業務従事者の年間実行線量当量の限度:50mSv、緊急作業に従事する場合の線量当量限度:100mSv)以上の被曝を覚悟の上で、住民の防災救命、災害復旧活動に従事することが予想される。

このため、原子力災害の救援等に従事する人々(第一次対応者)は、個人の被曝管理を適切に行い、関係機関の管理者は、放射線被曝・汚染の回避・局限に資する各種施策(放射線防護資器材の開発、取得を含む。)を講じることが必要となる。

エ．原子力関連施設等の警戒・防護

原子力関連施設の警戒・警備は、サブマシンガン、ライフル銃、装甲警備車等を装備した機動隊銃器対策部隊が第一義的に担任し、自衛隊は警察部隊の支援後拠としての役割を果たすことになるが、自衛隊が防衛出動・治安出動が命じられた場合には、純軍事的な観点から原子力関連施設を含む「重要防護施設」(135ヶ所)を警護することになる。

自衛隊は、原子力関連施設等の災害発生に際し、県知事等から災害派遣を要請された場合、放射線の強度測定(空中・地上モニタリング)、放射性物質等により汚染された住民、土地、施設等の除染、被災者への給食・給水支援、放射線傷者へ

の医療支援、 土工器材による災害復旧活動等に任じることになる。

オ．地方公共団体等による対処能力の向上

(ア)「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」の検証と実践

日本政府は、米国の同時多発テロを契機として、NBCテロその他大量殺傷型テロ事件の発生に備えて、平成13年4月16日、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」(内閣危機管理監決裁)を策定してNBCテロ等対処の基本的な事項を定める一方、NBCテロ対策会議幹事会が平成13年11月23日に作成した「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」をNBCテロ対応の準拠として都道府県等に配布した。

都道府県等は、日本政府から配布された「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」に基づき、既存作成の「地域防災計画(NBC災害時の対応要領等)を修正して、平時に於けるNBC災害対処マニュアルを策定し、市民、地域内の公共機関等と協同して実働訓練や図上訓練を実施してそれらマニュアルの実効性について検証している。

NBCテロ対処現地関係機関連携モデルは、化学テロ発生時の初動措置(連絡体制・初動体制、救助・救急搬送、救急医療、原因物質の特定、除染等)に関係する諸機関(地方自治体、警察、消防、自衛隊、病院等)の連携要領を律する基本的なモデルであり、核・生物テロ発生時の初動措置に係る現地関係機関連携モデルは、都道府県等に未だ提示されていない状況にある。

とはいえ、核・生物テロ発生時の初動措置に関する現地関係機関の役割分担・活動等は、化学テロ対処の場合と共通する事項も多く、都道府県等は、現行の「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」を参考にして、核兵器・核テロ発生時の初動措置に関する現地関係機関の連携要領を具体化することが求められている。

カ．国土防衛の基本態勢による対処

わが国は、平素から整備した当該地域の防災体制によるほか、有事用に整備された国土防衛の基本態勢によって、核兵器・核テロの脅威から国民の生命・財産等を保護することになる。

(ア)弾道ミサイル防衛(BMD)の整備

日本政府は、敵国による弾道ミサイルの攻撃に備え、平成15年12月の安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛(BMD:Ballistic Missile Defense)システムの導入を決定し、イージス艦とペトリオットの組合せた弾道ミサイル迎撃システムの整備を進めている。

BMDは、核弾頭搭載ミサイルも迎撃の対象としており、テロ組織から発射された核ミサイルへの有効な対応策の一つとなる。

(イ)国民保護法に基づく対処態勢の整備

日本政府は、2003年6月に「武力攻撃事態対処法」(「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」)を制定し、「国民保護法」(「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)を2004年6月に制定した。

国民保護法は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民

生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国、都道府県及び市町村の役割、指定公共機関の役割、国民の保護のための措置（避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化）の実施体制等に関し必要な事項を定めた法律である。

日本政府は、都道府県等による国民保護計画（国民保護業務計画）作成を容易にするため、2005年3月に「国民の保護に関する基本指針」（「基本指針」）を策定し、国民保護措置の実施に関する国の基本的な方針を明らかにした。

NBC攻撃災害への対応・措置は、基本指針の中で、住民の避難時、避難住民への救援時、原子力施設災害時、武力攻撃による原子力施設災害時の区分により分散記述されており、核兵器・核テロへの対処においても準用することになる。（表-3）

表 - 3 核兵器・核テロへの主な対応・措置

区 分	主な対応・措置	所管官庁等
住民避難時	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・他地域への避難指示 ・避難住民の誘導 ・安定ヨウ素剤の服用指示 	国、地方公共団体 国、地方公共団体 国
避難住民への救援時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被爆医療派遣チーム ・救護班の派遣 	国 県
原子力施設等災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の警戒措置 ・原子力防災体制の整備 ・危機管理マニュアル、原子力災害対策マニュアルの作成 ・原子力災害情報の収集 ・被災状況・避難状況等の把握 ・施設・周辺地域の放射線測定、警報 ・原子炉の運転停止 ・安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限 	原子力事業者 国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者 国 国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者 国 国、地方公共団体、原子力事業者 国、原子力事業者 国、地方公共団体
武力攻撃による原子力施設災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・NBC攻撃に関する迅速な情報収集 ・被災者の救助、医療体制の確保 ・迅速な原因物質の特定 ・汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大防止 	国 国、指定公共機関 国、指定公共機関 国、指定公共機関

おわりに

最近では、北朝鮮による核兵器開発に関する新聞、ＴＶ等の報道等により、国民一般は、核兵器・核テロの脅威を身近なものに感じているが、広島・長崎の核攻撃による惨劇を思い浮かべ、諦めに近い感情（無力感）を抱いているように思われる。

わが国は、世界に誇れる原子力立国として、官民が一体となって原子力災害に備えるノウハウの蓄積、関連企業、技術者等の養成に努めており、災害対策基本法に基づく地域防災体制、国民保護法による有事体制の整備により、相当な規模・レベルの核兵器・核テロに遭遇した場合においても、それなりの対応・措置を講じることが可能である。

今後は、民間防衛に直接寄与できる社会インフラ（ハード、ソフト両面）の整備に多くの社会資本を投入するとともに、NBC対処に関する国民一般の関心・参画意識を高める施策に努力を傾注し、核兵器・核テロへの抑止力を向上させることが必要である。

アーミテージ・レポート

(財)DRC 研究委員
安村 勇 徳

はじめに

米国の超党派の外交・安全保障専門家は、2007年2月16日に2020年までの対日戦略に関する報告書を発表した。『日米同盟 - 2020年までのアジアの進路(The U.S.-Japan Alliance: Getting Asia Right through 2020)』と題する今回の報告書は、アーミテージ元国務副長官、ナイ元国防次官補、キャンベル元国防次官補代理、グリーン前国家安全保障会議(NSC)アジア上級部長など、対日政策に強い影響力を持つアジア専門家が参加して作成された。『アーミテージ・ナイ・レポート(Armitage-Nye Report)』ともよばれるこの報告書は、2000年8月に発表された『米国と日本 - 成熟したパートナーシップに向けて(The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership)』と題する政策提言の第2弾であり、6年ぶりの発表である。

この間、国際情勢、アジア情勢は大きく変化した。9.11の米国同時多発テロ発生から国際テロリズムへの対処が21世紀の国際安全保障の重要課題となった。また、大量破壊兵器(WMD)の問題はイラクに対する軍事行動へと発展し、混迷を深めるイラク情勢への対応に米国は苦慮している。一方、アジアでは中国が予想を上回る速さで台頭し、急速に大国化するインドとともに地域の安全保障に及ぼす影響が懸念される状況になっている。この様な情勢の変化の中で発表された今回の報告書は、日米同盟だけでなく、将来のアジアの安全保障について興味深い見解を示している。

本稿は、アーミテージ・レポートがアジアの将来をどのように見ているかを分析し、日米同盟を中心とするアジアの安全保障の動向について考察する。

1. 2020年までのアジア情勢

今回のアーミテージ・レポートは、アジアを正しく方向付けるために、2020年のアジア情勢を見通し、米国と日本が手を携えてアジアの将来に良い影響を与えるために努力する方策を考察したものである。前回と同様米国の超党派でつくるアジア専門家グループによる提言であり、日米同盟関係の強化を重視していることは変わりがないが、その文脈は大きく変化している。すなわち、前回の報告書は冷戦後における日米の2国間関係が中心であり、米国の対日政策を提言したものであったが、今回は、グローバルな不安定と流動の時代に米国の国益を保持するために、日米関係にとどまらずアジア全体をどう方向付けるかが主要なテーマとなっている。

今日の国際社会は不確実性と移行の時期にあり、その中から望ましい世界秩序を構築するに当たって、鍵となるのは台頭著しいアジアである。報告書によれば、「アジアは世界人口の半分と世界経済の3分の1を占め、経済的、財政的、技術的及び政治的に重要な地域であり、新しい世界秩序を実現する上で鍵となる地域である」として、この地域に「自由を発展させるバランス・オブ・パワー」を構築するための構想を提示するとしている。そしてこの構想を実現するためには、米国、日本、中国、ロシア、インド及びヨーロッパなど

主要国の協力関係が中心となることを強調している。

しかし、新たな世界秩序をどのように構築するかについて、主要国間でコンセンサスがあるわけではない。報告書は「米国の価値観を押しつけることはしない」と述べているが、中国やインドなどの大国を含むアジアにおいてそれをどう実現いくかが課題になる。そこから、アジアを正しく導くには、という発想がでてきたと思われる。

今回の報告書は、2020年までのアジアの動向について、中国、インド、朝鮮半島、東南アジア、オーストラリア、台湾などの主要国の情勢を分析し、米国と日本が手を携えてアジアの将来に良い方向を与えるために努力すべき方策について考察している。

(1) 中国

2020年のアジアを考える上で、中国の動向が最大のものであることは疑う余地がない。この点について報告書は、「米国、日本及びアジア全体にとって最大の関心事は、中国が経済的及び軍事的に強大な国に成長するにつれて新たに保有する自国の能力と資源をどのように使用するか?である」と指摘している。更に、「前回の報告書発表以降における太平洋地域における最も注目すべき出来事は、中国の爆発的な経済成長の継続である」として、「中国は、目覚ましい経済成長により軍事に優先的に投資できるようになった」ことをあげている。中国軍の近代化は、起こり得る台湾との紛争に重点を置いているが、この近代化の努力は成果を挙げており、周辺地域内でハイテク戦争を戦う能力を持ちつつある。

この様なことから報告書は、「近代化と経済成長が中国をますます強力で豊かな国家にすることは確実である、しかし、国内に経済格差、腐敗、社会の老齢化等の深刻な問題を抱える国家でもある、その結果、中国は安定した平和的な国際環境を求めるであろうが、同時に海軍力の発展に努めるだろう、他方、ナショナリズムと共産党支配の正統性維持の問題が、中国と日米との間の交流の質を良くすることに対して制約になっている」と分析している。そして、その結論として、「2020年の中国について、政治的自由、経済的開放性を備えた『責任あるステークホルダー(responsible stakeholder)』になっているか、自由に対して不寛容で腐敗に満ち、国際規範を尊重しない重商主義的国家になっているか、中国が進む方向性は不明である」と述べ、先行き不透明な中国への対応策として、「国際社会への平和的統合に至る道を選択させるように促すインセンティブ(incentive; 動機、刺激)を与えることが重要である」と指摘している。

(2) インド

インドは、2020年前後までに著しい成長を遂げる可能性を持っており、インドの大国としての台頭は中国の台頭との争いになると見られる。中国の労働力が一人っ子政策の結果で減少する一方であるのに対し、インドの労働適齢人口は増加を続ける傾向にあり、世界一流の国際的なハイテク工場を保有し、グローバルな市場で競争力を高めていることなどから、現在の成長率は中国に劣っているが2020年までに中国を追い抜く可能性がある。またインドは、政治的には民主主義と開放の点で正しい選択をしており、良く整備された法律制度と金融制度があり、国内は安定している。しかしながらインドの発展の可能性は、長年にわたる国境紛争やテロリストの脅威への対応など、隣国であるパキスタンの動向に大きな影響を受ける。パキスタンが『賢明な穏健(enlightened moderation)』に向かえば、インドはグローバルな大国に到達する可能性が助長される

が、パキスタンが過激化すれば、インドの可能性を低下させ、米国と日本の幅広い国益を脅かすことになる。

報告書はこの様な情勢認識の下、「インドの経済と影響力の拡大に伴い、その戦略的な行動様式が変化しつつある」とみており、「米国と日本との新しい協力関係の拡大に努めるものの、伝統的な非同盟運動指向から完全に脱することはない」とし、「日本又は米国の北京に対するカウンターバランス(counterbalance)として行動することはしないであろう」との判断を示している。したがって、「インドは北京に関して用心深く、中国との緊張を高めることがないように留意しつつ、『ルックイーストと呼ばれる政策(Look East Policy)』を推進し、東アジアと経済的、政治的及び文化的な結びつきを強化していく」と結論付けている。

(3) 朝鮮半島

「統一朝鮮への変化は避けがたいものであり、北東アジアにおける戦略バランスを塗り替えることになる」、「朝鮮半島の統一は 2020 年までに完了する可能性が大きい」と報告書は明言、「緊要な問題はいかに統一されるかである」としている。

北朝鮮の不安定化は、統一シナリオの一つに上げられる。北京とソウルから支援を受けつつ『先軍政治(“military first” policy)』を継続し、核不拡散条約から脱退して国際的な安全保障を脅かす核とミサイル戦力開発に国の将来を賭ける北朝鮮は、大量破壊兵器の問題に困難な課題をもたらすこととなり、韓国に重い負担を課し、南朝鮮の民主主義体制と経済繁栄が危険にさらされることもありうる。報告書は、6者協議の動向に期待しつつも、「北朝鮮の核問題は、朝鮮半島の統一によってのみ最終的に解決されるという可能性が強まっている」と表現し、問題解決が長期化することを示唆している。

韓国の現在の政府にとって、朝鮮半島の不安定は北の核計画よりも大きな脅威である。この様な脅威認識は、米国や日本とは異なったものであり、『386 世代(386 Generation)』と呼ばれる朝鮮戦争を直接経験していない世代を中心に広まっている。報告書はこの様な韓国の情勢から、「北朝鮮の核危機や戦略的な奇襲・情勢の変化に対して、同盟国の国益を守るために連携して対応できるように、南朝鮮と緊密な協同関係を維持することがワシントンと東京にとっての課題である」としている。

また、この協同関係について報告書は「北朝鮮の核の野望による脅威に対処するに際して、米国、日本及び南朝鮮の間に短期的に不一致が存在しても、我々は共通の価値観で一体であり、経済と安全保障の利益を共有していることを思い返すことが有意義である」と、期待を込めて強調している。

(4) 東南アジア

東南アジアの国々の GDP の総計は約 8000 億ドル、人口は 6 億人であり、いずれも急速に拡大することが見込まれている。この経済的な重要性に加えて、東南アジアはペルシャ湾からインド洋を経て太平洋に至る海路にまたがって存在しており、戦略的に重要である。この海路を経由して世界の貿易の 30%と世界のエネルギーの 50%が船舶で輸送されている。報告書は地域の特性をこの様に分析し、「東南アジアは米国と日本にとって引き続き重要な地域であり続ける」としている。

中国との関係について、報告書は、「過去 20 年間における中国の急速な経済発展は、東南アジア諸国に新しい好機と課題をもたらした。ASEAN 諸国と中国の貿易は、2000

年だけでも 30%も拡大をした。ほとんどの ASEAN 諸国が中国との貿易と投資機会の拡大から利益を受けている一方で、中国の経済成長がアジアでの経済的、政治的及び安全保障面での情勢に大きな影響を及ぼすことについて論議されてきた」と述べ、中国の強大でかつ増大する経済的及び政治的な要因を強調している。

米国と日本は、民主主義と人権と経済成長を発展させるパートナーとして東南アジアを支援することで共通の利益を有している。更に両国は、テロリズム、核拡散及び伝染病との闘いにおいても東南アジア諸国の協力を必要としている。

(5) オーストラリア

9.11 の米国同時多発テロの発生を受け、オーストラリアは米国支持を表明、不朽の自由作戦(OEF)とイラクの自由作戦(OIF)において米国を支援し、強固な同盟関係を更に強化してきた。しかしながら、報告書は、「米国が常にグローバルな課題に重点を置くのに対し、オーストラリアはグローバルな課題だけでなく地域との課題にバランスを求めるということで、同盟関係に思惑の違いが生じている」ことを指摘している。

すなわち、オーストラリアは、国土の近くで、東チモール、西パプア、パプアニューギニア及びソロモン諸島など多くの安全保障問題を抱えている。このことは、オーストラリアの限られた国防力にかなりの負担を課し、軍事力の規模と国防予算の不均衡に関連して問題が生じている。

この点に関し報告書は、「オーストラリアの歴史、地勢及び国益は、この国をグローバルな関心を備えた地域的な勢力として位置づけている」として、オーストラリアは、「地域的な国益を確保するためにグローバルな規模で活動する一方、これと同時に地域の勢力とともに行動し、米国との関係を調整している」と、分析している。そして、「イラク後は、地域のリーダーとしてアジア・太平洋地域に戻るようになるが、米国は、このことを理解し尊重しなければならない」としている。

(6) ロシア

ロシアは欧州に重点を置いているが、地勢、歴史、核兵器、国連安全保障理事会の地位・役割から見て、北東アジアに重要な影響を及ぼす国家である。ロシアは依然としてこの地域のパワーバランスの一部であり、6者協議の参加メンバーであるように、ロシアの選択(意思決定)は地域の事案に重要な影響を及ぼす。また、ロシアは世界最大の天然ガス資源を有する世界第2位の石油輸出国として、地域のエネルギー問題に貢献する重要な国になり得る存在である。

この様に報告書は、「ロシアをこの地域のエネルギー資源の将来にとって重要な国である」ことを強調するとともに、「将来、東アジアでどのような役割を演じるか？」強い疑念を投げかけている。

(7) 台湾

台湾とその民主主義の成功は、米国と日本にとって重要であり、台湾で民主主義が守られることは、政治体制の自由化を熱望するアジアの他の国々に対する模範として存続されなければならない。「アジアを正しく導くためには、アジア自身が正しい方向に動くことが大切である」という、この報告書のテーマの重要な一つがこの台湾に関する記述の中に端的に表現されている。

筆者は、アーミテージ・レポート発表直前の 2007 年 2 月 5 日～8 日の間、台北で開か

れた国防長官主催の地域安全保障セミナーに招待され、いくつかのパネルディスカッションを重ねるうちに、米国の参加者から同趣旨の発言を聞いたが、その後活字になっているのを目にすると、執筆者のメンバーが意図した今回の報告書の狙いが改めて理解でき、実に興味深い感がある。

2005年2月、日米の2プラス2で「台湾海峡問題の対話による平和的解決を促進する」という共通の戦略目標が発表された。このことは、台湾で大きく注目を集めているが、報告書では、「日米両国は台湾問題の平和的解決を助けるための環境を醸成し維持することに利益を共有すると言う認識の表明」であり、「この目標は2020年まで、又は两岸の政治体制の違いが未解決である限り、日米の行動原則として保持されるものである」と説明している。

そして、米国にとっては、「中国による武力行使又は武力による威嚇を抑止すると同時に、独立に向けての台湾の一方的な行動を思いとどまらせると言う『2重の制約(dual restraint)』の採用である」。日本は、「米国のこれらの義務を理解し、同盟のパートナーとして、台湾海峡の平和と安定の維持に寄与する政策で対応するよう努力するべきである」。さらに、台湾は、「自らの防衛を強化し、民主主義と統治を向上させ、直接対話を含み中国との前向きな交渉を持つような歩みを進めるべきである」として、それぞれの国が果たすべき役割を明らかにし、最後に「台湾によるこのような前進は、米国、日本及び地域に正しい信号を送ることになる」と締めくくっている。

2. 米国と日本

今回の報告書は、9.11の米国同時多発テロ以降に確立された日米の戦略的パートナーシップについて、「強化された日米の戦略的な新しい相互関係は、対等の地位のもとで、広範な連帯した相互支援を太平洋の両側で満喫した」と評価したうえで、新たな情勢で現れつつあるグローバルな課題と地域の課題に米国と日本がどう取り組むべきかを提言している。

グローバルな緊要な課題として報告書は、「テロリズム、イスラム社会の近代化の停滞、大量破壊兵器の拡散及び環境保護とエネルギー需要への対応など」を挙げ、地域の課題として「アジアでは、2つの大国(中国とインド)の未曾有の同時台頭と日本の覚醒(経済の再浮上)、過去を引きずる(台湾と朝鮮半島)問題及びナショナリズムの衝突が注目される」としている。そして、「これらの課題に直面して、米国の国益に合致する地域の構造を構築するためには、米国の政策決定者の一層の注意と集中が必要である」として、今後の10年間で高まるこれらの重要な課題を処理するうえで同盟の基盤は十分強固であるか?と、問いかけている。

(1) 国際関係の枠組み

今回のアーミテージ・レポートは、2020年のアジアにおいて米国が実現しようとする国際関係の枠組み(構造)について回避すべきシナリオを以下のように分析している。

まず、「米国によるアジアの一極管理(unipolar management)は、明らかに実現が不可能であり、それを追求することはこの地域における米国の役割を現実にも適合させようとする努力に対しむしろ逆効果である」として、一極管理を否定。また、「米国と中国による共同管理(condominium)は、この地域の将来の論理的構造であるとの見方がある。しかし、米国と中国は異なる価値観を持ち、地域とグローバルな面でそれぞれの国

益に対する明確な理解が欠けているかぎり、共同管理は米中関係の可能性を過大評価するものである」と、否定的な見通しを示している。

しかしながら同時に、「米国と日本だけが中国の対極に位置する二極構造(bipolar structure)は有効ではない」と明言。その理由として、「地域の他の国々に対し、対峙する二極のうちいずれを選択するかを判断を強要することとなり、米国と日本の側に立つ組もあるが、大部分の国は厳正な中立か、中国側の列に入ることを選択するかもしれない」。「この様な二極構造は、最終的には米国と日本の民主主義の模範としての影響力を弱め、この地域を冷戦時代や19世紀の力の均衡論理(balance-of-power logic)に押し戻すことになろう」としている。

報告書は、「この様な力の均衡論理は、地域の安定と中国が良い方向に変化する可能性を助長するうえで有益ではない」と否定。「米国と日本は緊密な同盟関係にあるが、東アジアの安定は、米国 日本 中国の関係の質に依存することから、ワシントンはこの3国間の良好な関係を増進させるべきである」と提言している。

アジアにおける最良の構造について報告書は、「地域の諸課題に対するアジア諸国の積極的な参画と米国のこの地域に対して維持される兵力、関与、リーダーシップを組み合わせる」として、アジアの主要な国々との連携した米国の関与を強調。

さらに、「米国とのパートナーシップ及び民主主義の価値観共有を基礎とする開かれた構造の中で、日本、インド、オーストラリア、シンガポール及びその他の国が模範となって先導することは、自由経済市場、法秩序の下での継続的な繁栄、政治的自由の拡大などアジアの諸課題を具現するために最も効果的な方法である」。

「日米両国は更に、アジア内での貿易拡大を求めるベトナムや価値観を共有するニュージーランドのような国との友好関係を構築することを追及すべきである」など、より多くの国の参画を求め、これらの国が模範となってアジアを先導することを強調している。

また中国に対しては、「この様なあらゆる努力は、合意できない分野については率直である一方、中国と協力する範囲を拡大する方策と組み合わせることが必要である」として、一定の節度のあるアプローチを求めている。

そして報告書は、「アジアでこの様に行動することが、中国を含む全アジアの成長と針路に前向きな影響を与える = 『アジアを正しく方向付ける(getting Asia right)』ための鍵になると我々は信じる」とこの節を結んでいる。

(2) 日米同盟

「2020年において確実なことが一つある、すなわち、米国と日本は依然として民主主義体制を備えて価値観を共有する世界で最大の2つの経済大国であるということである。これは日米同盟が、これまでと同様に、アジアの将来を形成し続け、かつグローバルな均衡を維持するための決定的な一つの要因になる」。

日米同盟についてこの様な分析をした報告書は、「同盟は米国のアジア戦略の中核として存続が可能であり、かつ存続すべきである」として、その重要性に変わりがないことを明らかにしているが、これと同時に、「アジアを正しく方向付けるための目標を達成するにあたって、その戦略の中で日米同盟が占めるべき適切な位置について疑問がある」ことを提示している。その一つとして「日米同盟に過度に依存しすぎる場合は、米

国と日本がアジアで孤立すると主張するものもいる」ことや、「歴史問題等に関連して緊張が高まり、長期的な戦略の変更が必要になる」などの懸念を紹介。「このような事態は、地域における我々の最大の戦略的財産、すなわち緊密な日米同盟を不必要に弱める」こともあり、この戦略が成功する鍵は、「同盟自体が一つの脅威に基礎を置く排他的な同盟から、複数の共通の利益と価値観に基礎を置く開かれた包容力のある同盟に発展し続ける」ことであるとして、今後の日米同盟のあり方を提言している。

(3) 安全保障政策

日米同盟の安全保障政策の側面はこの数年で著しく成熟した。それは、自衛隊をイラク、インド洋及び中東のその他の地域に派遣したことで、日本の地位をグローバルな舞台に押し上げている。これまでの日米の安全保障関係は、米国が日本とその管理下にある地域を防衛し、日本は極東の安全のために米軍に国内の基地と施設を提供するという、いわば上下関係のパートナーシップを強制する枠組みを形成してきた。

しかし、日本の自衛隊が、不朽の自由作戦を支援してインド洋に展開したこと、復興の努力を支援してイラク国内と周辺地域に展開したことは、地勢的な東アジアの範囲を遙かに超えて貢献するという日本の主導性を実証した。この様な海外活動への日本の積極的な参加は、日本のグローバルな関心を反映しており、過去の日米関係の特徴であった安全保障上の上下関係を縮小した。

この様に報告書は、海外における日本の貢献に着目するとともに、更に南アジアにおける津波災害に対する人道支援やミサイル防衛に対する取り組みにも言及し、この5年間の日米同盟の安全保障面での進化を高く評価している。

更に報告書は、「日米の安全保障関係を強化し、アジアにおけるプレゼンスを支えるうえで、更になし得ることがある」として、「安全保障面におけるより一層緊密な協力だけでなく、安全保障に対する日本の認識や役割そのものの見直し」を求めている。

その一つは、国際的な安全保障への参画であり、「日本はグローバルな影響力を持つ国であるが、最近まで、日本は安全保障に関して関与する範囲を厳しく制限してきた。歴史は日本が安全保障の舞台で目立ちたがらないことを説明できるが、果たして将来はそれで十分であるか？グローバルな主導的な役割に対する日本自身の要求(例えば国連の常任理事国入りなど；筆者注)に関して、調和のとれた思考が求められている」としている。

第2は、日本自身の防衛体制の強化である。「日本の平和維持、災害及び人道支援のための活動は地球上の各地域で大いに貢献しているが、ここ数年、日本の安全保障環境は課題が山積し複雑化してきている」として、「同盟は日本の安全保障の最も重要な鍵」であるが、「日本自身が防衛の支柱を整えるための責任を負う」ことが重要であるとしている。必要な日本の防衛体制として、ミサイル防衛のほか、統合作戦のためのC3ISR及び多様な不測事態に対処する能力の向上を求めている。そして、「米国は日本の安全保障の緊要な要素であり続ける」が、「日本は自身の防衛に要求される分野で適正な態勢を整える」ことにより「同盟を更に対等にしなければならない」としている。

(4) 米国の関与

日本の防衛体制の強化に言及した報告書は、「アジアの将来の良否に影響する最も重要な要因が米国の将来の地位と関係があり、米国の優位は、国力の全てに指標において、

事実上 2020 年まで持続することはほとんど疑いないものの、アジアに対する米国の影響力が相対的に減少する可能性を見過ごすわけには行かない」。このため、「米国は自らをアジア・太平洋の勢力とみなし、あらゆる局面に参画することが必要である」と、米国のこの地域への関与を求めている。

さらに、「現在米国は世界の他の地域に対する戦略に没頭し苦しんでいるが、アジアに対する約束が一時的であり、米国政府内で十分な取組みを欠くことがあれば、この地域の力のバランスに変化が起きる可能性がある。もし、中国が勢力範囲を拡大し、そして米国の力を地域全体が信頼しなければ、米国の影響力は徐々に侵食されることになる」として、「米国がアジアで積極的であり続けるための課題は多い」が、「2020 年まで有効に活動するための財政的、軍事的な力の保持」や「2 国間又は多極間関係の巧みな管理」或いは「海軍の戦域に適合する軍事戦略の採用」などが求められるとしている。

3. 2020 年の課題

執筆者グループがこの報告書で最終的に意図したのは、この『2020 年の課題(An Agenda for 2020)』と題する一連の提言(recommendations)であると思われる。日本『東京が踏み出すべきステップ(unilateral steps for Tokyo to take)』、日米同盟『2 国間関係における行動(actions that are largely within the bilateral relationship)』、地域政策『日米がアジアの国に対する/多極構造に関する行動(actions for the United States and Japan to pursue toward other countries in Asia and with respect to multilateralism)』、グローバル政策『日米がアジア以外の国/地域に対する/グローバルな/機能的な事案に関する行動(actions for the United States and Japan to pursue with countries and/or regions outside of Asia and with respect to global/functional issues)』と、4 つの項目に区分しそれぞれについて具体的な提言をしている。以下主要な提言を紹介する。

注；詳細は、『国際軍事データ 2007 - 2008』DRC 編著、(朝雲新聞社)の巻末特別付録に、アーミテージ・レポートの全訳があるので参照されたい。

(1) 日本への提言

日本に対する提言は、本質的に国内問題であり日本自身が行わなければならない意思決定である。この点に関し報告書は、「米国は、日米パートナーシップを強く期待する同盟パートナーとして、日本がこれらの課題にどの様に取り組むか強い関心がある」との表現で、国家安全保障体制の強化、日米協同作戦の制約を解消する方向での憲法論議、自衛隊の海外派遣の法令整備、自衛隊の近代化と改革のための適正な財源確保、国連安全保障常任理事国加盟に必要な条件の整備などを提案している。

これらのうち、特に、国連常任理事国加盟について、「米国は日本の目標達成を引き続き積極的に支持する」としているが、日本が如何にあらねばならないかについて次のように述べている。「日本は、常任理事国になれば、時として軍隊の使用を含み、決定に従うことを他国に強要する責任を有する意思決定機関の一部になる。起こりうる対処行動の全てにおいて、日本が貢献(例えば軍事行動に参加；筆者注)することなしに日本が意思決定に参画する際の不平等は、日本が常任理事国の地位を占めるにあたって取りまなければならない問題である」。

(2) 日米同盟への提言

前回の 2000 年の報告書以降の顕著な進歩にもかかわらず、その後の環境の変化に対応して引き続き強化されなければならないとして、軍事と安全保障の協力の強化については、別紙を設け具体的な方策(10 項目)を提言している。

また、「日米のグローバルな同盟関係は安定した力として継続される」としたうえで、米国の安全保障面での関与の最も基本的なあり方は、「日本を核攻撃から防衛するための関与を含むということ、米国の指導者(senior-most officials)が繰り返し強調すべき」としている。

(3) アジア地域政策への提言

「日米同盟は、引き続きアジアの将来を形作る」として、日米同盟がこの地域に如何に向き合うべきかを提言している。

アジア政策の最大の焦点は、なんといっても中国問題であり、この点に関し報告書は、「米国と日本は、中国の将来の方向によって国益におそらく最も影響を受ける 2 つの国であり、同時にその方向の形成に最も影響を与える 2 つの国である」として、「米国と日本は、中国との間である種の『調整同盟方式(coordinated alliance approach)』の進展のために緊密に相談すべきである」としている。この方式について報告書は、「中国の国益がある種の分野で日米の国益と重なることがあることを認め、互いに努力することによって利益が得られる可能性のある分野で 3 国間協力を探るべきである」。そして、「中国が『責任あるステークホルダー(responsible stakeholder)』になる道を照らして示すように努力すべきである」と、3 国間の協調を提案している。

インドに関しては、「民主主義と人間の自由の信念を共有していることは結びつきを強化するうえで政治的な基盤になる」としたうえで、「インドとの戦略パートナーシップを強化すべきであり、3 国間協力を構築する妥当な機会を探すべき」ことを提案している。その他、朝鮮半島、ASEAN、オーストラリア、シーレーンや地域経済などについても言及、「我々の価値観を共有する諸国と定期的に協議すべきである」など、関係国との対話と連携を強調している。

(4) グローバルな政策への提言

「日米同盟には、グローバルな広がりや影響力がある。(The U.S.-Japan alliance has global reach and global impact.)」そして、「日米同盟の向上した能力と明確な政治的な関与は、多岐にわたるグローバルな諸問題に寄与している」ことから、エネルギー、温暖化、テロ、貧困や感染症対策など国際的な課題に取り組むべきだと提言している。

特にテロ対策について、報告書では「テロリズムに対する世界戦争は、問題を正しく認識していない誤った言い方である」として、軍事的手段だけでは解決されないことを指摘し、日本の持つソフトパワーを開発援助のような戦略目標に運用することは日本にとって世界的に価値ある役割の一つである」としている。

おわりに

前回の報告書から今回の発表までの 6 年間で、アジアの安全保障環境は大きく様相を変えた。北朝鮮問題の深刻化や台湾問題だけでなく、中国やインドの大国が急速に台頭したことによって新しい地域秩序の模索が始まっていることである。

今回の報告書は、米国が積極的に関わろうとする望ましい地域秩序の構築について、日

本がそのビジョンを共有し、その実現のために、同盟関係をさらに強化することを提言したものであるが、近年アジアへの関心が薄かった米国がこのまま放置すれば、21世紀の新しい国際秩序の鍵ともいべきアジアにおいて、影響力を失うことになるという危機意識の表れでもある。

米国にとって望ましい地域秩序をアジアに構築するにあたって最大の問題は、米国との間に価値観の相違がある中国の存在である。この中国問題を克服するために報告書が提案したポイントは3つある。第1は、東アジアの安定が日米中関係に左右される状況であることから、3国間の良好な関係作りに努める。第2は、アジアに対する影響力を保持するために、米国はアジアへの継続的な関与を維持する。第3は、民主主義の価値観を共有するインドやオーストラリアを含むアジア諸国が、他の諸国の範になると共に、地域問題に積極的に参加する。これらの施策を同時並行して行い、中国を疎外するのではなく、できるだけ良好な関係を維持しつつ、アジアに民主主義的価値を定着させることが狙いである。

この様な米国のアジア戦略の特徴は、ブッシュ政権で批判された一国行動主義的な対外政策を改め、主要国間の協力の重要性を強調するとともに、米国がアジアにおいて影響力を保持するためには、従来、一時的或いは気まぐれ的であったアジアへの関与を持続的に維持しなければならないという認識にある。

今回の報告書は、米国が中東に目を奪われているときに、米国にとってのアジアの戦略的重要性を喚起する点で意義があり、次期政権にこの執筆者のメンバーが参加することになれば、前回と同様に米国のアジア政策のブループリントになることが予想される。

また、日本にとってこの報告書は、日本が21世紀のアジア、国際社会にどう立ち向かっていくかについて、真剣に考えることを求めているといえる。そして、その基本となるのは、日本が21世紀に通用する明確な国家安全保障戦略を持つことにある。

日米の真のパートナーシップは、其々が共通の価値観と情勢認識を元に、独自の国家安全保障戦略をもって向き合うことから始まると思われるからである。

わが国の防衛を正す 3 つの観点

(財)DRC 研究委員
吉田 暁路

はじめに

多くの日本国民は、「このままで日本の安全保障は大丈夫なのか」との不安を常に抱きながら敗戦以来の 60 年をすごしてきた。国防予算において世界第 6 位、世界に冠たる性能を誇る装備を有する自衛隊が存在しながら、なぜ国民の不安は払拭されないのだろうか。

大まかに言ってその不安の根底には、解決しなければならない 3 つの基本的な問題があると考えられる。

その問題とは、防衛力即ち自衛隊の「地位」と「役割」が不明確ではないのか、高価な装備を導入しても防衛法制と防衛力の運用の両面において多くの手枷足枷が存在しているのではないのか、更に日米同盟への依存体質とその裏返しとして日本独自に防衛を全うする気構えに欠けているのではないのか、ということに尽きるのではないだろうか。

そこで小稿では、第 1 の問題を「国益と軍事力」、第 2 の問題を「ミサイル防衛と今後の課題」、そして第 3 の問題を「米軍再編と日本の防衛」という具体的な観点から問題点を明かにし、できれば若干の施策を付け加えることとしたい。

1. 国益と軍事力

(1) 曖昧な日本の国益

戦後我が国では、それまでの国家主義に対する反動からか、国益について言及することをはばかる雰囲気長い間続いてきた。政治家ですら国益という言葉がギラギラし過ぎているとの感覚を持っていたようである。

ところが先のイラク戦争の前後から、国会の審議や論壇において「国益」が漸く認知されたかのように多用され始めた。だが、国益の中身というか概念についての検討は放置されたままであり、戦後イラクへの自衛隊の派遣についても与党の「国益だ」と野党の「国益に反する」との主張が平行線のままで終始した。

因みに、平成 15 年版の外交青書には、その冒頭に外務大臣の「日本外交の目標は、国益、すなわち、何よりも日本及び日本国民の安全と繁栄を確保する。そしてそのためには、国際社会全体の平和・安定と繁栄の実現に取り組むことが不可欠」とあるが、政府のその他の公開文書に国益に類した具体的な記述を寡聞にして求めることができない。外交青書でも「国益」という言葉を明記したのは 15 年版だけであり、14 年版以前にはなく、16 年版以降では消え失せている。公式的に国益の概念が未だ曖昧、漠然としたままであり、これからも国家として当然の主張を控えても他国を刺激したくないという軟弱な外交姿勢を堅持するということなのだろうか。

因みに、米国の国益は、緊要な国益 (vital interests): 国家の生存と安定であり、米国及び同盟国の領域保全、国民の生命の安全、経済的利益及び国家の重要インフラの

防護である。重要な国益（important national interests）：大量難民対処（ハイチなどから）、民主主義の擁護及び地球環境の保護である。更に人道主義その他の国益（humanitarian & other interests）に区分されている。

（２）２つの国益

大まかに言えば、国益は国家としての安全の確保と経済的繁栄の追求の２つに大別でき、これらは何れの国も共通して標榜している国益といえる。

国または国家とは、英語ではネーション（国民）、カントリー（領土）及びステート（法に基づく国の体制）という３つの用語で表現される。このことは、国民の安全、領土及び国民が選択した自由民主の国家体制の確保は、国が存立する基本要件であることをいみじくも言い得たものである。したがって、これらの３つの基本要件を擁護することは、国としての生存権を確保することと同義であり、国の大小、体制の如何に関わりのない第１の国益となる。

しかしながら、これまでの我が国は、米国の庇護下になんとか平和を享受してきたために、国土防衛のような中核的な国益については議論の余地はないということで他人事のように等閑視し、あるいは勢力均衡（バランス・オブ・パワー）時代の遺物的センスであるとして真剣な議論を回避してきたため、国の生存に係わる重大事に対して軸足が常にふらついている感を否めない。このことは、たとえば、「圧力（とはいっても経済的なものに限定）と対話」を標榜しながらも一向に解決の兆しも見えない拉致への対応、国費を投じて国後島に発電所を建設しても結果的にかえって相手を居丈高にしている北方領土返還交渉、などに窺えるのである。

第２の国益は経済的繁栄であり、日本の場合具体的には市場、資源及び海上輸送路の安定確保となるが、戦後の我が国はこれを唯一絶対の国益とばかりに追求し、経済産業界の懸命な努力により曲がりなりにも世界第２の経済大国に成長してきた。

ところが昨今、グローバリゼーションの進展により各国の経済的な相互依存性を高めているという認識から、今後の繁栄のありようについて「一人勝ちを求めるゼロ・サム的な閉ざされた国益から他の国々とともに利益を享受するプラス・サム的な開かれた国益へ転換すべきだ」といった意見が提起されるようになってきた。何とも耳障りのいい主張だが、欧米では「グローバリゼーションは実在するが秩序を保証できないし、グローバルなコミュニティーによるコンセンサスなどいままお幻想であり、原則や利益を共有する小さなコミュニティーとの協調が現実的かつ責任ある対応」という見解が支配的であることに変わりはないことを認識すべきではないのか。

（３）国益と軍事力の役割

数年前に外務省は「チャレンジ 2001 21世紀に向けた日本外交の課題」において、国際社会の安定と繁栄を確保していくために「グローバルプレーヤー」として構想し、提案し、行動していくことがわが国の国益を実現する途である、と表明した。そして、「軍事力を背景とした国益の追求という手段をとらない」とし、外交の背景となる国力として「総合力」即ち「技術力」と「構想する力（知的貢献）」を強調し、外交目標実現のための手段として政府開発援助（ODA）が果たす役割は引き続き極めて重要であると述べた。ここでいう国益は、多分先に述べた第２の国益である経済的繁栄を指しているであろう。だが、第１の国益である国の安全について何ら言及していないのは、安

全保障を担当する主務官庁として如何なものであろうか。

米国は、死活的な国益を防護するためには躊躇なく軍事力を行使し、その他の国益に対しても選択的に軍事力を行使することを厭わないとしている。また、ロシアは、政治、外交、経済その他の非軍事的手段を優先するが、その国防に十分な軍事力の存在を要求し、いかなる侵略国にも所定の損害を与えることを確実に保障できる核戦力を保有している。当然のことながら、外敵に対しては国の生存を賭して峻拒、強制排除するための物理的な力（Power）として軍事力に明確に役割を付与しているのである。防衛力の行使を徒に遅疑逡巡することにより、事態が逆に拡大することだけは避けねばならないのである。

更に、第2の国益である国際社会の安定のためにも「技術力」、「構想力」あるいは「ODA」だけで十全の貢献ができるとは思えない。このところ国連主導によるコソボ、アフガン、インドネシア、そして米国主導でイラクにおいて国際平和活動が行われているが、殆どは妨害者の排除を含めた平和構築（peace building または making）であり、平和な状態を維持（peace keeping）する いうなれば「非戦闘地域」が存在する ような活動は皆無に等しい。換言すれば、日本を除く各国の軍隊は、自衛力の行使は勿論のこと、必要により力の行使を伴う地域の安定化勢力（Stabilizer）として参加しているのである。

2004年暮れに閣議決定した「防衛計画の大綱」は、国際平和活動への自衛隊の積極的な参加を明確にした。我が国は、国際標準に適合するように早急に法整備を行い、真つ当な国際協力を行うとともに他国の軍隊に守って貰うという屈辱から派遣された自衛官を解放すべきではないだろうか。

2. ミサイル防衛と今後の課題

(1) 「ミサイル防衛」導入の狙い

弾道ミサイル防衛システム（BMD）は、新しい防衛計画の大綱が策定される1年前の2003.12.19に安全保障会議及び閣議においてその整備・導入が決定された。

決定の理由は、BMDシステムが技術的に実現の可能性が高い、テロ及びミサイル攻撃など大量破壊兵器（WMD）がこれからの新しい脅威となる、弾道ミサイル（BM）攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的かつ他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしい、及び日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実に寄与する、の4点に要約できる。

だが常識的に言えば、技術的に実現可能だがその命中公算は良くても50%前後であり、また巡航ミサイル等への効果は期待できない、最近の周辺国の動向から見てテロ、ミサイル攻撃は我が国への脅威としてはワン・オブ・ゼムに過ぎない、専守防衛に言及することによりミサイル防衛に関するその他のオプションの選択肢を自ら否定した、といった基本的な問題を孕んだままの決定であったといえる。

以上のことを詮索すれば、本決定は、諸般の事情から「今後の日米関係をより堅固かつ一体的なものとする」ことを早急に明確にするために採られたもので、総合的かつ高度の政治判断であったと理解できる。要するに、「ミサイル防衛」は、我が国の経済発

展を含めた安全保障全般に直接、間接的に寄与することを勘案しての導入であり、純粹に「防衛」だけを考慮した結果ではないと推察できるのである。

こうしたことから、以下に述べる政治的な課題への対応が今後の BMD を含む防衛のあり方とその成否を左右することになるだろう。

(2) 政治的課題への対応

BMD の導入は、集団的自衛権、専守防衛、そして今後の防衛費のあり方について新たな論議を誘発するきっかけとなった。以下それぞれについて、採るべき対応の基本について簡述したい。

【その1 集団的自衛権】

我が国では、集団的自衛権は「権利を保有しているが、行使はできない」というご存知の奇妙な論理が横行している。だが、日本人が大好きな国連は、憲章において「国連としての集団的安全保障が確立されるまでは、地域・同盟ごとの集団的自衛権は許容される」としている。

ところで BMD システムは、BM が発射された直後の「上昇加速（ブースト）段階」が迎撃ミサイルの命中確率が高く、パトリオットで対処する我が国の本土上空となる「下降段階」では超音速の BM を迎撃できる可能性は低下する。発射から着弾まで 7～10 分間の余裕しかないが、逆に情報取得の確率は当然ながら時間に比例して高くなる。よって、被害を最小限にするには、米軍の偵察衛星（DSP）や空自の新バジシステムからの情報によって、ブースト段階での海自のイージス艦による迎撃が最も望ましい選択となる。だが、発射された BM の目標が日本か、米国かの判断はブースト段階が終了した時点でしか判断できないといわれる。

したがって、集団的自衛権の可否は、単にその行使を回避するために貴重な数分間を犠牲にするのか、はたまた日米同盟の一体感を確実にするため着弾点の如何を問わずに被害の局限化を追求するのかがあり、極めて自明な選択なのである。ミサイル発射と早期の迎撃成功が現実になったとき、100%近い国民は拍手喝采、安堵し、その時点で集団的自衛権論議は分散霧消するに違いない。

【その2 専守防衛】

BMD システムは BM 攻撃を無力化する手段の一つだが、その成算はラフに見て 50%程度と見るのが妥当だ。よって、第 1 撃を被った後に第 2 撃以降の被害を最小限かつ確実に食い止める手段としては、能動的に相手のミサイル基地を攻撃する「策源地攻撃能力」を保有する他にない。まして BMD システムが機能不全に陥った場合、他に手段を持っていないというのは、国家防衛戦略としては明らかに手落ちとなる。要するに、従来の防衛戦略の抜本的な見直しを迫られるのであり、これまで考慮外であった長射程ミサイルや長距離爆撃機の保有に着手する時機が到来したのである。

1956 年当時の鳩山内閣は、「わが国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、他に手段がないと認められる限り基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲」との見解を明らかにした。また、国際法上の自衛権の解釈として、武力攻撃の脅威が差し迫った場合に相手国の軍事基地を攻撃することは、「先制的自衛」の名の下に容認する意見も多い。

「専守防衛」という用語は、これまで国内において政治的レトリックとしてそれなり

に役割を果たしたのかもしれないが、軍事的オプションとしては本来存在しないものであり、また最近の我が国周辺の安全保障環境に明らかになじまない政策になったのである。

【その3 防衛費の抑制】

防衛費に占める BMD システムなどに投資される正面装備費は、前中期防の場合で総額 25 兆円のうち約 4 兆円（防衛費全体の 16%）であった。防衛関係費の抑制傾向が継続されるとすれば、2,000～3,000 億円/年、総計 1 兆円前後が想定される BMD システム整備のための経費は、その他の正面装備を大幅に削減しなければ捻出できないことになる。果たしてこうした単純な論理で一国の安全保障の基本を律しられるのが疑問が残る。先に述べたように、BMD システムの導入は純粋に「防衛」だけを考慮したものではない。したがって、国家予算全体の中で経費捻出を考えるべきであり、少なくとも BMD 整備間は 1% 枠に拘らない、あるいは経費の半分程度は国家としての特別支出とするなどの英断が期待されるのである。

また政府は、BMD 整備を決定するにあたって陸自の戦車と火砲、海自の護衛艦と固定翼哨戒機、空自の作戦用航空機などの削減を示唆した。BMD システムへの経費捻出を念頭に置いた決定としては理解できるが、将来考えられるさまざまな脅威への対応に成算があつてのこととは思えない。

BMD 整備決定の 1 年後に策定された防衛計画の大綱は、各自衛隊の縮減を明らかにしたが、国土防衛の具体的方策についての言及を曖昧にした。以下、BMD の効用を高めるとともに国土防衛を空洞化させないことを念頭にいくつかの重要事項を列記してみる。

ネットワークを基盤とした防衛力の再構築

離島及び排他的経済水域（EEZ）を含む領域警備の強化

トータルの国土防衛に寄与する長い手足としての地上・空中及び水上輸送力の強化と領域を包含する長射程ミサイル網の構成

3. 米軍再編と日本の防衛

（1）米軍再編が意味するもの

米国が発表した再編の内容と 2006 年 2 月に公開された「4 年ごとの防衛計画見直し（QDR2006）」から判断すると、米軍再編には次の 3 つの方向性があり、それぞれに異なった戦略的意味があり、また同盟国や関係友好国への期待を窺うことができる。

その 1 は、これまでそれぞれの地域（ローカル）事態に対応するために分散配置されていた前方展開部隊を努めて統合し、グローバルに対応できるように再編成することである。たとえば NATO 地域、韓国、日本といった地域区分で配置されていた部隊は、戦略情勢に応じて増強、削減、撤退が検討され、その一方で長距離機動性と精密打撃力を強化して軍の効率性を高めること努力を集中することに落ち着いた。グローバルな観点から重視する地域としてはユーラシア大陸のいわゆる「不安定の弧」がクローズアップされた。端的に言えば、北朝鮮、共産中国、イランそしてイスラム武装勢力が将来にわたっての脅威対象に指定されたということになる。この結果、不安定な弧に近接して存

在する日本、グアム、フィリッピン、ディエゴガルシアそしてハワイがグローバルに展開する米軍の重要な5つの戦略拠点として位置づけられた。在日米軍は北東アジアの安全保障のみを対象とした存在ではないことを明確にしたのである。

その2は、海空軍重視の再編成である。米軍は、WW 後に朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争を闘い、そして現在もイラク及びアフガンにおいて武装勢力掃討作戦に大量の陸軍を派遣している。湾岸戦争を除き、米軍の体験した地上戦は長期化し、熾烈を極め、また多くの犠牲者を出してきた。他方、9・11同時多発テロ以降、優先度の高い米国本土での「テロとの戦い」に備えて相当数の陸軍兵力を本土に配置する必要性が高まってきた。こうしたことから、前方展開していた米陸軍戦力を削減し、所要の地上戦力は脅威の影響を直接受けるパートナーである同盟国や友好国に応分の負担を要請せざるを得ない、との考えに至った。QDR2006 にいうところの「固定した同盟より動的なパートナー」への期待である。このことは、在韓米陸軍の約半数の撤退と現在のソウルの基地から80km後方の地への配置転換、沖縄から海兵隊8,000人のグアムへの移転等からも察することができる。この結果、本土に所在する陸軍には長距離機動性を持たせて遠征軍として担保することとし、前方展開戦力は最先端の科学技術により開発された最新鋭装備を誇る海空軍主体に切り替えることになった。アジア太平洋地域は、日本とグアムに配備される米軍を合わせて空母6隻、イージス艦8隻体制に強化される。

海空軍重視への転換は、長大な「不安定な弧」における自由、安全、安定は、やむを得ない場合には脅威を大陸内に封じ込めて海洋における跳梁跋扈を許さず、海洋における自由航行を近傍に所在する大小の島嶼とともに確保できれば良い、との判断が働いたと見ることもできる。要するに、ユーラシア大陸に陸続きの地域 たとえば朝鮮半島は断念しても、シーレーンを擁護するために重要な島嶼 たとえば台湾、フィリッピン、インドネシア は自由主義陣営に留める決意と胸算できた結果に外ならない。

その3は、在日米軍再編での着目すべき変化といえる指揮統制の強化である。日本の防衛における現在の日米両軍の指揮統制関係は、陸海空ともに役割分担に応じてのバイラテラルな協同関係であり、一元的な指揮統制関係ではない。相互に調整はするのだろうが、命令はそれぞれ別個の指揮系統から発せられる。何とも非効率であるが、こうした歪みを抱えているのが現状であり、日本の法制面の遅れ、不備が主因となっている。今次の米軍再編では、現在ワシントン州に所在する第1軍団司令部が2008.09までに座間に移転、航空自衛隊の航空総隊司令部が2010年までに米第5空軍司令部が所在する横田への移転について日米両政府が合意した。更に、在日米軍司令官は、現在の第5空軍司令官から第1軍団司令官に変更し、現在は作戦指揮権の無い在日米軍司令官に作戦指揮権を附与するという構想もあるらしい。このことは、日米間の指揮の統一が促進される、第1軍団司令部がアジア太平洋地域に所在する米軍の統合運用の中核となる、

アジア太平洋地域における作戦での同盟国日本への期待が高まる、の3点において画期的な変革といえる。

(2) 真っ当な防衛体制の構築

真の同盟への回帰

同盟とは、本来相互に有益であることが大前提である。日米安全保障条約はその効力

を極東地域に限定し、日本に対する侵略に対して米国の共同防衛責任を規定するのみであるが、50年が経過した今日では自衛隊が充実し、両国の共通の関心がアジア太平洋地域の平和と安定へと変化したことから、米国が日本との「一体化」を求めてくるのは当然と考えねばならない。また、同盟において便益を享受するには、負担やリスクを伴うことになる。したがって、国家が便益よりも負担やリスクが大きいと判断すれば同盟の解消が選択され、その逆ならば相手国からは更なる負担やリスクを要求される。同盟とか不可侵条約といった国際的取り決めは本来極めて脆弱なものであり、同盟国の間で利害の衝突や思惑が交錯する戦争は、同盟の墓場といわれる所以である。今次の米軍再編は、この意味で更なる自衛隊と米軍の「一体化」、即ち日米同盟がアジア太平洋地域の脅威に対抗する双方にとって有効なシステムであることを求められたといえる。以下、このために政治的リーダーシップを発揮して早急に解決を図るべき重要と思われる3点を指摘したい。

呪縛からの脱却

日米間での安全保障に関する問題認識の違いや相互理解の不足といわれるパーセプション・ギャップの最たるものの一つは、日本が憲法を隠れ蓑にして「集団的自衛権」を政策的に否定していることである。周辺事態においては非戦闘地域における非軍事的支援に限定し、純粋な日本の防衛以外では日米共同作戦を行わないという政策がもたらす米国の苛立ちは既に沸点に達している。また、1996年の「安全保障共同宣言」及び今次の米軍再編においてアジア太平洋地域の平和と安定に寄与することに両政府が合意したにも関わらず、安保条約6条の「極東条項」が一人歩きして在日米軍の行動範囲を制約するようなことになれば、まさに日米同盟は墓場に入ってしまう虞が大きい。

国家の安全と発展は、国際情勢の変化の中でリアリスティックに対応してこそ保障されるのであり、古くなった法制や条文の呪縛からの脱却を多くの国民が求めている。

2007年10月現在、国会はテロ特措法の延長問題で与野党が論争しているが、その焦点は相変わらず「憲法違反か否か」の一点に集中している感がある。野党の民主党は、「国際治安支援部隊(ISAF)への参画をほのめかしながら洋上給油は武力行使である」、「アフガンのテロリストがどれだけ減ったのか」、また「給油を受けた米国艦艇がイラクでの作戦(OIF)に赴くのはけしからん」といった論調で政府を追及している。他方、政府の答弁はしどろもどろで何とも迫力に欠けており、国民は苛立つばかりである。

アフガンを根拠地(聖域)とするアルカイダ系のテロリストは、アフガンでのタリバン勢力ばかりでなくイラクは勿論のこと世界各地で反政府活動を支援し、無差別テロを繰り返している。米軍や NATO 軍は、アフガンでの作戦(OEF)でテロリストを封殺し、また世界各地での跳梁跋扈を最小化するために彼らをアフガン内に封鎖すべく戦い、OIF はアフガンから密かにイラクに潜入してきたテロリストの撲滅にも寄与していることになる。要するに、アルカイダ系テロリストの存在を地域的に限定することは軍事的に無意味であり、更に洋上給油活動により中東地域からの長大なわが国のシーレーンが安泰であることを国民に周知しなければならないのである。

自立的な戦略の策定

現在の「防衛計画大綱」は、米国に右へ倣してテロ、WMD 拡散防止、そしてミサイル防衛を特に明記したが、不可解なことに領域防衛とシーレーン防衛については一切言

及がないままに 2004 年 12 月に閣議決定された。

米軍事力が「不安定な弧」への対応を行うことは、状況によっては日本周辺において力の空白が生じ、これまで自衛隊は「楯」、米軍は「矛」の役割を果たすと漫然と期待されていたことが怪しくなることを意味する。要するに領域防衛が空洞化し兼ねないのであり、日米間の相互信頼も損なわれる虞が大きい。したがって、「核の傘」のような戦略的な報復力を別として、日本の領域防衛は「盾と矛」を含めて自衛隊独自で実施できる自立的戦略を基本とした体制の構築が不可欠となる。この際、スピーディな政治的意思決定と軍事的即応性（Military Readiness）を可能にする法改正が眼目になる。

日米共同作戦における指揮の統一

現在の日米共同作戦は、自衛隊と米軍がそれぞれ企画・立案した作戦構想に基づき実行される。「指揮統制」は、日米間の調整メカニズムが働くとはいえ相互に責任を分担するバイラテラルな関係で行われるので、本来理想である軍事における指揮の一元化からはほど遠いのが実態である。今次の指揮機構面での米軍再編を奇貨として、日米間の連携をより強固のものとし、日米共同の実効性が高めるための指揮の一元化の努力が望まれる所以であり、このことによりこれまで懸案事項であった情報の共有や相互運用性（Interoperability）の強化が促進され「一体化」が高まることになる。

おわりに

最近の政治の逼塞状況は、前首相が提唱した集団的自衛権に関する諮問委員会は解散のやむなき事態を招来し、国会における憲法改正論議は当分棚上げされる感を強めている。したがって、北東アジアにおける安全保障環境が悪化する兆しのある中で、わが国の安全保障体制は多分現状のまま少なくとも数年間推移することになる。ということは、自衛隊は「張り子の寅」のまま、大陸正面からの圧力が強まってくる中で日米同盟関係はいよいよ破綻に近い状況に陥り、結果的に経済活動も縮小せざるを得ないことになるのかもしれない。

こうした状況に拍車をかける勢いで、このところ日本国内に日米同盟への不信感が広がりを見せ始めていることは、最も懸念される事態いえる。遅々として進まない沖縄の基地再編、米軍が中核となって押し進めている対テロ戦争協力への反対機運、そうした論議の延長線での核武装論の台頭などであり、「自彊不息」することなく日本民族特有の一時的興奮性が徒にムードを盛り上げている。

強大な軍事力を擁する米国（国防予算 505 億ドル）との同盟を断ち切って、わが国（同 44 億ドル）に近接する中国（同 103 億ドル）とロシア（同 60 億ドル）、更に近い将来統一されるであろう朝鮮半島国家の軍事力に対して防衛を全うできる現実的な方策などないのである。

いわゆる護憲平和論の主張について

(財) DRC 研究委員
玉 真 哲 雄

はじめに

改憲指向を打ち出して 2006 年 9 月発足した安倍連立政権のもと、2007 年 5 月には憲法改正への道筋となる国民投票法案の成立を見たが、直後 7 月参議院議員選挙での連立与党大敗と福田政権の発足によって風向きは変わり、改憲の前途は一層不透明となった。

しかし日本国憲法、特に第 9 条「平和条項」は日本国のあり方の根源に関わるものとして、風向きの如何に係わらず真剣に論議されるべき課題である。むしろ改憲指向の風向きが変わった今こそ、平静かつ慎重な論議の好機とも言えよう。

ここではいわゆる「護憲平和論」に着目して、その内容と説得性につき考察する。特に注目したい 2 点は、護憲平和の中核的理由づけ、及び護憲平和の背景となるべき安全保障情勢を含むアジア諸国関係への考察、である。

1. 護憲平和論の主張例

護憲平和論のいくつかの流れについて主張を確認しよう。主張の紹介に続いて当座の所見だけを記し、詳しい検証や論評は次の第 2 章に記す。

(1) 日本共産党

ア. 「第三回中央委員会総会 志位委員長の幹部会報告」

2005 年 4 月 9 日 (土) 「しんぶん赤旗」の報じた標記の資料がホームページに掲載されており、その関連部分を以下に抜粋する。

「第一は、改憲策動の真の目的が、日本をアメリカのいいなりに『海外で戦争をする国』につくりかえることにあることを、広く明らかにしていくことです。日本を『海外で戦争をする国』につくりかえるというときの『戦争』とは、具体的にいえば、米国の単独行動主義にもとづく先制攻撃の戦争への参戦にほかなりません。それはイラク戦争をみれば明らかです。米国は、イラクへの侵略戦争につづいて、無差別殺りくなどの戦争犯罪を重ね、みじめな国際的孤立を深めています。憲法九条を改定するならば、日本の自衛隊が、給水や輸送などを受け持つにとどまらず、米軍とともに直接の武力行使を行うことになるわけでありませぬ。」

イ. 当座の所見

このように日本共産党の護憲平和論の中核的理由は、米国追随への危惧にあると見られる。2005 年 4 月との日付はやや古いが、より新しい包括的資料はホームページには見当たらない。なおこの長文の報告中、アジア諸国との関係にほとんど言及がない。

(2) 社会民主党

ア. 「憲法をめぐる議論についての論点整理」

2005 年 3 月 15 日 (土) 付け社会民主党全国常任幹事会発の W 記の資料がホームページに掲載されており、その関連部分を抜粋する。

「日本国憲法こそ世界で初めて『平和』を人権の一つとして保障する立場をとったものであり、その核心である『戦力の放棄』すなわち第9条2項は人類の叡知ともいえる。改憲の真の狙いが単に自衛隊の認知にとどまらず米国の随伴者として世界中で自由に武力行使が出来る戦争国家体制の実現にあることは明かだ。」

「ここで社民党の提案のすべてにふれることはできないので、『土井ドクトリン』参照のこと。」

イ．「二十一世紀の平和構想 核も不信もないアジアを」

2001年5月2日付、土井たか子（当時）党首の名による標記の資料がいわゆる「土井ドクトリン」であり、その関連部分を以下に抜粋する。

「北東アジアに多国間の総合安全保障機構を創設し、地域内の紛争予防に努めます。朝鮮半島の二カ国、米国、中国、ロシア、モンゴル、カナダ、日本の計八カ国の参加が望ましいと考えます。最初から機構そのものを確立することは、難しいとしても、機構創設につながるプロセスへの着手は急がねばなりません。」

ウ．当座の所見

社会民主党にあっても、護憲平和論の中核的理由は米国追従への危惧にあると見られる。また先記の共産党資料とほぼ同時期の2005年3月と、資料がやや古い。北東アジア多国関係への言及がある「土井ドクトリン」は2001年5月とさらに古い。

（3）「原爆の語り部」など

8月6日、9日の広島、長崎の原爆の日、及び8月15日の敗戦の日を中心に、平和を願う多くの言論や報道が見られる。今年のいくつかを抜粋して拾ってみよう。

ア．2007年8月9日（木）（その1）1）

「長崎市純心女子高で開かれたミサに、池田道明さん（63）がいた。6歳の時、長崎医科大付属病院で被爆。病院に住み込みで働く母と2人暮らしだった。幸い無傷で、燃えさかる炎を避けながら避難した。体中を焼かれた多くの人が道で息絶えていくのを見た。知人から『語り部をやってみるか』と誘われ、早ければ今月下旬から学校や公民館などに派遣され、被爆体験を伝える。『被爆体験は平和の教科書。私もその一冊になり、多くの人に読んでもらいたい』。」

イ．2007年8月9日（木）（その2）2）

「長崎県被爆者手帳友愛会の会長、松本七郎さん（75）は言う。友愛会は79年の結成当初から自民党を支持し、久間氏の選挙を応援したこともあった。久間発言で逆に風向きが変わった。友愛会の事務所には被爆者からの抗議の電話が相次いで寄せられる。『核武装や憲法改正と簡単に言うが、原爆や戦争についてどれだけ認識しているのか。長崎が地元の久間さんでさえ、ああだから』。」

ウ．当座の所見

「原爆の語り部」などが戦争の現実と平和の必要を語る言葉は痛切ではあるが、直接「護憲」に結びつけることは多くはない（上記イ．で逆に自民党支持者から改憲論者に戦争の現実を見よ、との指摘があったことは興味深い）。護憲平和論者であっても、62年前の戦争の現実を語る事が今日平和を来たらせる条件と直結するだろうか。

（4）九条の会

ア．基本理念

9人の「呼びかけ人」*によって2004年6月に発足した「九条の会」は、護憲平和論の一つの拠り所として全国に広がり、その数は本年11月に6801に達したという。発足時の「九条の会アピール」によって基本理念が知られる。以下これを抜粋する。

*井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、(故)小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の各氏。

イ．九条の会アピール

「憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を『改正』しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って『戦争をする国』に変えるところにあります。」

「憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。」

ウ．当座の所見

ここでも、護憲平和論の中核的理由は米国追従への危惧にあると見られる。アジア諸国民との友好と協力関係が語られるが、具体的内容は触れられていない。

(5) 岩波書店刊行物

岩波書店2005年8月刊行の岩波ブックレット「憲法を変えて戦争へ行こう」という世の中にしないための18人*の発言」3)には護憲平和論のいくつかが典型的に現れている。

*中村哲、美輪明宏、香山リカ、吉永小百合、姜尚中、松本侑子、井筒和幸、辛酸なめ子、ピーコ、猿谷要、井上ひさし、半藤一利、森永卓郎、渡辺えり子、黒柳徹子、品川正治の各氏。

ア．吉永小百合

「戦争は絶対にいやです。私の甥が戦争に行く、兵隊に召集される、そんな事態は何としても阻止しなければなりません。今、日本は世界有数の軍事費を使い、戦争への道を歩もうとしています。私たちがしっかり考えて行動しなければ、大変なことになる。仕事仲間とも友達とも話し合っ、みんなで声を出したいと思います。」

イ．ピーコ

「私はどんな種類の戦争も嫌いです。正義の戦いなんてないので。大きな顔して“正義”“正義”と言う人ほど信用できないものはありません。この9条のおかげで、日本は戦争で誰ひとり殺しもしなかったし、殺されもしなかったのです。今一度日本人全員が第9条の素晴らしさを認識すべき時です。人の命より大事な国家などないので。守らなくてはならないのは“命”なので。」

ウ．当座の所見

戦争はいやだし嫌いだ、だから護憲平和、というのは当然の心情ではあるが、それだけで説得性があるか否かは別であろう。また、改憲論者は戦争へ行きたいのだとの含意を感じさせる本書の題名は妥当だろうか。

実は本書中にも、これとは異なって改憲論側の理由・動機への省察を伴う部分もあり、後に触れたい。

2. 護憲平和論の検証

以上の護憲平和論のいくつかの流れにつき、その内容と説得性を検証する。

(1) 護憲平和論の問題点

前章の護憲平和論 5 例を、2つの注目点 ・ に関して表示すれば次のようになる。

	中核的理由	アジア情勢	備考(時期)
(1) 共産党	米国追随危惧	なし	05/4
(2) 社民党	米国追随危惧	多国間安保	05/3、01/4
(3) 原爆の語り部	心情論	なし	毎年
(4) 九条の会	米国追随危惧	抽象的	発足 04/6
(5) 岩波「憲法を変えて」	心情論*	*	05/8 刊

(* 別要素もあり、後記)

(2) 護憲平和論の中核的理由

「戦争いやです」の単なる心情論は別として、護憲平和論の中核的理由は米国追随、米
国主導の戦争に巻き込まれるとの危惧と見られるが、この理由は妥当か。

一つの要素は時期である。近年のアジア情勢のうち、中国胡錦涛体制の発足(2004年9
月)と北朝鮮のミサイル連続発射及び核実験(2006年7月、10月)の二つが忘れられない
事象だと考えるが、上表資料にはこれを反映しない時期のものがある。北朝鮮については
更に遡って、1998年12月のテポドン・ミサイル発射の事実もあった。単に米国追随危惧
だけでなく、これら事象を反映したアジア情勢の現実に着目しなくては護憲平和論も説得
性を持ち得ないのではないか。

(3) 護憲平和の背景となるアジア情勢

ア．米国追随の危惧より北朝鮮脅威の危惧

北朝鮮核実験から半年余り後、国民投票法案が成立し護憲平和論者の危機感が高まった
2007年5月に報じられた一青年の声が、問題の所在を端的に示している。

「護憲派の『平和を守る』は甘くてカッコ悪い。北朝鮮が攻めてきたらどうする、と現
実的な方が受ける。改憲派の『国を守る』はクールなイメージ。」⁴⁾

北朝鮮が攻めてきたらどうするか。この素朴な疑問に答えることなしに今や護憲平和論
は成り立たないであろう。原爆の語り部の戦争体験談も、「北朝鮮に原爆を落とされたら大
変、だから日本も軍備を」と逆効果を生むかも知れない。加えて、素朴な危惧の対象はい
わゆる北朝鮮の脅威だけにとどまらない。

イ、更なる危惧

北朝鮮と異なり、正式国交ある胡錦涛政権下の中国は善隣友好の対象であるが、その能
力について種々の見方が語られる。当DRC年報から二例を抜粋紹介する。

「近年における中国の軍事力拡大は、高度経済成長に支えられ著しいものがある。この

軍事力の拡大傾向が今後とも続くものとすれば、中国は近い将来この地域のスーパーパワーになることは想像に難くない。わが国は2005年版『日本の防衛』(防衛白書)を公表し、この中で中国については、『高い国防費の伸び』や『軍事力の更なる近代化』といった動向に注目する必要を指摘していることが紹介された。」5)

「中国の海洋戦略は、二つの覇権を求めていると言われる。一つは、台湾の統一と南シナ海、東シナ海、黄海の占有とそこに所在する海洋資源の独占を目指した海洋版図『海洋国土』の確保である。二つは、将来の発展と成長に必要なエネルギーや資源と国内生産物の海上輸送路を中国の主導的管制下で確保するとともに、敵対する海洋国家、米国や日本の『侵略』を阻止する間合いを十分に確保することである。」6)

ウ．護憲平和論で大丈夫か

いわゆる北朝鮮の脅威に加えてこのような更なる危惧を感じるならば、むしろ積極的に米国に追随する方がより安全だ、との見解も当然生じるではないか。アジア情勢の現状の中で、「こういう物騒な隣人もいるのに護憲平和論で大丈夫か」。この素朴な疑問に護憲平和論はどう答えるのか。

3．護憲平和論の説得性への要因

護憲平和論の中核的理由として、米国追随により米国主導の戦争に巻き込まれるとの危惧が主に挙げられていることを前章で見出した。しかし、北朝鮮や中国を含むアジア情勢の現実をも視野に入れなければ、護憲平和論は説得性を持ち得ないであろう。

脅威や危惧の実態解明は常に困難を伴い、到底筆者のよくするところではないが、護憲平和論が説得性を持ち得るためのいくつかの要因を一試論として考察してみたい。

(1) 脅威の本質

「脅威 = 能力 × 意図」とは脅威評価の鉄則であり、また「能力は一日にして成らず」、しかし「意図は一夜にして変わり得る」とも言われる。

(2) 北朝鮮の場合

この場合は、能力の有無を考察すべきであろう。題材となる事象は2006年10月の核実験、及び1998年8月と2006年7月のテポドン・ミサイル発射である。なお2006年7月には長射程のテポドン1発のほか短射程ミサイル6発も発射されたが、日本到達の可能性あるテポドンだけについて述べる。

ア．核実験(2006 - 7 - 5(月))

(ア) 核実験は成功か

伝えられる地下核実験については、空中放射能の分析から完全な成功とは見えない旨の見解もあった。

(イ) 実験が実用に結びつくか

内容はまったく異なるが筆者は第一の人生36年間のすべてを防衛システム分野に費やし、着想から実用までの全段階を経験した。1回の基礎実験から実用兵器の配備に到る長い長い道程を思えば、北朝鮮の核能力も未だ「シンボリック」なものに過ぎないと感じられる。能力を過大評価して狼狽すべきものではない。

イ．テポドン・ミサイル発射(1998 - 8 - 3(月)及び2006 - 7 - 5(水))

実用核弾頭が完成したとしても、運搬手段がなければ脅威となり得ない。2回にわたる

テポドン・ミサイル発射は何を示すか。

(ア) ミサイル発射は失敗

1998年8月の第1回発射でミサイルの一部が太平洋にまで達したことは、現実には日本を飛び越す能力を示した点で、一般公衆を含めて大きな衝撃を与えた。

ところが約8年後の2006年7月、第2回発射は完全な失敗であった。諸情報が出そろった2か月余り後、防衛庁の公式評価として額賀福志郎(当時)防衛庁長官が次のように述べている(抜粋)。

「9月15日の記者会見で、長官は、3発目に発射されたテポドン2ミサイルについて『発射後、数十秒で、数キロメートルの高さで空中分解、発射地点の近傍に墜落した』と述べ、さらに失敗の理由として『第1ブースターが分離されなかった。エンジンのトラブル、あるいは制御装置の不具合等が考えられる』と指摘。」⁷⁾

(イ) 日本の衛星打ち上げとの対比

用途は異なるが日本の衛星打ち上げ用ロケットの失敗経過と対比すると興味深い。2000年2月のM-V型、及び2003年11月のH-II型の失敗で日本の宇宙開発は深刻な再検討期に入り、ようやく2003年5月から連続4回のM-V型成功、及び2005年2月から現在まで連続7回のH-II A型成功で息を吹きかえした(これでも米・欧・露・中国の実績に遠く及ばないとされるが)。8年経って2発目が数キロ先で空中分解するテポドンなど、まったく考慮に値しない。

ウ. 所見

1回だけの核実験のおぼつかない実施と、運搬手段たるべきテポドン・ミサイルの失敗とでは、北朝鮮が日本の軍事的脅威となる危惧に具体性がない。

(3) 中国の場合

この場合は、意図の有無を考察すべきであろう。

当DRC年報から紹介した先の見解二例は、中国の能力に関するものであった。意図評価には能力評価以上の困難があるが、この道の識者方の所論を手がかりとしたい。

ア. 日中関係

安倍(当時)首相就任早々2006年10月の訪中で日中関係が改善へ向かった折の中国系と見られる一識者の見解を抜粋する。

「胡・安倍会談は胡主席の外交理念を示すものでもあった。『政治的障害』[注、靖国問題]の扱いは、もし安倍首相が参拝したならば、国内から反発を買うというリスクを伴っている。胡主席もこれを承知しているが、中日関係改善の選択肢は多くない。北京にとって靖国問題は、原理面と技術面とがある。国内政治と国際威信にかけては譲れない反面、靖国を台湾問題など他の課題に関わる中日関係の障害とするのは賢明でない。一極世界中の比較的弱小国にとって、改善の好機が到来したならば、原理原則と戦術的選択とのきわどい平衡を保たねばならないのである。」⁸⁾

イ. 中国の自己理解

他の識者は、中国に抱かれやすい虚像と実態とを対照し次のように述べる(抜粋)。

「『中国の台頭は軍事紛争を招く』」

「ほとんどあり得ない。軍の近代化、核抑止力強化等に努めているが、軍事力行使は国益に適うと見た場合に限ることは他国と同様である。中国はもはや革命国ではなく、国際

政治・経済に根本的不満は持っていない。中国の台頭は逆に周辺諸国による利害侵害を抑止する。台湾が独立という一線を越えることは考えにくい。」 9)

ウ．日米同盟と中国

また別の識者は、日米中三国関係構築の必要を論じて次のように述べる（抜粋）。

「中日間の信頼醸成には、米・中・日の三国関係、特に中国の米日同盟理解の変容が重要である。米日関係への中国の疑念は深く、北京にはすべて中国封じ込めの動きと写る。米日は中国へ積極関与して、背後にある安保環境変化を共に討議すべきである。米日は台湾問題の平和的解決に共通利害を持ち、台湾独立論者に手を貸すものでない点で中国とも共通している。海峡両側が平和裡に合意すれば、日本もそれを受け入れることを明らかにすべきである。」 10)

エ．所見

中国の意図が二、三の識者の見解で判断できる筈はないが、「台頭する一枚岩の大国」といった抱かれやすいイメージとは異なる所論を紹介した。中国とて人の子、内政外交に課題山積して内実は大変だとの理解、また日米同盟を警戒するであろう中国に日本も日米中三国関係構築で貢献できる位置にあるとの理解をもつことが信頼醸成をもたらし、中国脅威感を和らげることに繋がるであろう。

（３）岩波書店刊行物中の改憲論への省察

前章で取り上げた岩波ブックレット「憲法を変えて戦争へ行こう という世の中にしないための 18 人の発言」 3) 中には、改憲論への省察を含む部分もある。いくつかを抜粋する。

ア．まえがき部分

- ・テロも北朝鮮も怖いから軍隊がないと... ・お金だけでなく汗を流すことも...
- ・自衛隊員をちゃんと認めてあげたい... ・時代も変わったし日本人のための憲法を...
- ・アメリカが言うならしょうがない...

イ．半田滋

「北朝鮮への備えは、今でも考えられている。北朝鮮の脅威とそれに対抗する日本の防衛力は、自衛隊が自衛隊のままであろうが、軍隊になるのが同じことなのである。金正日総書記が日米韓 3 か国を相手に賭けに出る可能性は、きわめて低い。」

ウ．品川正治

「アメリカからの強い要請もあり、9条改憲が不可避であるといいますが、妥当な選択でしょうか。アメリカで極端な方向へ振り子がふれた後には、民主主義の力によって何度もやり戻しがありました。北朝鮮がミサイルを発射するのか否かを冷静に検証することが必要であり、百歩譲って仮にそのように事態が動いたとしても、アメリカのみならず世界の諸国は外交力によって、その種の攻撃を放置しないでしょう。」

エ．所見

まえがき部分の素朴な意見が逐一对処されていない感はあるが、それらを含めた改憲論への省察と対処が更になされれば、護憲平和論の説得性向上に役立つであろう。

おわりに

護憲平和論のいくつかの流れにつき、第 1 章でその主張を確認し、第 2 章でこれを検証

した。心情論（これも無視できない痛切なものがあるが）以外の中核的理由としては米国追従への危惧と見られるものが多かったが、護憲平和の背景となるべき安全保障情勢を含むアジア諸国関係への考察は乏しい。「北朝鮮が攻めてきたらどうするか」、さらに中国の存在をどう見るか等の素朴な危惧感に対応することなしには、今や護憲平和論は成り立たないと考えられる。

第3章ではこれらの内容を吟味し、北朝鮮さらに中国を必ずしも危惧するには当たらない旨を、また日米同盟を介して日本も日米中三国関係構築に貢献できる位置にあるとの理解をもつことの意義を示唆した。

これらを含め、改憲論側の理由・動機をも省察することが、護憲平和論の説得性向上に役立つであろう。

引用文献

- 1) 「語り部に」決意の朝、朝日新聞、2007-8-9(木)夕、9面
- 2) 「国会議員勉強会を」自民支持の被爆者、朝日新聞、2007-8-9(木)夕、9面
- 3) 憲法を変えて戦争へ行こう という世の中にしないための18人の発言、岩波ブックレット No. 657、2005-8-2 第1刷
- 4) 試される憲法、国民投票法成立<下>「内向きの保守」へ一石、東京新聞、2007-5-17(木)、www.tokyo-jp.co.jp/article/feature/consti/news/200705/
- 5) 安村勇徳：台頭する中国の軍事力、DRC年報2005、AR-9J、2005年10月
- 6) 古澤忠彦：中国の第二列島線海洋進出と日本の対応、DRC年報2006、AR-10J、2006年10月
- 7) 「数十秒で空中分解」北ミサイルで額賀長官、テポドン失敗確認、朝雲、2006-9-21(木)、1面
- 8) Yu Ji (Senior Lecturer, School of Political Science, University of New South Wales): Abe and China: A New Opportunity, PacNet No. 53A, 27 October 2006 [引用は玉真私訳]
- 9) Harry Harding (Chair, China Task Force, Eurasia Group): China: Think Again!, PacNet No. 17, 5 April 2007 [引用は玉真私訳]
- 10) Brad Grosserman (Executive Director), Bonnie Glaser (Senior Associate, Pacific Forum CSIS): And Now to Trilateralism, PacNet No. 24, 1 May 2007 [引用は玉真私訳]

財団法人ディフェンス リサーチ センター の概要

ディフェンス リサーチ センター（DRC）はわが国の安全保障戦略、防衛政策等につき、世界的に大きく変化する安全保障環境、技術進歩に即応して、危機管理、防衛産業等を含む幅広い見地から調査、研究と提言を行う公益法人シンクタンクとして1991年に設立されました。

研究活動は、これまで防衛を直接担当してきた実務経験豊かな陸、海、空、シビリアン等研究調査に意欲的な防衛OBを主体に、産業界、大学等で安全保障問題にかかわってきた40名の研究委員により奉仕的に進められています。具体的な活動として毎年数次にわたり、テーマ毎のチームを編成し、海外研究調査団を派遣して資料の収集、現地での安全保障討議を行っています。これまでに米国をはじめ、英、独、仏、スウェーデン等の欧州諸国、中、韓、台、豪のほか、東南アジア諸国等21ヶ国の国防省、戦略研究所、技術研究機関、大学等計140ヶ所を訪ねて研究討議を行ってきました。海外研究調査団派遣（各回3～8名）は平成19年度末までに通算107回になります。

主要な事業内容は下記の通りです。

1 安全保障の基本に関する調査・研究

・ 世界的に新しい安全保障環境、軍事情勢、技術進歩と安全保障との関係等について調査・分析

・ 国内の健全な安全保障基盤醸成に関し先進諸外国と対比した調査研究と提言

・ 今後わが国がとるべき安全保障の基本的な考え方、防衛戦略、防衛政策等に関し理論にとどまらず実務に直結した具体的な研究と提言

2 海外の特定研究機関との常続的安全保障討議、世界主要国への研究調査団の派遣及び現地での研究討議、来日する外国研究員等との討議

3 政府関係機関よりの受託研究、研修生等の受託教育及び防衛実務担当者との討議並びに会員の海外調査等への参画受入れ

4 安全保障、防衛技術に関する講演会、セミナー、国際会議等の定期的開催及び広く民間レベルを含む安全保障に関する研究会等の主催、講師派遣

5 安全保障及び関連技術に関する研究論文、会誌、（季刊）、DRC年報及び単行本の発行

6 会員制により、大学、企業等の研究員等との共同研究、合同海外調査、委託研究受託、委託教育受託等部外との研究交流を促進し、防衛力の充実に寄与、（会員募集中）

財団法人ディフェンスリサーチセンター事務局

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-20 彰徳ビル2F

TEL (03) 3233 5721 (代)

FAX (03) 3233 5731

URL <http://www.drc-jpn.org>

e-mail office@drc-jpn.org